

令和5年
公益法人の概況
及び
公益認定等委員会の活動報告

令和6年12月
内閣府

はじめに

本報告は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 48 条及び第 57 条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめたものである。

今般、各都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁（内閣府及び都道府県）分の公益法人の概況について取りまとめを行った。また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータに併記し収録した。

なお、参考として、移行認可を受けて特例民法法人から移行した一般法人及び申請中の特例民法法人の概況を掲載している。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

（設置及び権限）

- 第 32 条** 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

（事務の処理状況の公表）

- 第 48 条** 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

（情報の提供）

- 第 57 条** 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

内閣府公益認定等委員会

委員長

佐久間 総一郎

委員長代理

湯浅 信好

委員

生野 考司

委員

今泉 邦子

委員

片岡 麻紀

委員

黒田 かをり

委員

佐藤 彰紘

（令和 6 年 1 2 月 1 9 日現在）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

目次

第1部	公益法人の概況	1
第1章	公益法人制度の概要	1
	1. 一般社団法人及び一般財団法人	1
	2. 公益社団法人及び公益財団法人	1
第2章	法人数等	3
	1. 公益法人数	3
	2. 法人数の変動	4
	（1）法人の認定	5
	（2）法人の解散	5
	（3）公益認定の取消し	5
	（4）法人の合併	6
	3. 社員・役職員等	7
	（1）社員と代議員	7
	（2）各種の会員	8
	（3）評議員	9
	（4）理事	10
	（5）監事	12
	（6）会計監査人	13
	（7）職員	13
第3章	事業	15
	1. 事業年度	15
	2. 公益目的事業等	16
	（1）公益目的事業の事業目的	16
	（2）公益目的事業の事業類型	19
第4章	財務	22
	1. 資産・負債等	22
	（1）資産	22
	（2）負債	23
	（3）正味財産	23
	（4）遊休財産	24
	2. 収入・費用等	25

(1) 寄附金	25
(2) 会費	27
(3) 公益目的事業費用	27
(4) 公益目的事業収入	28
(5) 収支相償	29
(6) 公益目的事業比率	30
(7) 収益事業等	32
第5章 税制	33
1. 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置	33
(1) 公益目的事業の非課税の特例（法人税）	33
(2) みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）	33
(3) 利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）	34
(4) 消費税制上の特例収入に該当しない寄附金に係る特例	34
(5) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税 についての特例	35
(6) 特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税	35
2. 寄附者に対する税制上の優遇措置	35
(1) 個人が支出する寄附金についての特例	35
(2) 法人が支出する寄附金についての特例（法人税）	37
(3) 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例	38
補章1 移行法人の概況	39
第1節 法人数等	39
1. 移行法人数	39
2. 公益目的支出計画の完了等	40
(1) 公益目的支出計画の完了	40
(2) 解散	41
第2節 公益目的財産額等	42
1. 公益目的財産額	42
2. 年間公益目的支出額	43
3. 公益目的支出計画の完了予定時期	44
第2部 公益認定等委員会の活動報告	45
第1章 公益認定等委員会の取組	45
1. 公益認定等委員会	45
2. 令和5年度における取組	46
(1) 審査及び監督	46

(2) 公益法人等に対する支援	4 7
(3) 法人等との対話	4 9
(4) 広報活動	5 2
(5) 制度的課題への取組	5 4
3. 公益認定等委員会と都道府県間の連携	5 6
第2章 委員会の事務処理状況	5 7
1. 公益法人に係る審査	5 7
(1) 公益認定・移行認定の申請	5 7
(2) 変更認定申請及び変更の届出	6 1
(3) 合併の届出等	6 2
2. 公益法人の監督	6 3
(1) 定期提出書類等の審査	6 5
(2) 立入検査	6 6
(3) 報告徴収	6 8
(4) 勧告・命令の勧告・公益認定の取消しの勧告等	6 9
3. 移行法人に係る審査	7 3
(1) 移行認可の申請	7 3
(2) 変更認可等	7 4
4. 移行法人の監督	7 5
(1) 定期提出書類等の審査	7 5
(2) 立入検査	7 5
(3) 報告徴収	7 7
(4) 勧告・命令の勧告・認可の取消しの勧告	7 8
5. 特例民法法人	7 9
(1) 移行の状況	7 9
(2) 移行申請中の特例民法法人	8 0
附属資料編目次	8 1
統計資料編目次	1 1 1

(凡例)

- ◆本書で使用しているデータは、基本的に、国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報（データ時点は原則令和5年12月1日現在）から算出している。ただし、第1部第2章3の「社員・役職員等」については、各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の法人から提出された事業報告等のデータによる。
- ◆経年データの「年度」は、公益法人制度改革の施行が12月1日であったこと等を踏まえ、各年12月1日から翌年11月30日までを用いることを基本としている。
（今回の対象期間）令和4年度：令和4年12月1日から令和5年11月30日まで
ただし、第2部「公益認定等委員会の活動報告」については、通常の会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）による。
- ◆各表の数値は、公益認定等総合情報システムの過年度データが修正されることもあるため、第1部の公表済数値と異なる場合がある。
- ◆各表の数値のうち、金額は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- ◆各表の割合（％）について、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- ◆移行期間開始時点の特例民法法人のデータについては、基本的に「特例民法法人に関する年次報告」平成21年度版（基本となる集計時点は平成20年12月1日）によっている。
- ◆本報告で用いる法令の略称は、以下のとおりである。

「法人法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

「法人法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）

「法人法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）

「認定法」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

「認定法施行令」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）

「認定法施行規則」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）

「整備法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

「整備法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 277 号）

「整備法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）

なお、根拠法令の条項等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

<例> ○○法第 1 条第 2 項第 3 号：○○法 § 1 II ③

◆本報告で用いる用語の説明は、以下のとおりである。

「特例民法法人」 改正前の民法第 34 条に基づき、主務官庁の許可を得て設立された社団法人及び財団法人をいう。特例社団法人及び特例財団法人から成る。

「一般法人」 法人法に定める一般社団法人及び一般財団法人をいう。

「公益法人」 認定法に定める公益社団法人及び公益財団法人をいう。

「行政庁」 認定法及び整備法に定める行政庁である内閣総理大臣（内閣府）及び都道府県知事（都道府県）をいう。

「移行期間」 新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間をいう。

「移行認定」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、整備法第 44 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。

「公益認定」 一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、認定法第 4 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。

「移行認可」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における一般社団法人又は一般財団法人となるために、その申請により、整備法第 45 条に基づいて行政庁から受ける認可をいう。

「移行申請」 特例民法法人が行う移行認定又は移行認可の申請をいう。

「認定の申請」 移行認定又は公益認定の申請をいう。

「公益認定の取消し」 認定法の規定に基づき行政庁が公益法人に対して行う処分の一つであり、これを受けた公益法人は公益法人でなくなる（移行認定を受けた法人は公益法人であり、この対象に含まれる。）。

「常勤」 週 3 日以上法人の業務に従事する者で、従事する場所は主及び従たる事務所に限定するものではない。

第1部 公益法人の概況

第1章 公益法人制度の概要

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたる中、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっている。そうした状況に対応し、多様なサービスを提供することができる存在として、民間非営利部門が我が国の社会経済システムの中で果たすべき役割は重要性を増している。

このような中、平成20年12月に施行された法人法及び認定法により、国民が簡便に法人を設立することができる一般法人（一般社団法人及び一般財団法人）の制度を前提に、行政庁が公益を目的とする事業を適正に実施し得る法人を認定する現行の公益法人の制度が導入された。

<付属資料1> 公益法人制度及び公益認定等委員会等の活動等の経緯

1. 一般社団法人及び一般財団法人

剰余金の分配を目的としない社団及び財団については、法人法に基づき、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、登記により一般社団法人又は一般財団法人としての法人格を取得することができる。

法人法においては、定款等に基づく法人の自治を一定程度認めつつ、一般社団法人及び一般財団法人が我が国の社会における責任ある主体として自律的に活動するために必要な、法人としてのガバナンスに関する基本的な規律が定められている。

2. 公益社団法人及び公益財団法人

公益を目的とする事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、申請により、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）（注）による認定（公益認定）を受けることができる。認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」と総称する。）となる。

(注) ①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人、②公益目的事業等を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は内閣総理大臣、それ以外の法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となる(認定法 § 3)。

公益認定を受けるためには、事業の公益性や法人としてのガバナンス等について認定法に定められた基準を満たす必要がある。申請された内容が法律の定める認定基準を満たしていることについての判断は、民間有識者で構成される合議制の機関(国にあつては内閣府公益認定等委員会、都道府県にあつては各都道府県の合議制機関)が行う。

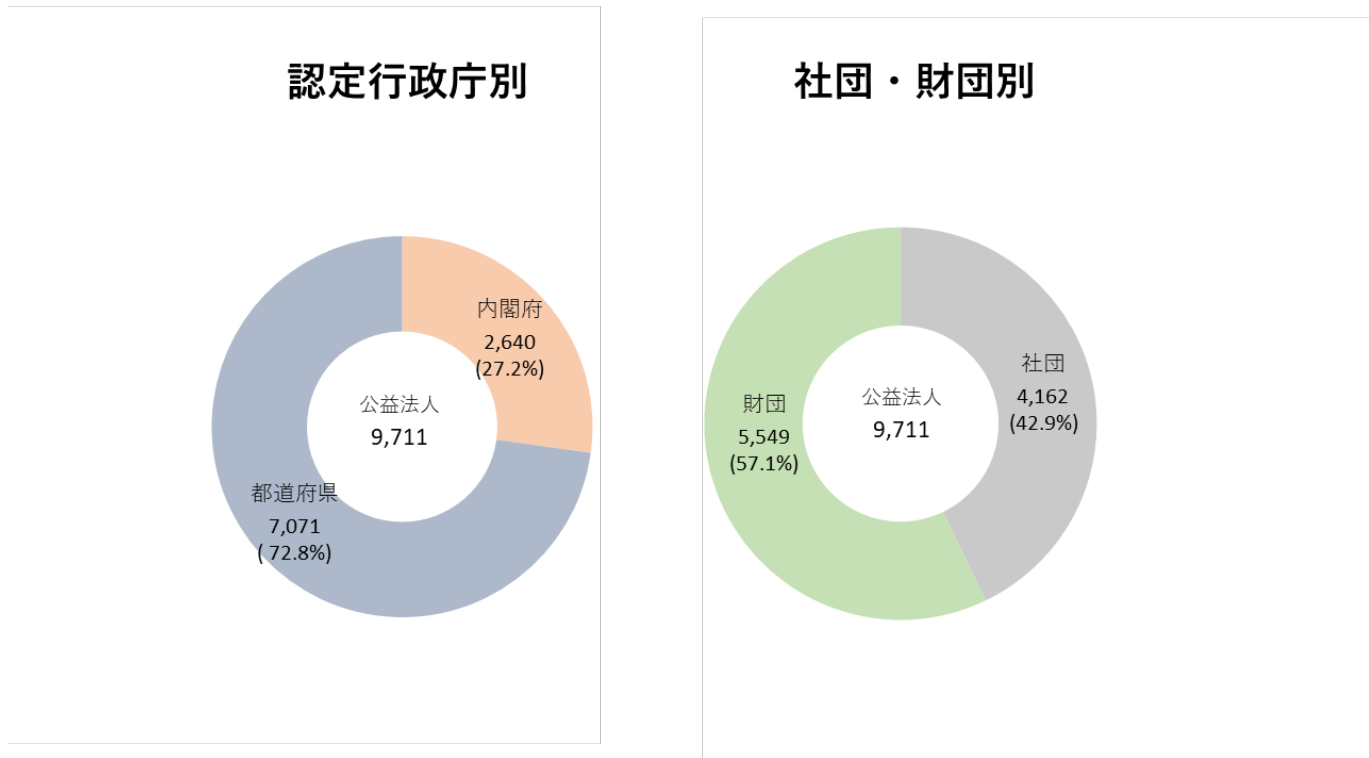
公益法人には、上記の認定基準を満たすほか、法人情報の開示等に関して認定法に定める事項を遵守することが求められる。また、公益法人の事業の適正な運営を確保するため必要な限度において、行政庁の監督を受けることになる。

公益法人の活動を支えるため、公益法人の事業については税制上の優遇措置が設けられている。また、公益法人の活動を支えるためには、善意の寄附による支援が重要であり、公益法人に対する寄附については、寄附者に対し税制上の優遇措置が設けられている。

第2章 法人数等

1. 公益法人数

図1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合



(注) 令和5年12月1日現在。

以下、表1-2-1, 表1-2-2、図1-2-2について同じ。

表1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合

	合計	公益社団法人	公益財団法人
内閣府	[27.2%] 2,640 100.0%	825 31.3%	1,815 68.8%
都道府県計	[72.8%] 7,071 100.0%	3,337 47.2%	3,734 52.8%
合計	[100.0%] 9,711 100.0%	4,162 42.9%	5,549 57.1%
前年合計	[100.0%] 9,672 100.0%	4,171 43.1%	5,501 56.9%

図1-2-2 各年12月1日現在の公益法人数（社団・財団別）

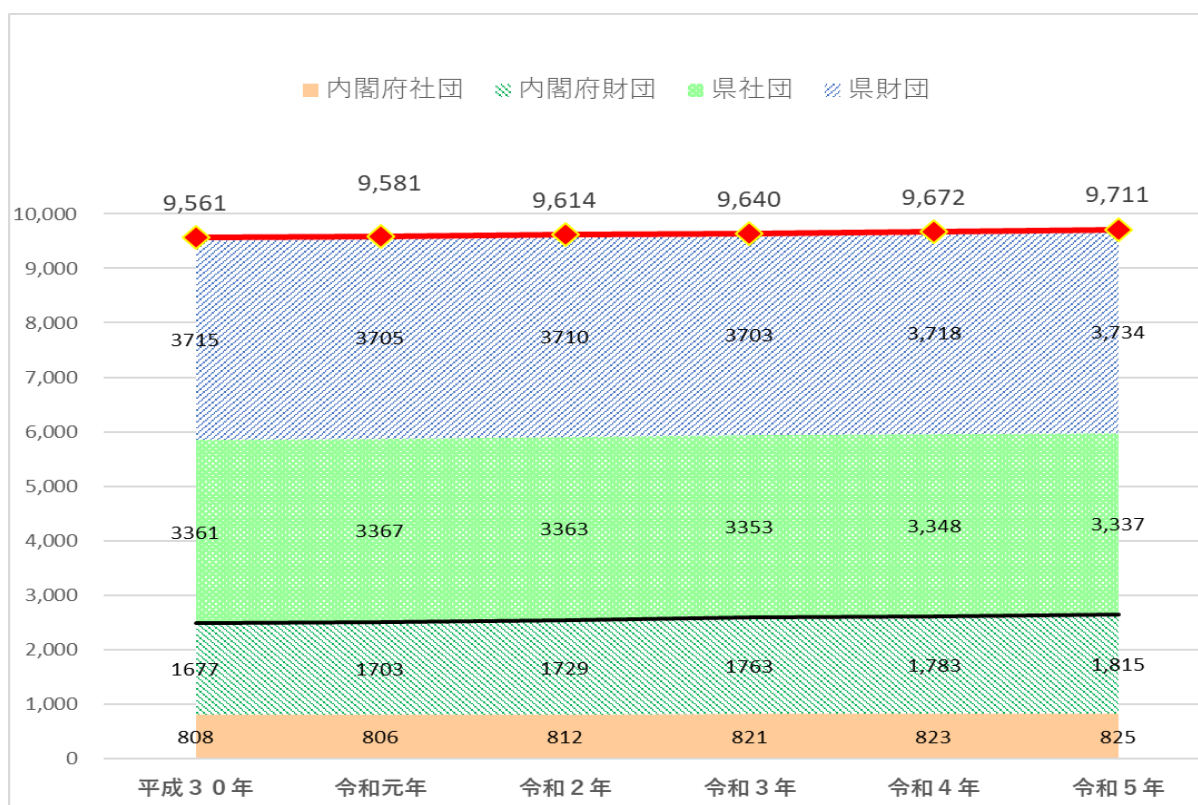


表1-2-2 各年12月1日現在の公益法人数（社団・財団別）

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
内閣府	社団	808	806	812	821	823	825
	財団	1,677	1,703	1,729	1,763	1,783	1,815
	計	2,485	2,509	2,541	2,584	2,606	2,640
都道府県	社団	3,361	3,367	3,363	3,353	3,348	3,337
	財団	3,715	3,705	3,710	3,703	3,718	3,734
	計	7,076	7,072	7,073	7,056	7,066	7,071
合計	社団	4,169	4,173	4,175	4,174	4,171	4,162
	財団	5,392	5,408	5,439	5,466	5,501	5,549
	計	9,561	9,581	9,614	9,640	9,672	9,711

2. 法人数の変動

公益法人数は、認定又は解散等により増減する。公益法人数が増加する事由として、移行認定又は公益認定がある。他方、公益法人数が減少する事由として、法人の解散、公益認定の取消し又は合併がある。なお、解散の場合には法人格が失われるが、公益認定が取り消されても一般法人として法人格は存続する。

(注) 合併の場合には、吸収合併と新設合併の合併形態の別、合併しようとする法人数、合併の相手方が公益法人であるか否かによって、公益法人の減少数は変わる。

(1) 法人の認定

公益法人は、一般社団法人・一般財団法人が、行政庁の認定を受け、公益社団法人・公益財団法人となることで増加する。

表 1-2-3 公益法人認定数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	35	34	51	36	44
都道府県	46	43	28	46	36
合計	81	77	79	82	80

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

以下、表1-2-4～表1-2-6まで同じ。

(2) 法人の解散

公益法人が合併以外の理由により解散（法人法 § 148、 § 202）した場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない（認定法 § 26 I）。解散後は、法令及び定款の定めに従い清算手続を行い、残余財産を類似目的の他の公益法人等に帰属させることになる（認定法 § 5⑩、法人法 § 239）。

表 1-2-4 年度別の解散件数

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	9	5	2	5	2	6
都道府県	14	11	15	18	7	10
合計	23	16	17	23	9	16

(注) 表中の令和4年度の「解散」法人数は、対象期間中に解散の届出・清算終了の届出を行った法人。

このほか、過年度解散の届出を行い、対象期間中に清算終了の届出を行った法人は14法人。

(3) 公益認定の取消し

公益認定の取消しには、公益法人からの申請に基づいて行政庁が取消しを行う場合と、行政庁が自らの権限の行使として取消しを行う場合とがある（認定法 § 29）。公益認定を取消されても、解散の場合と異なり、一般法人として法人格は継続する。しかし、公益目的事業のために法人が保有していた資産が引

き続き公益目的のために用いられることになるよう、公益目的取得財産残額に相当する額を類似目的の他の公益法人等に贈与しなければならない（認定法 § 30、§ 5⑰）。

表 1 - 2 - 5 年度別の公益認定の取消し件数

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	3	5	2	1	3	2
都道府県	4	5	10	14	14	15
合計	7	10	12	15	17	17

(注) この表においては、各年12月1日から翌年11月30日の取消し件数を集計しているが、第2部P71「表2-2-18 公益認定の取消しの勧告件数」においては、各年4月1日から翌年3月31日の取消し件数の勧告による取消しの件数を集計しているため、数値が異なる。

(4) 法人の合併

公益法人は、合併しようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある（認定法 § 24）。

合併には、吸収合併と新設合併があり、吸収合併の場合には存続法人の法人格が継続するが、新設合併の場合には存続法人がなく、合併後に別の法人格が新設される。(注)

(注) 3法人による合併の場合を例とすると、法人減少数は、吸収合併であれば2減であるが、新設合併であれば1増3減となる。

表 1 - 2 - 6 年度別の合併件数

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	吸収合併	5	5	2	1	2	1
	新設合併	0	0	0	0	0	0
	計	5	5	2	1	2	1
都道府県	吸収合併	4	5	6	8	10	3
	新設合併	1	4	0	0	0	0
	計	5	9	6	8	10	3
合計	吸収合併	9	10	8	9	12	4
	新設合併	1	4	0	0	0	0
	計	10	14	8	9	12	4

(注) 合併後に残る法人（吸収合併における存続公益法人、新設合併における新設公益法人）の数を計上している。

3. 社員・役職員等

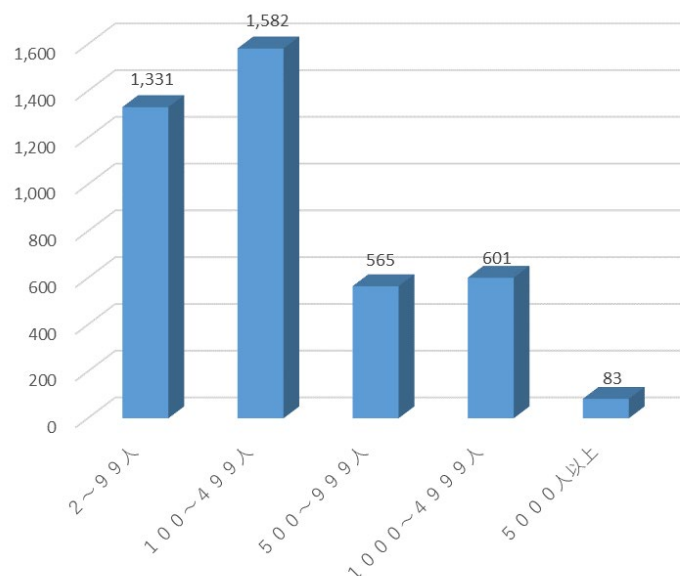
(1) 社員と代議員

(社員)

社員は、公益社団法人の存立の基礎となる構成員である。社員については、法人設立時には2名以上が必要である（法人法 § 10 I）。また、社員は、個人、団体を問わない。

社員は、社員総会に参加して議決権を行使するとともに、定款で定めるところにより、法人に経費等を支払うこととされている（法人法 § 48、 § 27）。社員総会は、定款変更、役員を選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である（法人法 § 146、 § 63、 § 70）。

図 1-2-3 社員数規模別の公益社団法人数



(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。
以下、表 1-2-7~表 1-2-17、図 1-2-4~図 1-2-7 まで同じ。

表 1-2-7 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2~99人	100~ 499人	500~ 999人	1000~ 4999人	5000人 以上
内閣府	825	713,118	864	126	353	287	67	92	26
都道府県	3,337	2,443,892	732	242	978	1,295	498	509	57
合計	4,162 (100.0%)	3,157,010	759	217	1,331 (32.0%)	1,582 (38.0%)	565 (13.6%)	601 (14.4%)	83 (2.0%)
前年合計	4,171 (100.0%)	3,204,424	768	222	1,329 (31.9%)	1,585 (38.0%)	564 (13.5%)	608 (14.6%)	85 (2.0%)

(代議員)

社員数が多い公益社団法人の中には、定款上の会員の中から一定の割合をもって選出される代議員をもって法人法上の社員とする、いわゆる「代議員制」を採るものもある。

表 1-2-8 代議員制採用法人における社員数規模別の法人数

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	社員(代議員) を選出する 会員数計	2~99人	100~ 499人	500~ 999人	1000~ 4999人	5000人 以上
内閣府	152	49,333	325	115	2,510,183	64	82	3	1	2
都道府県	216	94,944	440	106	739,780	100	95	5	13	3
合計	368 (100.0%)	144,277	392	107	3,249,963	164 (44.6%)	177 (48.1%)	8 (2.2%)	14 (3.8%)	5 (1.4%)
前年合計	347 (100.0%)	161,451	465	108	3,330,518	156 (45.0%)	169 (48.7%)	6 (1.7%)	10 (2.9%)	6 (1.7%)

(2) 各種の会員

公益社団法人における法人法上の社員は、定款上は「正会員」とされていることがあるが、この意味の「正会員」以外に、公益社団法人及び公益財団法人には、賛助会員、特別会員等の名称で、法人の事業に賛同して登録し、会費を払うなどの各種の「会員」が置かれている例がある。

図 1-2-4 各種の会員数規模別の公益法人数(社団・財団別)

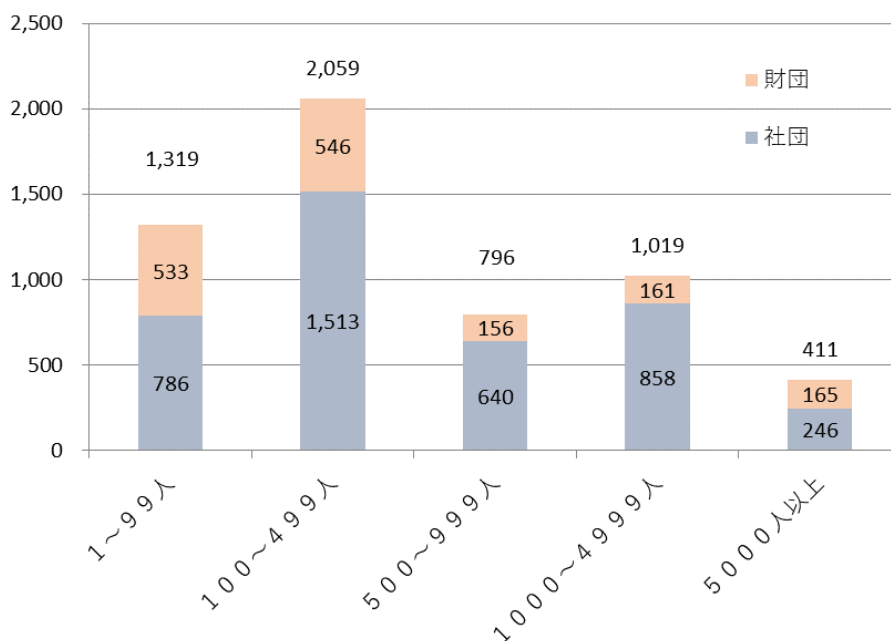


表 1 - 2 - 9 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	会員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	社団	800	4,818,240	6,023	560	177	219	80	184	140
	財団	614	4,284,446	6,978	161	245	166	68	80	55
	計	1,414	9,102,686	6,438	306	422	385	148	264	195
都道府県	社団	3,243	3,568,398	1,100	371	609	1,294	560	674	106
	財団	947	4,554,713	4,810	219	288	380	88	81	110
	計	4,190	8,123,111	1,939	324	897	1,674	648	755	216
合計	社団	4,043 (100.0%)	8,386,638	2,074	306	786 (19.4%)	1,513 (37.4%)	640 (15.8%)	858 (21.2%)	246 (6.1%)
	財団	1,561 (100.0%)	8,839,159	5,662	368	533 (34.1%)	546 (35.0%)	156 (10.0%)	161 (10.3%)	165 (10.6%)
	計	5,604 (100.0%)	17,225,797	3,074	325	1,319 (23.5%)	2,059 (36.7%)	796 (14.2%)	1,019 (18.2%)	411 (7.3%)
前年合計		5,608 (100.0%)	17,765,973	3,168	331	1,315 (23.4%)	2,050 (36.6%)	806 (14.4%)	1,020 (18.2%)	417 (7.4%)

(3) 評議員

評議員については、3名以上でなければならない（法人法 § 170 I、§ 173 III）。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員を選解任の権限を有する公益財団法人の議決機関である（法人法 § 200 I、§ 177、§ 63、§ 176）。

図 1 - 2 - 5 評議員数規模別の公益財団法人数

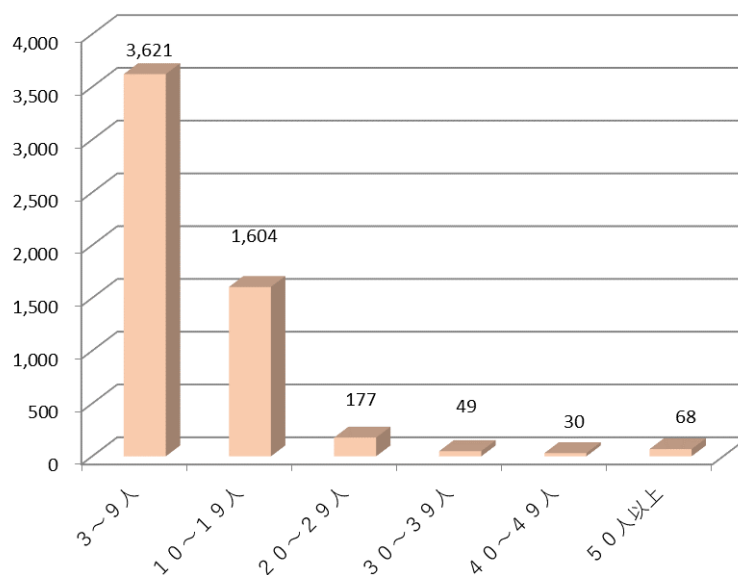


表 1 - 2 - 10 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,815	17,934	9.9	8	1,127	571	74	10	9	24
都道府県	3,734	35,996	9.6	8	2,494	1,033	103	39	21	44
合計	5,549 (100.0%)	53,930	9.7	8	3,621 (65.3%)	1,604 (28.9%)	177 (3.2%)	49 (0.9%)	30 (0.5%)	68 (1.2%)
前年合計	5,501 (100.0%)	54,055	9.8	8	3,553 (64.6%)	1,616 (29.4%)	186 (3.4%)	49 (0.9%)	32 (0.6%)	65 (1.2%)

(4) 理事

理事は一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置の機関であり（法人法 § 90 I、 § 170 I、 認定法 § 5 ⑭ハ）、理事は3名以上でなければならない（法人法 § 65Ⅲ、 § 177）。理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する（法人法 § 90、 § 91、 § 197）。

図 1 - 2 - 6 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）

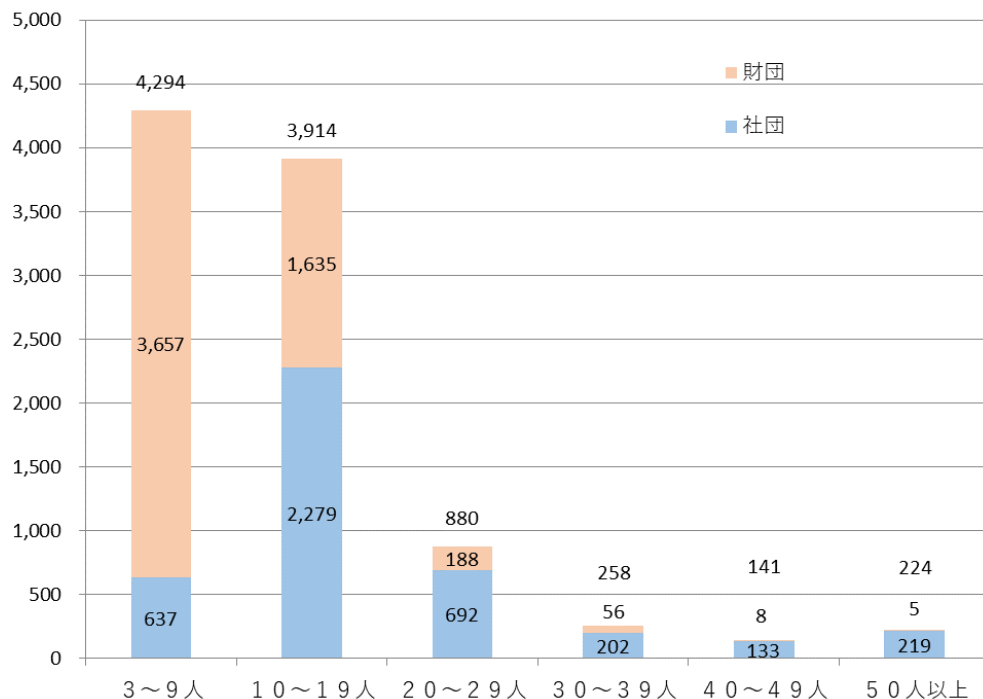


表 1-2-11 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	825	15,255	18.5	17	139	361	254	41	12	18
	財団	1,815	16,511	9.1	8	1,185	543	65	18	2	2
	計	2,640	31,766	12.0	9	1,324	904	319	59	14	20
都道府県	社団	3,337	63,902	19.1	14	498	1,918	438	161	121	201
	財団	3,734	34,265	9.2	8	2,472	1,092	123	38	6	3
	計	7,071	98,167	13.9	10	2,970	3,010	561	199	127	204
合計	社団	4,162 (100.0%)	79,157	19.0	15	637 (15.3%)	2,279 (54.8%)	692 (16.6%)	202 (4.9%)	133 (3.2%)	219 (5.3%)
	財団	5,549 (100.0%)	50,776	9.2	8	3,657 (65.9%)	1,635 (29.5%)	188 (3.4%)	56 (1.0%)	8 (0.1%)	5 (0.1%)
	計	9,711 (100.0%)	129,933	13.4	10	4,294 (44.2%)	3,914 (40.3%)	880 (9.1%)	258 (2.7%)	141 (1.5%)	224 (2.3%)
前年合計		9,672 (100.0%)	130,207	13.5	10	4,229 (43.7%)	3,933 (40.7%)	888 (9.2%)	258 (2.7%)	137 (1.4%)	227 (2.3%)

表 1-2-12 常勤・非常勤別の理事数

	法人数	常勤理事が いる法人数	理事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,640 (100.0%)	1,541 (58.4%)	31,766	2,757	29,009
都道府県	7,071 (100.0%)	4,194 (59.3%)	98,167	6,415	91,752
合計	9,711 (100.0%)	5,735 (59.1%)	129,933 (100.0%)	9,172 (7.1%)	120,761 (92.9%)
前年合計	9,672 (100.0%)	5,743 (59.4%)	130,207 (100.0%)	9,207 (7.1%)	121,000 (92.9%)

(注) 週3日以上法人の業務に従事する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。
以下、表1-2-14について同じ。

(5) 監事

公益法人には監事を置くこととされている（法人法 § 61、§ 170、認定法 § 5 ⑭ハ）。監事は計算書類等を監査（財務監査）し、理事の職務執行を監査（業務監査）する（法人法 § 99、§ 124、§ 197）。このために、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。

表 1-2-13 監事数別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	監事数計 (人)	平均値 (人)	1人	2人	3人	4人	5人以上
内閣府	社団	825	1,798	2.2	90	517	200	16	2
	財団	1,815	3,362	1.9	429	1,231	150	4	1
	計	2,640	5,160	2.0	519	1,748	350	20	3
都道府県	社団	3,337	7,439	2.2	109	2,444	712	59	13
	財団	3,734	7,269	1.9	514	2,921	285	12	2
	計	7,071	14,708	2.1	623	5,365	997	71	15
合計	社団	4,162 (100.0%)	9,237	2.2	199 (4.8%)	2,961 (71.1%)	912 (21.9%)	75 (1.8%)	15 (0.4%)
	財団	5,549 (100.0%)	10,631	1.9	943 (17.0%)	4,152 (74.8%)	435 (7.8%)	16 (0.3%)	3 (0.1%)
	計	9,711 (100.0%)	19,868	2.0	1,142 (11.8%)	7,113 (73.2%)	1,347 (13.9%)	91 (0.9%)	18 (0.2%)
前年合計		9,672 (100.0%)	19,862	2.1	1,078 (11.1%)	7,141 (73.8%)	1,339 (13.8%)	92 (1.0%)	22 (0.2%)

表 1-2-14 常勤・非常勤別の監事数

	法人数	常勤監事が いる法人数	監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,640	26 (1.0%)	5,158	28	5,130
都道府県	7,071	39 (0.6%)	14,707	43	14,664
合計	9,711	65 (0.7%)	19,865 (100.0%)	71 (0.4%)	19,794 (99.6%)
前年合計	9,672	67 (0.7%)	19,862 (100.0%)	70 (0.4%)	19,792 (99.6%)

(6) 会計監査人

収益 1,000 億円以上、費用・損失 1,000 億円以上、負債 50 億円以上のいずれかに該当する公益法人については、会計監査人を置かなければならない（認定法 § 5⑫、認定法施行令 § 6）。定款の定めにより会計監査人を置くこともできる（法人法 § 60Ⅱ、§ 170Ⅱ）。

表 1-2-15 会計監査人設置法人の割合（社団・財団別）

		法人数	会計監査人 設置法人数	割合
内閣府	社団	825	62	7.5%
	財団	1,815	164	9.0%
	計	2,640	226	8.6%
都道府県	社団	3,337	74	2.2%
	財団	3,734	164	4.4%
	計	7,071	238	3.4%
合計	社団	4,162	136	3.3%
	財団	5,549	328	5.9%
	計	9,711	464	4.8%
前年合計		9,672	475	4.9%

(7) 職員

公益法人の職員は、公益法人の活動を支えている。

図 1-2-7 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

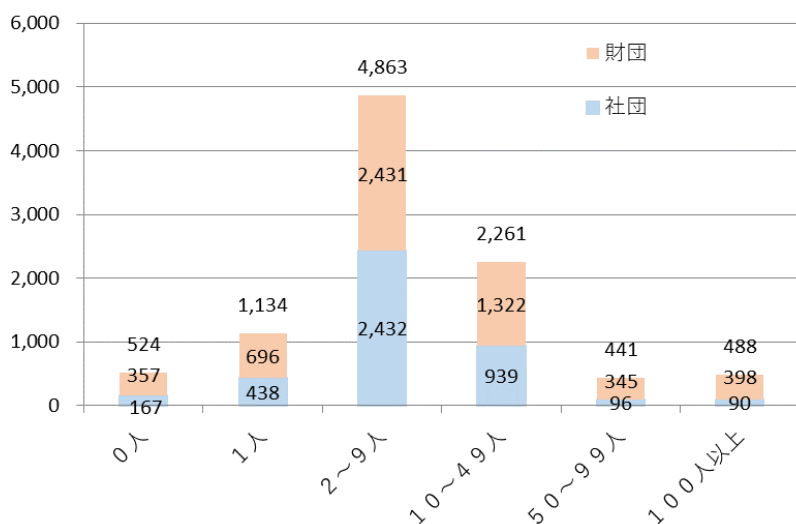


表 1 - 2 - 16 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	職員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	0人	1人	2～9人	10～ 49人	50～ 99人	100人 以上
内閣府	社団	825	30,719	37.2	5	32	82	461	204	24	22
	財団	1,815	48,643	26.8	4	72	276	927	371	82	87
	計	2,640	79,362	30.1	4	104	358	1,388	575	106	109
都道府県	社団	3,337	55,144	16.5	5	135	356	1,971	735	72	68
	財団	3,734	154,693	41.4	6	285	420	1,504	951	263	311
	計	7,071	209,837	29.7	5	420	776	3,475	1,686	335	379
合計	社団	4,162 (100.0%)	85,863	20.6	5	167 (4.0%)	438 (10.5%)	2,432 (58.4%)	939 (22.6%)	96 (2.3%)	90 (2.2%)
	財団	5,549 (100.0%)	203,336	36.6	5	357 (6.4%)	696 (12.5%)	2,431 (43.8%)	1,322 (23.8%)	345 (6.2%)	398 (7.2%)
	計	9,711 (100.0%)	289,199	29.8	5	524 (5.4%)	1,134 (11.7%)	4,863 (50.1%)	2,261 (23.3%)	441 (4.5%)	488 (5.0%)
前年合計	9,672 (100.0%)	293,298	30.3	5	533 (5.5%)	1,107 (11.4%)	4,837 (50.0%)	2,270 (23.5%)	435 (4.5%)	490 (5.1%)	

表 1 - 2 - 17 常勤・非常勤別の職員数

	法人数	常勤職員が いる法人数	職員数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,640	2,223 (84.2%)	79,362	60,247	19,115
都道府県	7,071	6,128 (86.7%)	209,837	159,352	50,485
合計	9,711	8,351 (86.0%)	289,199 (100.0%)	219,599 (75.9%)	69,600 (24.1%)
前年合計	9,672	8,359 (86.4%)	293,298 (100.0%)	223,076 (76.1%)	70,222 (23.9%)

(注) 週3日以上法人の業務に従事する者（パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1年以上の長期間勤務（予定も含む。）を含む。）を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

第3章 事業

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」法人である。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の認定法別表に掲げる種類の事業であって、「不特定かつ多数の者の利益」の増進に寄与するものである。公益法人は、公益目的事業のほか、毎事業年度の公益目的事業比率が50%以上となる範囲で公益目的事業に支障を及ぼさない限り、収益事業等を行うこともできる。ただし、収益事業等による利益の50%以上を公益目的事業に使わなければならない。

1. 事業年度

公益法人は定款に事業年度を記載しなければならない（法人法 § 11 I ⑦、 § 153 I ⑩）。事業年度の期間は1年を超えることができない（法人法施行規則 § 29、 § 64）。

表 1-3-1 事業年度の設定状況（社団・財団別）

		法人数	1月～ 12月	2月～ 1月	3月～ 2月	4月～ 3月	5月～ 4月	6月～ 5月	7月～ 6月	8月～ 7月	9月～ 8月	10月～ 9月	11月～ 10月	12月～ 11月
内閣府	社団	825	57	4	17	675	5	8	25	9	8	12	3	2
	財団	1,815	101	8	15	1,546	10	15	36	20	12	34	7	11
	計	2,640	158	12	32	2,221	15	23	61	29	20	46	10	13
都道府県	社団	3,337	175	4	2	3,079	6	11	42	6	3	3	1	5
	財団	3,734	39	8	7	3,548	9	28	29	17	15	27	4	3
	計	7,071	214	12	9	6,627	15	39	71	23	18	30	5	8
合計	社団	4,162	232	8	19	3,754	11	19	67	15	11	15	4	7
		(100.0%)	(5.6%)	(0.2%)	(0.5%)	(90.2%)	(0.3%)	(0.5%)	(1.6%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.1%)	(0.2%)
	財団	5,549	140	16	22	5,094	19	43	65	37	27	61	11	14
	(100.0%)	(2.5%)	(0.3%)	(0.4%)	(91.8%)	(0.3%)	(0.8%)	(1.2%)	(0.7%)	(0.5%)	(1.1%)	(0.2%)	(0.3%)	
	計	9,711	372	24	41	8,848	30	62	132	52	38	76	15	21
	(100.0%)	(3.8%)	(0.2%)	(0.4%)	(91.1%)	(0.3%)	(0.6%)	(1.4%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.8%)	(0.2%)	(0.2%)	
前年合計		9,672	376	24	38	8,831	29	59	128	46	36	69	13	23
		(100.0%)	(3.9%)	(0.2%)	(0.4%)	(91.3%)	(0.3%)	(0.6%)	(1.3%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.7%)	(0.1%)	(0.2%)

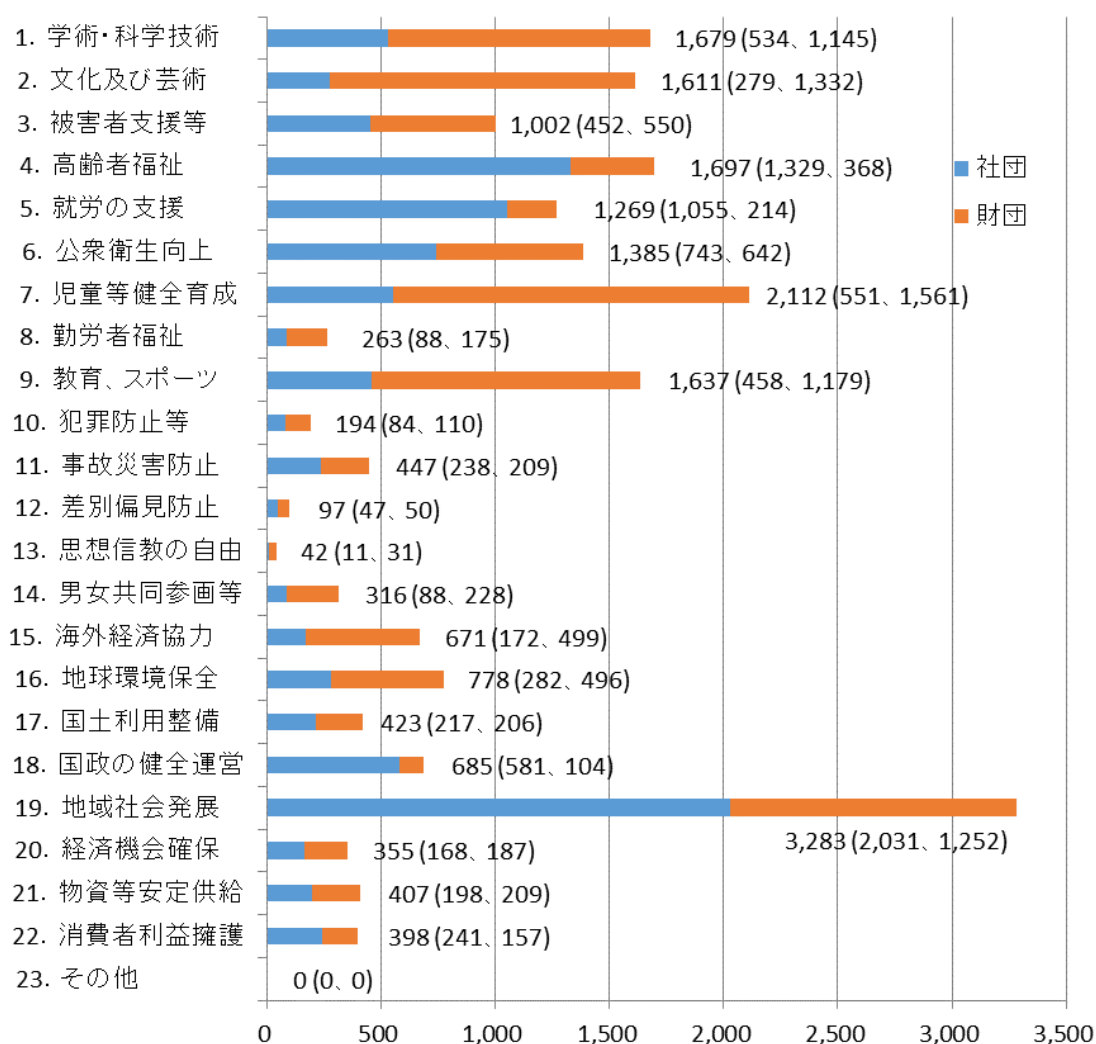
(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2. 公益目的事業等

(1) 公益目的事業の事業目的

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう（認定法 § 2④）。認定法の別表は、23（注）の事業目的を挙げている。

（注）「その他」の事業目的を定める政令が定められていないため、実質的には22事業目的。



（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の認定データによる。
以下、表1-3-2、表1-3-3、図1-3-2について同じ。
2 複数事業を行う法人及び複合目的・類型の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。
以下、表1-3-2、表1-3-3、図1-3-2について同じ。

社団・財団の別に、公益目的事業の事業目的別にみた法人数を多い順に並べると、上位3位は次のとおりである（表1-3-2）。

順位	計 (9,711 法人)	公益社団法人 (4,162 法人)	公益財団法人 (5,549 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,283 法人 (33.8%)	地域社会の健全な発展 2,031 法人 (48.8%)	児童又は青少年の健全な育成 1,561 法人 (28.1%)
2	児童又は青少年の健全な育成 2,112 法人 (21.7%)	高齢者の福祉の増進 1,329 法人 (31.9%)	文化及び芸術の振興 1,332 法人 (24.0%)
3	高齢者の福祉の増進 1,697 法人 (17.5%)	勤労意欲ある者に対する就労 支援 1,055 法人 (25.3%)	地域社会の健全な発展 1,252 法人 (22.6%)

また、行政庁の区分別に、公益目的事業の事業目的別にみた法人数を多い順に並べると、上位3位は次のとおりである（表1-3-2）。

順位	計 (9,711 法人)	内閣府 (2,640 法人)	都道府県 (7,071 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,283 法人 (33.8%)	学術及び科学技術の振興 955 法人 (36.2%)	地域社会の健全な発展 2,945 法人 (41.6%)
2	児童又は青少年の健全な育成 2,112 法人 (21.7%)	児童又は青少年の健全な育成 647 法人 (24.5%)	高齢者の福祉の増進 1,541 法人 (21.8%)
3	高齢者の福祉の増進 1,697 法人 (17.5%)	文化及び芸術の振興 536 法人 (20.3%)	児童又は青少年の健全な育成 1,465 法人 (20.7%)

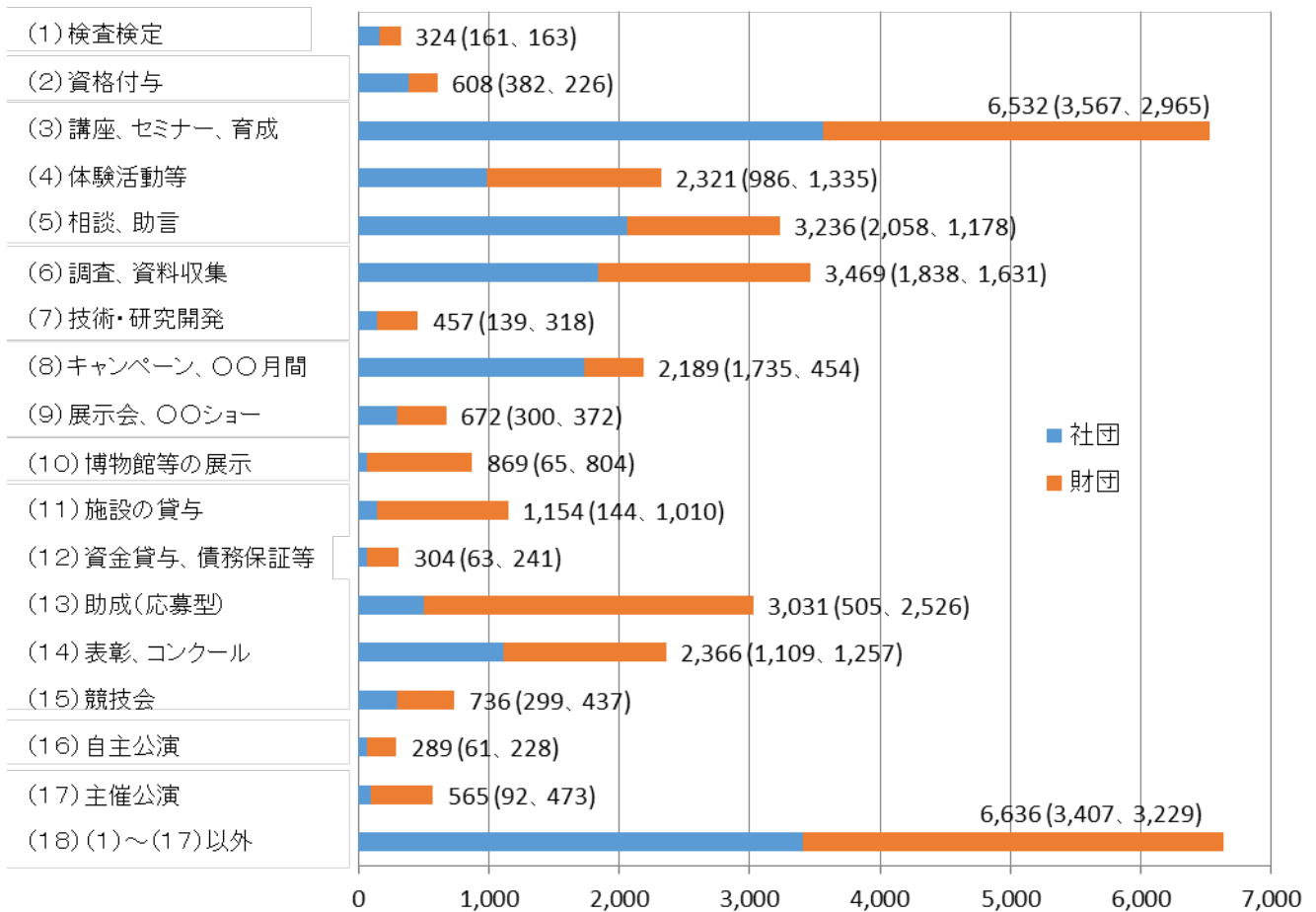
表1-3-2 公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数（社団・財団別）

	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	都道府県		うち社団	うち財団	
					うち社団	うち財団			
法人実数	9,711 (100%)	4,162 (100%)	5,549 (100%)	2,640 (100%)	825	1,815	7,071 (100%)	3,337	3,734
1. 学術及び科学技術の振興	1,679 (17.3%)	534 (12.8%)	1,145 (20.6%)	955 (36.2%)	239	716	724 (10.2%)	295	429
2. 文化及び芸術の振興	1,611 (16.6%)	279 (6.7%)	1,332 (24.0%)	536 (20.3%)	158	378	1,075 (15.2%)	121	954
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援	1,002 (10.3%)	452 (10.9%)	550 (9.9%)	275 (10.4%)	88	187	727 (10.3%)	364	363
4. 高齢者の福祉の増進	1,697 (17.5%)	1,329 (31.9%)	368 (6.6%)	156 (5.9%)	54	102	1,541 (21.8%)	1,275	266
5. 勤勞意欲のある者に対する就勞の支援	1,269 (13.1%)	1,055 (25.3%)	214 (3.9%)	90 (3.4%)	43	47	1,179 (16.7%)	1,012	167
6. 公衆衛生の向上	1,385 (14.3%)	743 (17.9%)	642 (11.6%)	258 (9.8%)	111	147	1,127 (15.9%)	632	495
7. 児童又は青少年の健全な育成	2,112 (21.7%)	551 (13.2%)	1,561 (28.1%)	647 (24.5%)	149	498	1,465 (20.7%)	402	1,063
8. 勤勞者の福祉の向上	263 (2.7%)	88 (2.1%)	175 (3.2%)	50 (1.9%)	21	29	213 (3.0%)	67	146
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること	1,637 (16.9%)	458 (11.0%)	1,179 (21.2%)	512 (19.4%)	173	339	1,125 (15.9%)	285	840
10. 犯罪の防止又は治安の維持	194 (2.0%)	84 (2.0%)	110 (2.0%)	44 (1.7%)	17	27	150 (2.1%)	67	83
11. 事故又は災害の防止	447 (4.6%)	238 (5.7%)	209 (3.8%)	166 (6.3%)	94	72	281 (4.0%)	144	137
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶	97 (1.0%)	47 (1.1%)	50 (0.9%)	34 (1.3%)	15	19	63 (0.9%)	32	31
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護	42 (0.4%)	11 (0.3%)	31 (0.6%)	30 (1.1%)	10	20	12 (0.2%)	1	11
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進	316 (3.3%)	88 (2.1%)	228 (4.1%)	156 (5.9%)	48	108	160 (2.3%)	40	120
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力	671 (6.9%)	172 (4.1%)	499 (9.0%)	426 (16.1%)	124	302	245 (3.5%)	48	197
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備	778 (8.0%)	282 (6.8%)	496 (8.9%)	223 (8.4%)	75	148	555 (7.8%)	207	348
17. 国土の利用、整備又は保全	423 (4.4%)	217 (5.2%)	206 (3.7%)	103 (3.9%)	62	41	320 (4.5%)	155	165
18. 国政の健全な運営の確保に資すること	685 (7.1%)	581 (14.0%)	104 (1.9%)	105 (4.0%)	40	65	580 (8.2%)	541	39
19. 地域社会の健全な発展	3,283 (33.8%)	2,031 (48.8%)	1,252 (22.6%)	338 (12.8%)	127	211	2,945 (41.6%)	1,904	1,041
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上	355 (3.7%)	168 (4.0%)	187 (3.4%)	145 (5.5%)	70	75	210 (3.0%)	98	112
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保	407 (4.2%)	198 (4.8%)	209 (3.8%)	105 (4.0%)	43	62	302 (4.3%)	155	147
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進	398 (4.1%)	241 (5.8%)	157 (2.8%)	150 (5.7%)	84	66	248 (3.5%)	157	91
23. その他、政令で定めるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0 (0.0%)	0	0

(2) 公益目的事業の事業類型

公益目的事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」でなければならない。この事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、「公益目的事業のチェックポイント」（平成20年4月内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」参考）がある。そこでは、便宜、事業の特性に応じた計18種類の事業類型を挙げ、それぞれについて事業の公益性を判断するに当たってのチェックポイントを掲げている。

図1-3-2 公益目的事業の事業類型別（18類型）の法人数



社団・財団の別に、公益目的事業の事業類型別にみた法人数を多い順に並べると、上位3位は次のとおりである（表1-3-3）。

順位	計 (9,711 法人)	公益社団法人 (4,162 法人)	公益財団法人 (5,549 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,532 法人 (67.3%)	講座、セミナー、育成 3,567 法人 (85.7%)	講座、セミナー、育成 2,965 法人 (53.4%)
2	調査、資料収集 3,469 法人 (35.7%)	相談、助言 2,058 法人 (49.4%)	助成（応募型） 2,526 法人 (45.5%)
3	相談、助言 3,236 法人 (33.3%)	調査、資料収集 1,838 法人 (44.2%)	調査、資料収集 1,631 法人 (29.4%)

また、行政庁の区分別に、公益目的事業の事業類型別にみた法人数を多い順に並べると、上位3位は次のとおりである（表1-3-3）。

順位	計 (9,711 法人)	内閣府 (2,640 法人)	都道府県 (7,071 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,532 法人 (67.3%)	講座、セミナー、育成 1,587 法人 (60.1%)	講座、セミナー、育成 4,945 法人 (69.9%)
2	調査、資料収集 3,469 法人 (35.7%)	助成（応募型） 1,171 法人 (44.4%)	相談、助言 2,789 法人 (39.4%)
3	相談、助言 3,236 法人 (33.3%)	調査、資料収集 1,074 法人 (40.7%)	調査、資料収集 2,395 法人 (33.9%)

表 1-3-3 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数（社団・財団別）

	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	都道府県		うち社団	うち財団	
					うち社団	うち財団			
法人実数	9,711 (100%)	4,162 (100%)	5,549 (100%)	2,640 (100%)	825	1,815	7,071 (100%)	3,337	3,734
(1) 検査検定	324 (3.3%)	161 (3.9%)	163 (2.9%)	127 (4.8%)	60	67	197 (2.8%)	101	96
(2) 資格付与	608 (6.3%)	382 (9.2%)	226 (4.1%)	384 (14.5%)	243	141	224 (3.2%)	139	85
(3) 講座、セミナー、育成	6,532 (67.3%)	3,567 (85.7%)	2,965 (53.4%)	1,587 (60.1%)	685	902	4,945 (69.9%)	2,882	2,063
(4) 体験活動等	2,321 (23.9%)	986 (23.7%)	1,335 (24.1%)	414 (15.7%)	159	255	1,907 (27.0%)	827	1,080
(5) 相談、助言	3,236 (33.3%)	2,058 (49.4%)	1,178 (21.2%)	447 (16.9%)	215	232	2,789 (39.4%)	1,843	946
(6) 調査、資料収集	3,469 (35.7%)	1,838 (44.2%)	1,631 (29.4%)	1,074 (40.7%)	480	594	2,395 (33.9%)	1,358	1,037
(7) 技術開発、研究開発	457 (4.7%)	139 (3.3%)	318 (5.7%)	219 (8.3%)	72	147	238 (3.4%)	67	171
(8) キャンペーン、〇〇月間	2,189 (22.5%)	1,735 (41.7%)	454 (8.2%)	221 (8.4%)	134	87	1,968 (27.8%)	1,601	367
(9) 展示会、〇〇ショー	672 (6.9%)	300 (7.2%)	372 (6.7%)	132 (5.0%)	70	62	540 (7.6%)	230	310
(10) 博物館等の展示	869 (8.9%)	65 (1.6%)	804 (14.5%)	199 (7.5%)	32	167	670 (9.5%)	33	637
(11) 施設の貸与	1,154 (11.9%)	144 (3.5%)	1,010 (18.2%)	149 (5.6%)	27	122	1,005 (14.2%)	117	888
(12) 資金貸与、債務保証等	304 (3.1%)	63 (1.5%)	241 (4.3%)	41 (1.6%)	14	27	263 (3.7%)	49	214
(13) 助成（応募型）	3,031 (31.2%)	505 (12.1%)	2,526 (45.5%)	1,171 (44.4%)	156	1,015	1,860 (26.3%)	349	1,511
(14) 表彰、コンクール	2,366 (24.4%)	1,109 (26.6%)	1,257 (22.7%)	785 (29.7%)	326	459	1,581 (22.4%)	783	798
(15) 競技会	736 (7.6%)	299 (7.2%)	437 (7.9%)	168 (6.4%)	88	80	568 (8.0%)	211	357
(16) 自主公演	289 (3.0%)	61 (1.5%)	228 (4.1%)	93 (3.5%)	35	58	196 (2.8%)	26	170
(17) 主催公演	565 (5.8%)	92 (2.2%)	473 (8.5%)	75 (2.8%)	17	58	490 (6.9%)	75	415
(18) 上記(1)～(17)の事業区分に該当しない事業	6,636 (68.3%)	3,407 (81.9%)	3,229 (58.2%)	1,412 (53.5%)	563	849	5,224 (73.9%)	2,844	2,380

第4章 財務

財務状況については、過去1年間に公益法人から提出された事業報告等の内容に基づく。令和5年12月1日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に集計し、取りまとめている。対象法人数は計9,644法人である。

1. 資産・負債等

(1) 資産

表1-4-1 資産額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	資産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	821	2,544,943	3,100	131	76	150	122	291	67	115
	財団	1,788	18,576,064	10,389	825	59	164	85	397	248	835
	計	2,609	21,121,007	8,095	447	135	314	207	688	315	950
都道府県	社団	3,325	2,021,521	608	54	373	1,209	613	734	159	237
	財団	3,710	8,486,369	2,287	373	72	327	332	1,373	570	1,036
	計	7,035	10,507,889	1,494	147	445	1,536	945	2,107	729	1,273
合計	社団	4,146 (100.0%)	4,566,464	1,101	64	449 (10.8%)	1,359 (32.8%)	735 (17.7%)	1,025 (24.7%)	226 (5.5%)	352 (8.5%)
	財団	5,498 (100.0%)	27,062,433	4,922	473	131 (2.4%)	491 (8.9%)	417 (7.6%)	1,770 (32.2%)	818 (14.9%)	1,871 (34.0%)
	計	9,644 (100.0%)	31,628,896	3,280	201	580 (6.0%)	1,850 (19.2%)	1,152 (11.9%)	2,795 (29.0%)	1,044 (10.8%)	2,223 (23.1%)
前年合計		9,605 (100.0%)	30,834,467	3,210	198	574 (6.0%)	1,891 (19.7%)	1,137 (11.8%)	2,761 (28.7%)	1,036 (10.8%)	2,206 (23.0%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。
以下、表1-4-2～表1-4-12、図1-4-1～図1-4-4まで同じ。

(2) 負債

表 1-4-2 負債額規模別の公益法人数 (社団・財団別)

		法人数	負債額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	821	1,603,719	1,953	17	314	265	77	111	15	39
	財団	1,788	8,778,334	4,910	8	938	344	116	233	42	115
	計	2,609	10,382,054	3,979	11	1,252	609	193	344	57	154
都道府県	社団	3,325	1,235,205	371	10	1,668	999	236	274	52	96
	財団	3,710	2,944,551	794	11	1,814	667	277	550	144	258
	計	7,035	4,179,756	594	10	3,482	1,666	513	824	196	354
合計	社団	4,146 (100.0%)	2,838,924	685	11	1,982 (47.8%)	1,264 (30.5%)	313 (7.5%)	385 (9.3%)	67 (1.6%)	135 (3.3%)
	財団	5,498 (100.0%)	11,722,886	2,132	10	2,752 (50.1%)	1,011 (18.4%)	393 (7.1%)	783 (14.2%)	186 (3.4%)	373 (6.8%)
	計	9,644 (100.0%)	14,561,809	1,510	11	4,734 (49.1%)	2,275 (23.6%)	706 (7.3%)	1,168 (12.1%)	253 (2.6%)	508 (5.3%)
前年合計		9,605 (100.0%)	14,243,691	1,483	10	4,747 (49.4%)	2,239 (23.3%)	715 (7.4%)	1,152 (12.0%)	262 (2.7%)	490 (5.1%)

(3) 正味財産

正味財産は、公益法人会計基準（平成 20 年）では、指定正味財産、一般正味財産及び基金（法人法 § 131 に基づき設定している場合）に区分することとされている。このうち指定正味財産は、寄附によって受け入れた資産であって、寄附者等の意思により当該資産の用途について制約が課されているものをいう。一般正味財産とは、指定正味財産以外の正味財産（基金を除く。）である。

表 1-4-3 公益法人の正味財産額 (社団・財団別)

		法人数	正味財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
内閣府	社団	821	941,238	1,146	95	471,258	469,735
	財団	1,788	9,797,768	5,480	741	7,001,152	2,798,414
	計	2,609	10,739,006	4,116	379	7,472,410	3,268,149
都道府県	社団	3,325	786,328	236	36	260,964	524,500
	財団	3,710	5,541,189	1,494	298	3,597,855	1,942,796
	計	7,035	6,327,517	899	107	3,858,819	2,467,296
合計	社団	4,146	1,727,567	417	43	732,221	994,235
	財団	5,498	15,338,957	2,790	374	10,599,008	4,741,210
	計	9,644	17,066,523	1,770	145	11,331,229	5,735,445
前年合計		9,605	16,575,223	1,726	145	10,844,907	5,743,524

(4) 遊休財産

遊休財産とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産をいう。公益法人が、社会経済情勢の変化や、法人に関する状況の変化等に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる財産を持つことは必要であり、遊休財産を保有することが直ちに問題となるものではない。しかし、公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することにもなることから、遊休財産は、1年分の公益目的事業費相当額が限度とされている（認定法 § 16）。

表 1 - 4 - 4 公益法人の遊休財産額（社団・財団別）

		法人数	遊休財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)
内閣府	社団	821	162,931	198	33
	財団	1,788	332,576	186	23
	計	2,609	495,507	190	26
都道府県	社団	3,325	199,813	60	19
	財団	3,710	484,296	131	13
	計	7,035	684,109	97	17
合計	社団	4,146	362,744	87	20
	財団	5,498	816,872	149	16
	計	9,644	1,179,616	122	18
前年合計		9,605	1,181,675	123	19

表 1 - 4 - 5 遊休財産額の割合別法人数

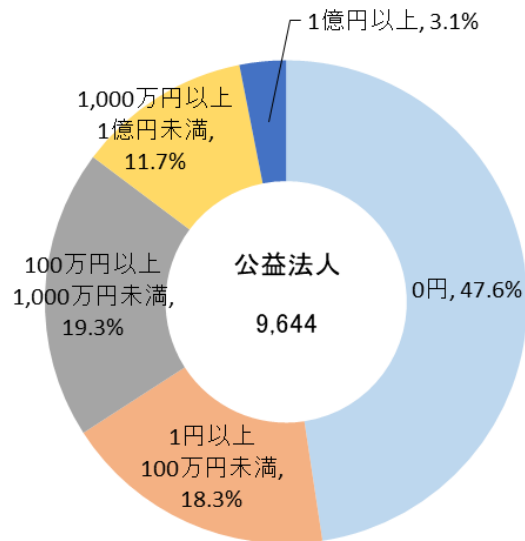
	法人数	遊休財産を 保有してい ない法人数	保有上限額に対する遊休財産額の割合別法人数				上限額を超 過している 法人数	
			25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%以下		
内閣府	公社	821	54	174	160	174	208	51
	公財	1,788	138	566	396	308	296	84
	計	2,609	192	740	556	482	504	135
都道府県	公社	3,325	89	1,427	554	481	499	275
	公財	3,710	322	1,364	842	560	417	205
	計	7,035	411	2,791	1,396	1,041	916	480
合計	公社	4,146	143	1,601	714	655	707	326
	公財	5,498	460	1,930	1,238	868	713	289
	計	9,644	603	3,531	1,952	1,523	1,420	615
前年合計	9,605	545	3,362	1,849	1,478	1,504	867	

2. 収入・費用等

(1) 寄附金

寄附金は、公益法人の活動を支える重要な財源である。公益法人において、寄附金は、原則として公益目的事業に使用すべき公益目的事業財産となるが、公益目的事業以外に用途が特定された場合には、その内容に従うことになる。

図 1 - 4 - 1 寄附金収入額規模別の公益法人の割合



(注) 上記グラフは、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額規模別の公益法人割合である。

以下、図 1 - 4 - 2、図 1 - 4 - 3 について同じ。

図 1-4-2 寄附金収入額規模別の
公益法人の割合（社団）

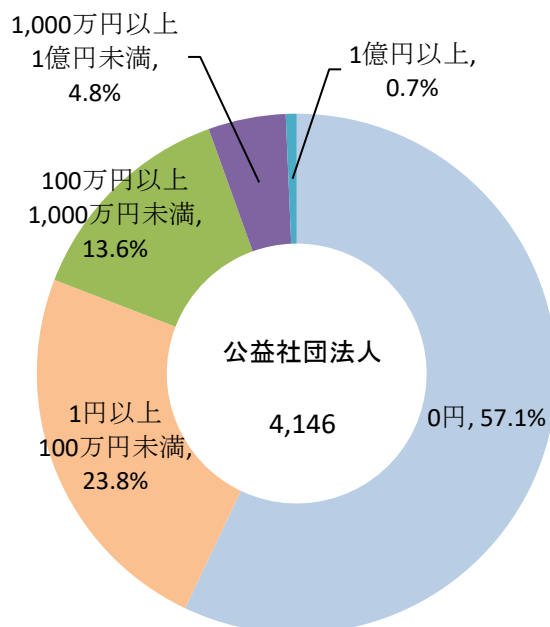


図 1-4-3 寄附金収入額規模の
公益法人の割合（財団）

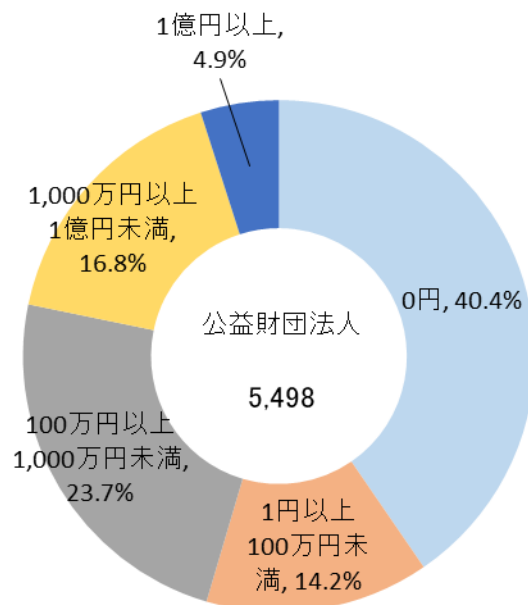


表 1-4-6 寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

	法人数	寄附金額計 (百万円)	寄附金あり 法人数	平均値	中央値	0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上	
				(百万円)	(百万円)						
内閣府	社団	821	29,179	559	52	3	262	172	243	118	26
	財団	1,788	275,538	1,298	212	13	490	143	417	530	208
	計	2,609	304,717	1,857	164	8	752	315	660	648	234
都道府県	社団	3,325	5,207	1,220	4	0.4	2,105	814	322	82	2
	財団	3,710	73,132	1,977	37	2	1,733	635	884	394	64
	計	7,035	78,339	3,197	25	1	3,838	1,449	1,206	476	66
合計	社団	4,146 (100.0%)	34,386	1,779	19	0.7	2,367 (57.1%)	986 (23.8%)	565 (13.6%)	200 (4.8%)	28 (0.7%)
	財団	5,498 (100.0%)	348,670	3,275	106	5	2,223 (40.4%)	778 (14.2%)	1,301 (23.7%)	924 (16.8%)	272 (4.9%)
	計	9,644 (100.0%)	383,055	5,054	76	3	4,590 (47.6%)	1,764 (18.3%)	1,866 (19.3%)	1,124 (11.7%)	300 (3.1%)
前年合計	9,605 (100.0%)	690,615	4,976	139	3	4,629 (48.2%)	1,741 (18.1%)	1,808 (18.8%)	1,139 (11.9%)	288 (3.0%)	

(注) 1 平均値及び中央値は、寄附金収入のある法人（5,054法人）についての値である。

2 上記表は、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額である。公益目的事業以外に用途が特定される場合を含めた寄附金収入額は、412,556百万円である。

(2) 会費

公益社団法人の社員が支払う会費は、会費規定等において用途が指定されていれば当該用途に、用途の指定が無ければ50%が公益目的事業会計の収益に計上される（認定法施行規則§26①）。

表1-4-7 会費収入のある公益社団法人数

	公益社団法人数	会費収入額計 (百万円)	会費収入のあ る法人数	平均値		0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上
				平均値 (百万円)	中央値 (百万円)					
内閣府	821 (100.0%)	77,433	727	107	7	94 (11.4%)	101 (12.3%)	259 (31.5%)	297 (36.2%)	70 (8.5%)
都道府県	3,325 (100.0%)	30,872	2,922	11	1	403 (12.1%)	1,146 (34.5%)	1,294 (38.9%)	440 (13.2%)	42 (1.3%)
合計	4,146 (100.0%)	108,305	3,649	30	2	497 (12.0%)	1,247 (30.1%)	1,553 (37.5%)	737 (17.8%)	112 (2.7%)
前年合計	4,148 (100.0%)	109,467	3,648	30	2	500 (12.1%)	1,232 (29.7%)	1,576 (38.0%)	725 (17.5%)	115 (2.8%)

(3) 公益目的事業費用

公益目的事業費用は、正味財産増減計算書の費用に計上される。

図1-4-4 公益目的事業費用額の分布

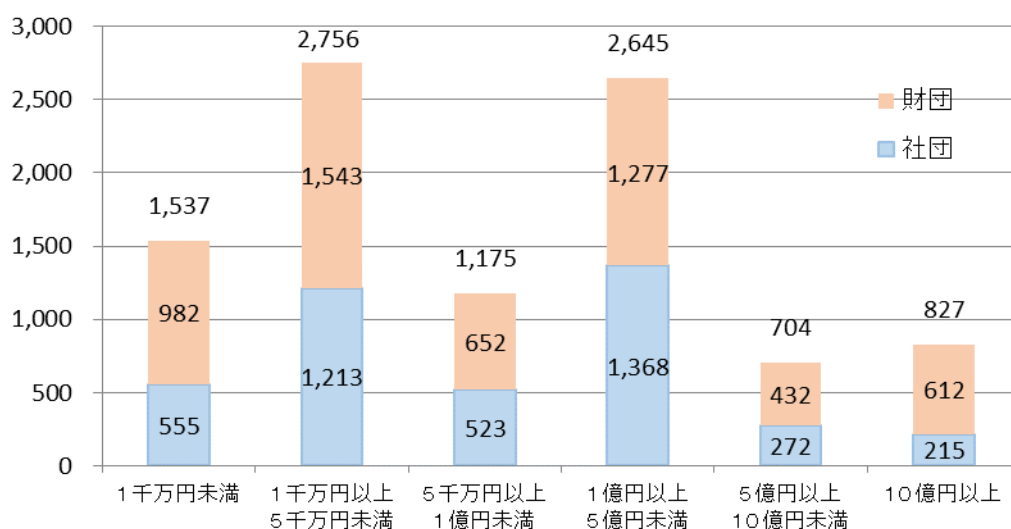


表 1 - 4 - 8 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	821	821,928	1,001	81	67	256	129	257	56	56
	財団	1,788	2,245,352	1,256	74	241	520	248	484	121	174
	計	2,609	3,067,280	1,176	76	308	776	377	741	177	230
都道府県	社団	3,325	975,118	293	74	488	957	394	1,111	216	159
	財団	3,710	2,119,810	571	59	741	1,023	404	793	311	438
	計	7,035	3,094,928	440	67	1,229	1,980	798	1,904	527	597
合計	社団	4,146 (100.0%)	1,797,046	433	76	555 (13.4%)	1,213 (29.3%)	523 (12.6%)	1,368 (33.0%)	272 (6.6%)	215 (5.2%)
	財団	5,498 (100.0%)	4,365,162	794	64	982 (17.9%)	1,543 (28.1%)	652 (11.9%)	1,277 (23.2%)	432 (7.9%)	612 (11.1%)
	計	9,644 (100.0%)	6,162,208	639	70	1,537 (15.9%)	2,756 (28.6%)	1,175 (12.2%)	2,645 (27.4%)	704 (7.3%)	827 (8.6%)
前年合計		9,605 (100.0%)	5,881,177	612	65	1,649 (17.2%)	2,729 (28.4%)	1,158 (12.1%)	2,622 (27.3%)	668 (7.0%)	779 (8.1%)

(4) 公益目的事業収入

公益目的事業収入は、正味財産増減計算書の収益に計上される。

表 1 - 4 - 9 公益目的事業収入額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	公益目的事業 収入額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	821	434,242	529	30	71	194	225	107	163	32	29
	財団	1,788	807,023	451	0.2	836	301	193	90	201	66	101
	計	2,609	1,241,264	476	6	907	495	418	197	364	98	130
都道府県	社団	3,325	736,737	222	38	365	960	430	339	941	169	121
	財団	3,710	1,690,971	456	14	886	839	593	228	588	224	352
	計	7,035	2,427,708	345	23	1,251	1,799	1,023	567	1,529	393	473
合計	社団	4,146 (100.0%)	1,170,978	282	35	436 (10.5%)	1,154 (27.8%)	655 (15.8%)	446 (10.8%)	1,104 (26.6%)	201 (4.8%)	150 (3.6%)
	財団	5,498 (100.0%)	2,497,994	454	7	1,722 (31.3%)	1,140 (20.7%)	786 (14.3%)	318 (5.8%)	789 (14.4%)	290 (5.3%)	453 (8.2%)
	計	9,644 (100.0%)	3,668,972	380	16	2,158 (22.4%)	2,294 (23.8%)	1,441 (14.9%)	764 (7.9%)	1,893 (19.6%)	491 (5.1%)	603 (6.3%)
前年合計		9,605 (100.0%)	3,576,340	372	15	2,175 (22.6%)	2,289 (23.8%)	1,440 (15.0%)	775 (8.1%)	1,883 (19.6%)	461 (4.8%)	582 (6.1%)

(5) 収支相償

収支相償とは、公益法人が行う公益目的事業について、事業に係る収入がその実施に要する費用を償う額を超えないという基準である（認定法 § 5 ⑥及び § 14）。これは、必ず単年度で収支を均衡させなくてはならない、というものではなく、中長期的に収支が均衡することを求めるものである。

したがって、費用を超えた収益については、①特定費用準備資金の積立（例：将来の公益目的事業の拡大）、②資産取得資金の積立（例：公益目的に使用する建物の修繕積立金）、③当期の公益目的保有財産の取得（例：公益目的に使用する什器備品（例：医療機器）の購入）等により、中長期的に収支が均衡することが確認できれば、収支相償を満たすものとされる。

○剰余金解消計画を翌年度中に作成する運用について

収支相償の判定で剰余金が発生した場合、基本的には、翌事業年度の公益目的事業に費消することが想定されるが、多額の剰余金が生じる場合など特別な事情が生じる場合も想定されるため、翌年度に検討スケジュール及び翌々年度の具体的な計画を提出し、計画的に事業拡大等を行うという運用が認められる。

参考 収支相償の剰余金の取扱い

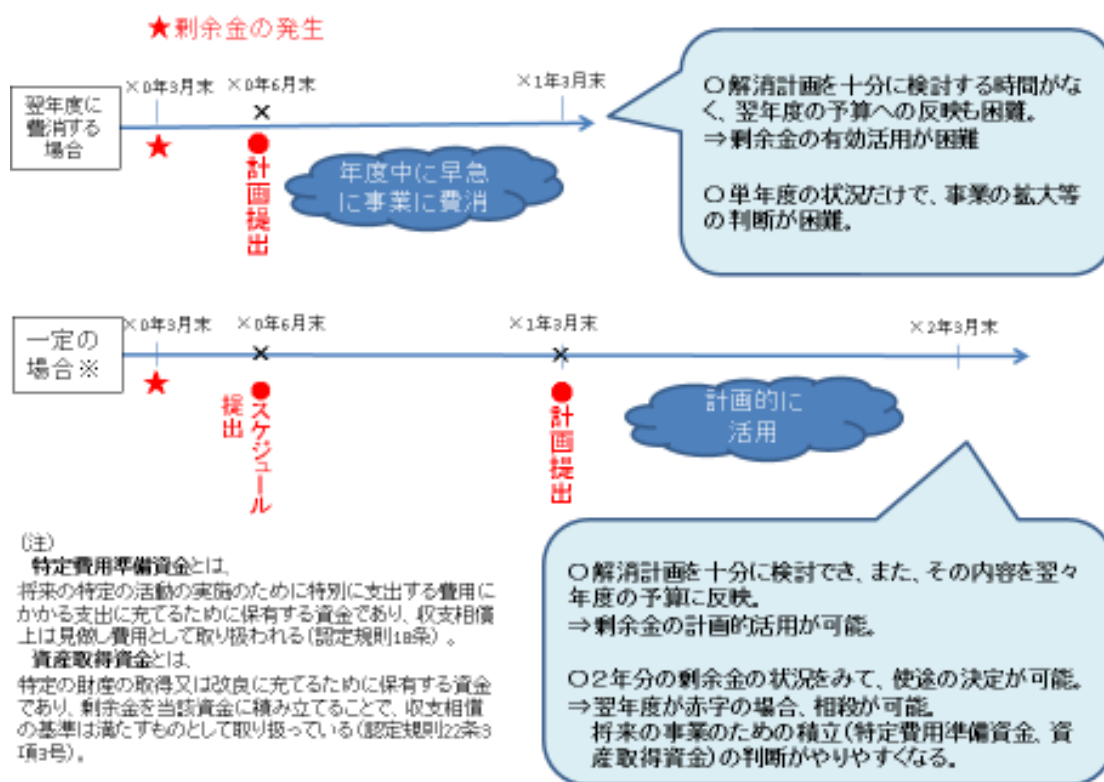


表 1-4-10 収支相償の規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	△1千万円未満	△1千万円以上0円以下	1円以上1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上	中央値(円)
内閣府	社団	821	194	442	111	44	7	23	△ 1,705,130
	財団	1,788	408	989	192	108	34	57	△ 658,009
	計	2,609	602	1,431	303	152	41	80	△ 884,087
都道府県	社団	3,325	234	1,945	929	172	13	32	△ 263,741
	財団	3,710	399	2,087	756	277	78	113	△ 54,420
	計	7,035	633	4,032	1,685	449	91	145	△ 136,377
合計	社団	4,146 (100.0%)	428 (10.3%)	2,387 (57.6%)	1,040 (25.1%)	216 (5.2%)	20 (0.5%)	55 (1.3%)	△ 404,555 △ 156,407
	財団	5,498 (100.0%)	807 (14.7%)	3,076 (55.9%)	948 (17.2%)	385 (7.0%)	112 (2.0%)	170 (3.1%)	△ 156,407
	計	9,644 (100.0%)	1,235 (12.8%)	5,463 (56.6%)	1,988 (20.6%)	601 (6.2%)	132 (1.4%)	225 (2.3%)	△ 248,915
前年合計		9,605 (100.0%)	1,130 (11.8%)	5,264 (54.8%)	2,203 (22.9%)	637 (6.6%)	144 (1.5%)	227 (2.4%)	△ 127,042

(注) 上記表において、収支-費用の額がプラスとなっている法人の中には、剰余金の解消計画の情報を含めて考慮すれば、収支相償を満たす法人も含まれている。

(6) 公益目的事業比率

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」ものとされている（認定法 § 5①）。毎事業年度における公益目的事業比率（法人の経常費用全体に占める公益目的事業に係る経常費用の比率）が 50%以上になるように公益目的事業を行わなければならない（認定法 § 5⑧、§ 15）。

なお、図 1-4-5 において、公益目的事業比率が 50%未満の法人であっても、年度途中の分から決算の関係で 50%を下回ることになったケースや、令和 5 年 12 月 1 日時点において事業報告等の記載誤りが未訂正である場合もありうることは留意が必要である。

図 1 - 4 - 5 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

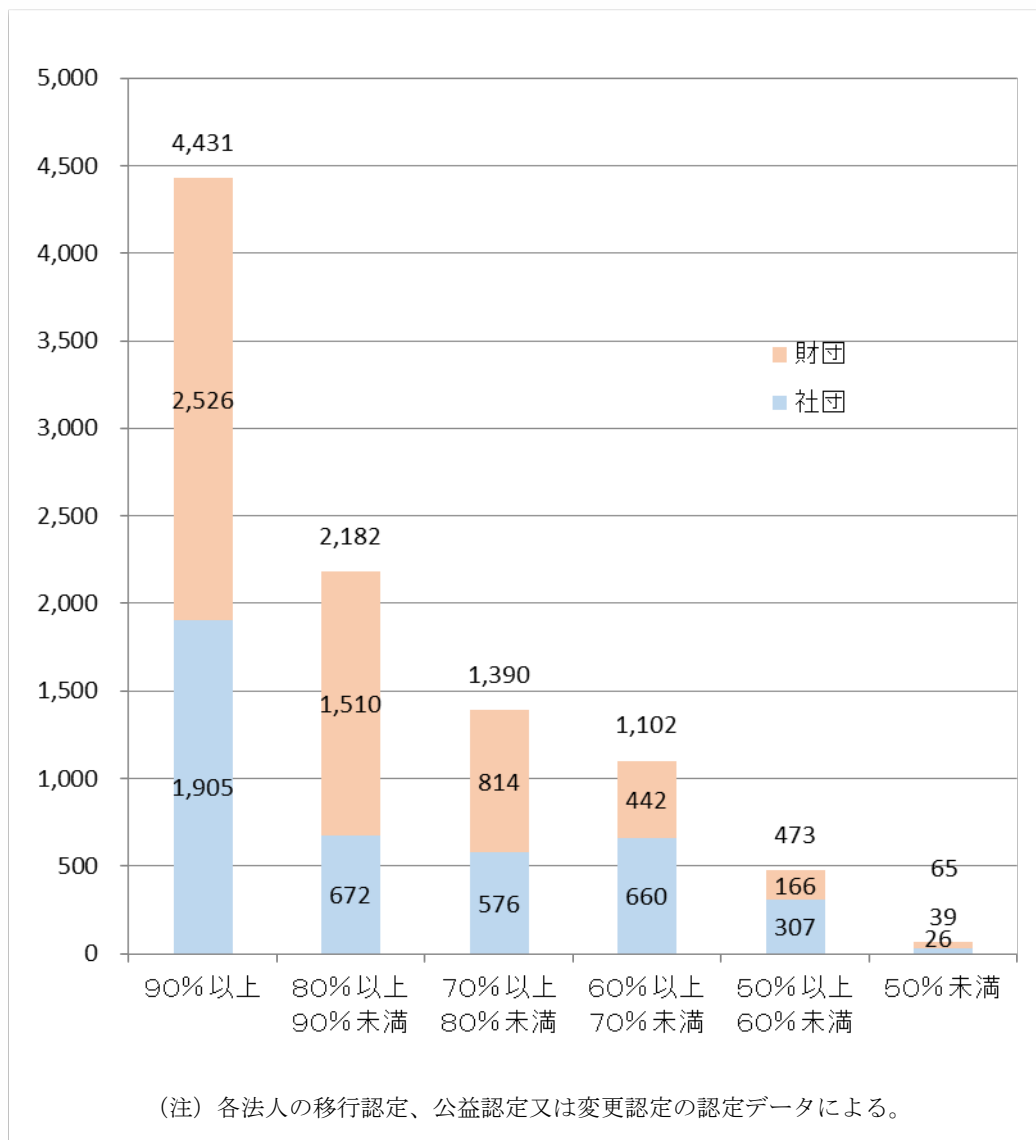


表 1-4-11 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

		法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満	中央値 (%)
内閣府	社団	821	262	253	162	98	46	0	84.4
	財団	1,788	776	563	255	114	60	20	88.4
	計	2,609	1,038	816	417	212	106	20	87.2
都道府県	社団	3,325	1,642	418	414	563	262	26	89.3
	財団	3,710	1,749	949	559	328	106	19	88.9
	計	7,035	3,391	1,367	973	891	368	45	89.1
合計	社団	4,146 (100.0%)	1,904 (45.9%)	671 (16.2%)	576 (13.9%)	661 (15.9%)	308 (7.4%)	26 (0.6%)	87.5
	財団	5,498 (100.0%)	2,525 (45.9%)	1,512 (27.5%)	814 (14.8%)	442 (8.0%)	166 (3.0%)	39 (0.7%)	88.6
	計	9,644 (100.0%)	4,429 (45.9%)	2,183 (22.6%)	1,390 (14.4%)	1,103 (11.4%)	474 (4.9%)	65 (0.7%)	88.4
前年合計		9,605 (100.0%)	4,338 (45.2%)	2,162 (22.5%)	1,482 (15.4%)	1,066 (11.1%)	427 (4.4%)	130 (1.4%)	88.1

(7) 収益事業等

公益法人が健全な運営を維持し、公益目的事業を積極的に行うためには、そのための収入が必要である。公益法人には、収入確保の一方法として収益事業を行うことが認められている。また、このほかに、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業（その他の事業）を行うことも認められている。これらの収益事業等については、法は、公益目的事業と区分して経理を行うことを求めている（認定法 § 19）。

収益事業等については、公益目的事業比率の制約の他に収益事業等で上げた利益の 50%以上は、公益目的事業のために使わなければならない（認定法 § 18 ④、認定法施行規則 § 24）。

表 1-4-12 収益事業等を実施している法人数（社団・財団別）

		法人数	収益事業等を実施 している法人数	割合 (%)
内閣府	社団	821	389	47.4%
	財団	1,788	445	24.9%
	計	2,609	834	32.0%
都道府県	社団	3,325	1,763	53.0%
	財団	3,710	1,645	44.3%
	計	7,035	3,408	48.4%
合計	社団	4,146	2,152	51.9%
	財団	5,498	2,090	38.0%
	計	9,644	4,242	44.0%

第5章 税制

『民による公益の増進』を図るため、公益法人には各種の税制上の優遇措置が設けられている。これらは大きく分けると、公益法人の事業に対する税制上の優遇措置と寄附者に対する税制上の優遇措置の2つに分けられる。

1. 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置

(1) 公益目的事業の非課税の特例（法人税）

公益法人は、法人税法上の「収益事業」（34種類）から生じた所得のみに対して課税される。ただし、法人税法上の収益事業であっても、認定法上の公益目的事業として認定を受けた事業は非課税となる。法人税率は、23.2%（所得金額年800万円以下の場合は15%）となっている（法人税法§2⑬、§4Ⅰ、§6、§66Ⅰ～Ⅲ、租税特別措置法§42の3の2、法人税法施行令§5）。

(2) みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）

公益法人は、収益事業に属する資産のうちから自らが行う公益目的事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされている（法人税法§37Ⅴ）。

なお、公益法人の寄附金の損金算入限度額については、みなし寄附金がない場合には、その事業年度の所得金額の100分の50に相当する金額とされている（法人税法§37Ⅰ、法人税法施行令§73Ⅰ③）。また、その事業年度の所得金額の100分の50に相当する金額を超える額のみなし寄附金がある場合には、公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金を超えるときは、そのみなし寄附金に相当する金額）とされている（法人税法施行令§73の2）。

(5) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税についての特例

平成 28 年度の税制改正により、公益法人が実施する、経済的理由により修学困難な高等学校、大学等の生徒又は学生に対する無利息その他一定の条件で行われる奨学金貸与事業（文部科学大臣の確認を受けたものに限る）に係る消費貸借契約書に、印紙税が課されない旨の表示がある場合には、消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする特例が平成 31 年 3 月 31 日を期限として設けられた（租税特別措置法 § 91 の 3）。

この特例は、平成 31 年税制改正及び令和 4 年度税制改正において延長されており、現在は令和 4 年 4 月 1 日以降の文部科学大臣が確認した日付から令和 7 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについて適用される。

(6) 特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税

公益法人が取得する不動産のうち、特定の用に供するものについては、不動産取得税が非課税となる（地方税法 § 73 の 4）。

また、公益法人が保有する固定資産のうち、特定の用に供するものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税となる（地方税法 § 348 II、§ 702 の 2 II）。

(注) 非課税となる不動産又は固定資産とは、例えば、図書館・博物館において直接その用に供するものや、学術の研究を目的とする法人が直接その研究の用に供するもの等である（それぞれの税において、非課税の対象資産は異なる）。

2. 寄附者に対する税制上の優遇措置

(1) 個人が支出する寄附金についての特例

ア. 所得控除（所得税）

公益法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」（注）に該当し、全ての公益法人への寄附が所得控除の対象となる。

個人が、特定公益増進法人に対して寄附金を支出した場合、寄附者は寄附金の額（所得金額の 40%相当額が上限）から 2,000 円を控除した金額について寄附金控除（所得控除）を受けることができる（所得税法 § 78）。

(注) 「特定公益増進法人」とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令 § 217 又は法人税法施行令 § 77 において列挙されている法人をいう。

イ. 税額控除（所得税）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件（注）を満たしていることの証明を受けた公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（原則として所得金額の40%相当額が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%相当額が上限）について所得税額の特別控除（税額控除）を受けることができる（租税特別措置法 § 41 の 18 の 3、租税特別措置法施行令 § 26 の 28 の 2）。

税額控除が適用される公益法人に対し寄附をした場合には、寄附者は所得税控除又は税額控除のいずれかを選択して、その適用を受けることができる。

（注）いわゆるパブリックサポートテスト（PST要件）であり、公益法人が受け入れた寄附金の過去の実績において、次の要件のいずれかを満たすことが必要である。

〈要件1：絶対値要件〉実績判定期間における3,000円以上の寄附者数が1年当たり100人以上。なお、平成28年度から、各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合は、寄附者数の要件が公益目的事業費用等の額の合計額を1億円で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上、かつ当該寄附者からの寄附金額が平均して年に30万円以上であることとされた。

〈要件2：相対値要件〉実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額」が20%以上。

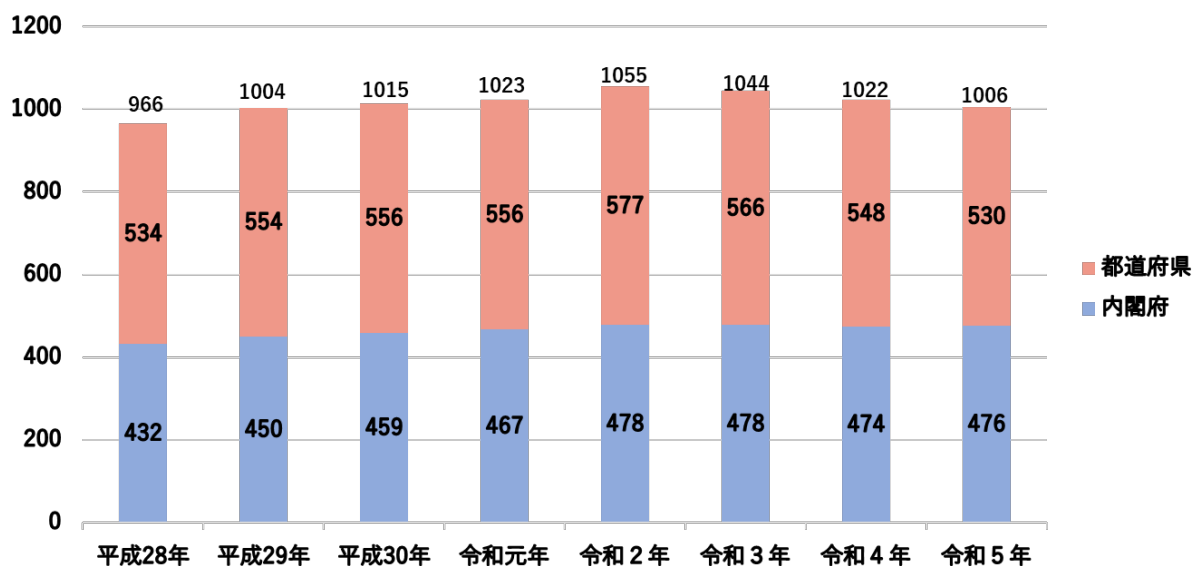
表1-5-1 各年12月1日現在の税額控除対象法人数（社団・財団別）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
内閣府	社団	122	123	126	130	131	135	130	130
	財団	310	327	333	337	347	343	344	345
	合計	432	450	459	467	478	478	474	475
都道府県	社団	110	109	118	121	128	126	125	114
	財団	424	445	438	435	449	440	423	416
	合計	534	554	556	556	577	566	548	530
合計	社団	232	232	244	251	259	261	255	244
	財団	734	772	771	772	796	783	767	761
	合計	966	1,004	1,015	1,023	1,055	1,044	1,022	1,005

（注）各年12月1日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続きが完了している法人数。

以下、図1-5-1について同じ。

図 1-5-1 各年 12 月 1 日現在の税額控除対象法人数



ウ. 個人住民税の控除

個人が都道府県及び市区町村が条例により指定した公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（所得金額の 30%相当額が上限）から 2,000 円を控除した金額について、都道府県指定の寄附金は 4%相当額（政令指定都市在住の者の場合は 2%相当額）、市区町村指定の寄附金は 6%相当額（政令指定都市在住の者の場合は 8%相当額）、都道府県及び市区町村の両方から指定されている場合は合計 10%相当額を、特別控除（税額控除）することができる（地方税法 § 37 の 2、§ 314 の 7）。

(2) 法人が支出する寄附金についての特例（法人税）

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。両限度額を合算した額が、その法人の損金算入限度額とされる（法人税法 § 37IV、法人税法施行令 § 77 の 2）。

特別損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の額 (注) の } 0.375\%) \times 1 / 2$
一般寄附金の損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 2.5\% + \text{資本金等の額 (注) の } 0.25\%) \times 1 / 4$

(注) 事業年度の月数が 12 か月に満たない場合は、資本金等の額を 12 で除して当該事業年度の月数を乗じた額とする。

(3) 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

個人が公益法人に財産の寄附をした場合、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得等に係る所得税が非課税となる特例（注1）が設けられている（一般特例。租税特別措置法 § 40、租税特別措置法施行令 § 25 の 17V）。

一般特例とは別に、一定の要件の下、申請書を提出した日から原則として1か月以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかったときは、国税庁長官による承認があったものとみなされる承認手続の特例（承認特例。租税特別措置法 § 40、租税特別措置法施行令 § 25 の 17VIII）が設けられており、平成 29 年度税制改正において、その対象となる公益法人等の範囲が拡充され、公益社団法人や公益財団法人等において、寄附財産が不可欠特定財産とされるなど一定の要件を満たす場合にも、承認特例の対象とされることとなった。さらに、平成 30 年度税制改正においては、公益社団法人及び公益財団法人など一定の公益法人等が、行政庁の証明を受けた基金を設け、寄附財産を当該基金に組み入れる方法により管理する場合についても承認特例の対象とする措置が講じられるとともに、一般特例の適用を受けた寄附財産を当該基金に組み入れ、その後買換えにより別の資産を取得する等一定の要件を満たすときは、寄附財産を公益目的事業の用に直接供した期間にかかわらず、非課税承認を継続することができる特例が創設された。

また、相続税については、個人が公益法人に相続財産を寄附した場合、相続税の申告書に非課税の特例の適用を受ける旨を記載するとともに寄附した財産の明細書等を添付することで、相続税が非課税となる特例（注2）が設けられている（租税特別措置法 § 70）。

（注1）寄附を受けた法人が、当該寄附から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業に用いていないなど承認要件に該当しなくなった場合には、承認が取り消され、「寄附者」（承認の取り消しを受けた際に、公益法人が公益目的事業の用に供していた場合には「公益法人」）に所得税が課税される。

（注2）寄附を受けた法人が、当該財産を寄附から2年を経過した日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合等には、相続人に相続税が課税される。

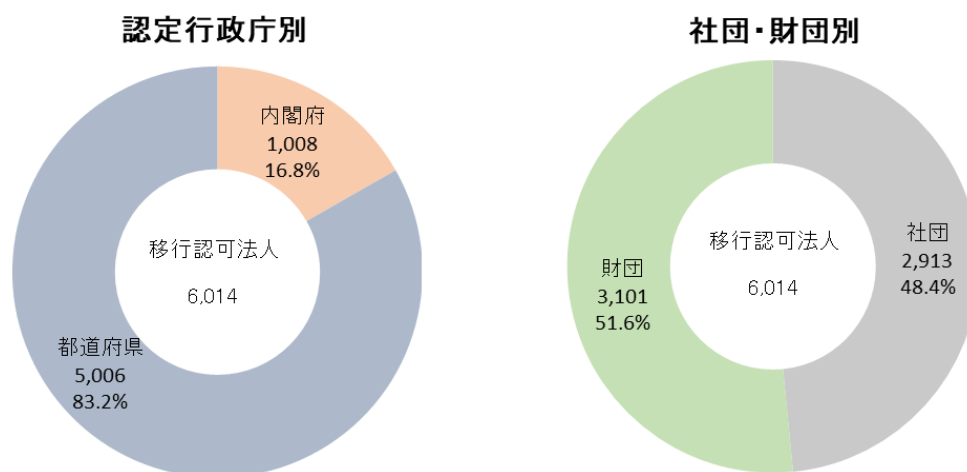
補章 1 移行法人の概況

「移行法人」とは、行政庁から移行認可を受けて特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち、移行時に純資産相当額があり、公益目的支出計画を実施中の法人をいう。移行法人は一般法人であり、「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」において移行認可を行った行政庁が監督を行う。

第 1 節 法人数等

1. 移行法人数

図 1-6-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数



(注) 令和 5 年 12 月 1 日現在。
以下、表 1-6-1、1-6-2 について同じ。

表 1-6-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合

	合計	一般社団法人	一般財団法人
内閣府	[16.8%] 1,008 (100.0%)	312 (31.0%)	696 (69.0%)
都道府県	[83.2%] 5,006 (100.0%)	2,601 (52.0%)	2,405 (48.0%)
合計	[100.0%] 6,014 (100.0%)	2,913 (48.4%)	3,101 (51.6%)
前年合計	[100.0%] 6,345 (100.0%)	3,131 (49.3%)	3,214 (50.7%)

表 1-6-2 各年 12 月 1 日時点の移行法人数（社団・財団別）

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
内閣府	社団	559	488	434	375	341	312
	財団	826	797	774	744	721	696
	計	1,385	1,285	1,208	1,119	1,062	1,008
都道府県	社団	3,799	3,484	3,235	2,991	2,790	2,601
	財団	2,869	2,770	2,667	2,580	2,493	2,405
	計	6,668	6,254	5,902	5,571	5,283	5,006
合計	社団	4,358	3,972	3,669	3,366	3,131	2,913
	財団	3,695	3,567	3,441	3,324	3,214	3,101
	計	8,053	7,539	7,110	6,690	6,345	6,014

2. 公益目的支出計画の完了等

(1) 公益目的支出計画の完了

公益目的支出計画を作成して移行認可を受けた法人のうち、公益目的支出計画の実施を完了し、行政庁の確認を得たものを「支出計画完了法人」（注）という。

移行法人が公益認定を受けた場合、又は移行法人の合併により新設され若しくは存続することとなる法人が公益法人である場合には、法の規定により公益目的支出計画は完了したものとみなされる（整備法 § 132 I、§ 126 V）。

なお、移行法人が合併した場合であって、合併後に新設され又は存続することとなる法人が公益法人以外のときは、公益目的支出計画の義務は、新設又は存続する法人に引き継がれる（整備法 § 126 III、IV）。

（注）移行認可を受けた後、公益目的財産額の確定手続の段階で同財産額が 0 円以下となった法人もここを含む（移行認可の申請後も特例民法法人は事業活動を継続しており、移行申請の際に用いた決算書類の事業年度と移行後の財産額確定時点までの間には 1 事業年度以上が経過することが通常であるので、それに応じて財産額が変動する。）。

表 1-6-3 年度別の支出計画完了等法人数（社団・財団別）

			平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	社団	計画完了	125	67	52	58	33	29
		みなし完了	0	0	1	1	0	0
	財団	計画完了	41	26	19	27	18	16
		みなし完了	0	2	0	1	0	0
	合計	計画完了	166	93	71	85	51	45
		みなし完了	0	2	1	2	0	0
都道府県	社団	計画完了	352	298	241	235	179	179
		みなし完了	0	3	2	2	0	2
	財団	計画完了	66	81	75	74	61	65
		みなし完了	0	5	6	2	1	2
	合計	計画完了	418	379	316	309	240	244
		みなし完了	0	8	8	4	1	4
合計	社団	計画完了	477	365	293	293	212	208
		みなし完了	0	3	3	3	0	2
	財団	計画完了	107	107	94	101	79	81
		みなし完了	0	7	6	3	1	2
	合計	計画完了	584	472	387	394	291	289
		みなし完了	0	10	9	6	1	4
総計（計画完了+みなし完了）			584	482	396	400	292	293

（注）表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

以下、表1-6-4について同じ。

（2）解散

移行法人が解散した場合には、清算手続において残余財産のうち公益目的財産残額相当額を行政庁の承認を受けて類似目的の他の公益法人等に帰属させなければならない（整備法 § 130）。

表 1-6-4 年度別の解散届出件数

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	3	2	3	2	3	3
都道府県	8	16	17	16	27	22
合計	11	18	20	18	30	25

第2節 公益目的財産額等

1. 公益目的財産額

移行法人は、貸借対照表の純資産額を基礎として算定した「公益目的財産額」(注)を「公益目的支出計画」により公益目的に費消し、その計算上の残額(公益目的財産残額)が0円以下になる(支出計画の完了)まで実施する必要がある(整備法§119、§123 I)。この間、移行法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、行政庁に公益目的支出計画実施報告書を提出することとされている(整備法§127)。

「公益目的財産額」は、移行認可を受けた後、移行日の前日時点で作成した貸借対照表に基づき確定する。

(注) 法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として、土地や有価証券を時価評価する等の一定の調整を行い、算定する(整備法§119 I、整備法施行規則§14)。

表1-6-5 公益目的財産額規模別の法人数(社団・財団別)

		法人数	財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
内閣府	社団	312	2,082,555	6,675	440	12	34	22	96	47	101
	財団	694	2,504,169	3,608	1,002	5	29	27	169	126	338
	計	1,006	4,586,724	4,559	752	17	63	49	265	173	439
都道府県	社団	2,556	1,096,225	429	157	192	580	410	864	255	255
	財団	2,373	1,700,868	717	135	43	382	379	959	261	349
	計	4,929	2,797,093	567	144	235	962	789	1,823	516	604
合計	社団	2,868 (100.0%)	3,178,780	1,108	135	204 (7.1%)	614 (21.4%)	432 (15.1%)	960 (33.5%)	302 (10.5%)	356 (12.4%)
	財団	3,067 (100.0%)	4,205,037	1,371	250	48 (1.6%)	411 (13.4%)	406 (13.2%)	1,128 (36.8%)	387 (12.6%)	687 (22.4%)
	計	5,935 (100.0%)	7,383,817	1,244	186	252 (4.2%)	1,025 (17.3%)	838 (14.1%)	2,088 (35.2%)	689 (11.6%)	1,043 (17.6%)
前年合計	6,260 (100.0%)	7,475,188	1,194	175	296 (4.7%)	1,125 (18.0%)	899 (14.4%)	2,172 (34.7%)	702 (11.2%)	1,066 (17.0%)	

(注) 公益目的支出計画実施報告書(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

以下、表1-6-6、図1-6-2について同じ。

2. 年間公益目的支出額

「公益の目的のために支出する」ものとして公益目的支出計画の支出の対象となる事業等には3種類ある（整備法 § 119Ⅱ）。公益目的財産額を有する法人は、移行認可の申請の際に、これら3種類の事業等により公益目的支出計画を作成し、行政庁から移行認可を受ける必要がある。

- ア 公益目的事業 公益法人の公益目的事業の基準に適合する同等内容の事業
- イ 特定寄附 公益法人の清算の際の残余財産の贈与先の範囲として認定法が定める公益法人等に対する寄附
- ウ 継続事業 特例民法法人の時から継続して行っている事業のうち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして認められる事業

図 1 - 6 - 2 年間公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

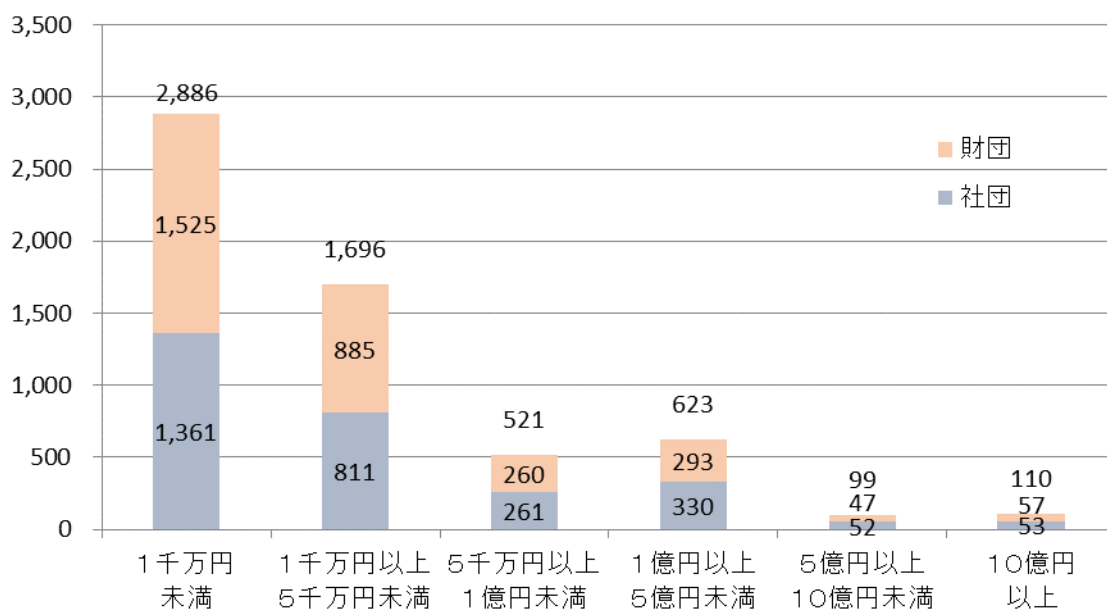


表 1-6-6 年間の公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	支出額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
内閣府	社団	312	112,736	361	35	78	94	41	71	16	12
	財団	694	172,711	249	43	151	222	102	153	26	40
	計	1,006	285,446	284	40	229	316	143	224	42	52
都道府県	社団	2,556	210,071	82	10	1,283	717	220	259	36	41
	財団	2,373	120,326	51	7	1,374	663	158	140	21	17
	計	4,929	330,397	67	8	2,657	1,380	378	399	57	58
合計	社団	2,868 (100.0%)	322,806	113	11	1,361 (47.5%)	811 (28.3%)	261 (9.1%)	330 (11.5%)	52 (1.8%)	53 (1.8%)
	財団	3,067 (100.0%)	293,037	96	10	1,525 (49.7%)	885 (28.9%)	260 (8.5%)	293 (9.6%)	47 (1.5%)	57 (1.9%)
	計	5,935 (100.0%)	615,843	104	11	2,886 (48.6%)	1,696 (28.6%)	521 (8.8%)	623 (10.5%)	99 (1.7%)	110 (1.9%)
前年合計		6,260 (100.0%)	674,706	108	10	3,118 (49.8%)	1,764 (28.2%)	513 (8.2%)	673 (10.8%)	96 (1.5%)	96 (1.5%)

3. 公益目的支出計画の完了予定時期

表 1-6-7 公益目的支出計画の完了（公益目的財産残額が0円以下となる）
予定時期（社団・財団別）

		法人数	令和5年度 以前	6年度～ 10年度	11年度～ 15年度	16年度～ 20年度	21年度～ 25年度	26年度 以降
内閣府	社団	312	22	97	50	38	21	84
	財団	696	14	104	72	69	70	367
	計	1,008	36	201	122	107	91	451
都道府県	社団	2,601	193	628	403	280	190	907
	財団	2,405	54	278	245	199	179	1,450
	計	5,006	247	906	648	479	369	2,357
合計	社団	2,913 (100.0%)	215 (7.4%)	725 (24.9%)	453 (15.6%)	318 (10.9%)	211 (7.2%)	991 (34.0%)
	財団	3,101 (100.0%)	68 (2.2%)	382 (12.3%)	317 (10.2%)	268 (8.6%)	249 (8.0%)	1,817 (58.6%)
	計	6,014 (100.0%)	283 (4.7%)	1,107 (18.4%)	770 (12.8%)	586 (9.7%)	460 (7.6%)	2,808 (46.7%)
前年合計		6,260 (100.0%)	560 (8.9%)	1,100 (17.6%)	774 (12.4%)	592 (9.5%)	459 (7.3%)	2,775 (44.3%)

(注) 公益目的財産額の確定手続きが完了した法人から提出された、公益目的支出計画実施報告書（令和5年12月1日時点）による。

第2部 公益認定等委員会の活動報告

第1章 公益認定等委員会の取組

1. 公益認定等委員会

認定法においては、民間有識者による合議制の機関が公益認定等の申請に対する処分や監督処分等の手続に関与し、実態に即した適切な判断を行う仕組みが設けられている。これにより、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等の客観性と透明性を担保し、制度に対する信頼性が確保されている。

国においては、内閣府に7人の委員で構成される公益認定等委員会（以下「委員会」という。）が設置された（平成19年4月1日設置）。

委員会の委員は、人格が高潔であって、委員会の業務に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計や公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する（認定法 § 35）。委員の任期は3年であり、委員7人のうち4人以内は常勤とすることができる。委員は独立してその職権を行うこととされ、また、原則として在任中はその意に反して罷免されることはないなど、その独立性が担保されている（認定法 § 33～ § 38）。

委員会は、内閣総理大臣からの諮問に応じ、①公益認定等に関する申請等に対して行政庁が行う処分等について答申を行い、②公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃の立案等に係る審議を行うとともに、③内閣総理大臣からの権限の委任に基づき、公益法人等に対する監督等を行うこととされている。委員会は、このように、公益法人の公益性の認定や公益法人に対する監督など法令の執行に係る判断を行うこととされており、その意味で、実質的に行政責任を担っている。

参考：公益認定等委員会「設置根拠・運営規則等」

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/index.html>

委員会では、委員会と公益法人関係者とがお互いの問題意識等について理解を深めることを目的に、審査、監督に並ぶ第3の柱として、「法人等との対話」に取り組んでいる。

<付属資料2> 委員会委員名簿

<付属資料3> 委員会の事務・権限

2. 令和5年度における取組

委員会は、令和5年度には計25回開催し、公益認定等に係る申請について審査を行うとともに、公益法人の適正な運営を確保するために必要な審議を行った。また、法人運営をサポートする視点で、行政庁（内閣府）と連携して制度の周知啓発に努めるとともに、法人から学び、よき活動を応援していく観点から法人訪問を行うなど、法人との対話に取り組んだ。

参考：公益認定等委員会だより

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/iinkaidayori.html#pdf/d111.pdf>

(1) 審査及び監督

委員会においては、「民による公益の増進」という新公益法人制度の趣旨に鑑み、審査に当たって、各法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨むこととしている。内閣府と連携し、認定や認可の審査の標準処理期間（注）を定め、申請から原則4か月（変更認定申請については40日）以内に審査を行うことを目指し、多様な公益の担い手が積極的に公益目的事業を行うことができるよう「柔軟かつ迅速な審査」を進めた。

また、公益法人は、民による公益の担い手として自らを律することが大前提ではあるが、委員会としても、公益法人の事業の適正な運営を確保するため、定期提出書類のチェックや立入検査、報告徴収等を通じて法人運営について把握し、適切に監督上の措置が講じられるよう努めた。

（注）標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備な申請の是正を求める補正等に要する期間を含まない。

(2) 公益法人等に対する支援

委員会は、内閣府と連携し、申請書や定期提出書類の作成に必要な情報提供の充実を図るとともに、相談会や各種セミナー等を通じて、申請に対する支援や、法人運営の支援に当たってきた。

ア. 法人に対する情報提供の充実

法人の申請事務や業務運営に資するよう、各種の手段により情報提供の充実を図った。

a 申請様式・手引き

公益法人等が申請書類を作成する際の参考となるよう、各種申請書類作成の様式や手引きをホームページ「公益法人 information」で公表している。

b よくある質問への回答

認定法等の解釈や運用について、公益法人等からの質問について、一問一答形式で分かりやすく解説し、ホームページ「公益法人 information」で公表している。

c 法人に対する注意喚起・周知

制度理解を深め、法人のガバナンスを高めてもらう観点から、法人運営上注意すべき情報を「公益法人 information」で公表するとともに、「内閣府 公益法人メールマガジン」に掲載・周知している（P53 参照）。

d 公益法人の役員必携「携帯版リーフレット」の提供

公益法人の各機関（理事、監事等）の役割と責任についての理解を促進するため、ポケットリーフレットサイズの「公益法人の各機関の役割と責任」（携帯版）を「公益法人 information」で提供している。

e 「公益目的事業に係る変更認定・届出ガイド」の提供

内閣府がこれまで示してきた変更認定が必要な場合及び変更届出が必要な場合の基本的な考え方を改めて整理して提示するとともに、具体的な事例を用いて公益目的事業の内容をどのように変更した場合に変更認定申請・変更届出が必要となるのかのケーススタディ

を、「公益目的事業に係る変更認定・届出ガイド」として、「公益法人 information」で公表している。

イ. 申請等に向けた各種取組

公益法人・移行法人や、新規の公益認定申請を検討している法人等を対象に、公益法人制度の基礎、各種申請の内容等まで、法人の状況に合わせた様々な取組を行っている。

a 窓口相談、電話相談

内閣府担当者が、広く制度についての照会を受ける電話相談のほか、担当者が時間を決めて申請法人の具体的な質問に応ずる窓口相談を実施している。

b テーマ別セミナーの開催

公益法人等を対象に、内閣府担当者が法人運営に関する多岐にわたるテーマを説明する「テーマ別セミナー」を実施している。

令和5年度は、2回（東京及び大阪各1回）開催し、合計で会場120名、オンライン740アカウント（延数）が参加した。



テーマ別セミナーの様相（令和5年度）

c 民間専門家を活用した相談会の開催

申請や法人運営に関して、内閣府が委嘱する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識を有する者）を相談員とした相談会を東京及び各地方で開催している。令和5年度には、前年度と同様13回（東京4回・大阪2回・福岡1回・オンライン6回）開催した。合計200法人（延数）が参加した。

民間の専門家による相談会

- 月1～2回程度開催（通常時、1回3～4時間程度、1法人当たり50分程度）
- 対面及びオンライン方式により開催
- 1回当たり相談員7人程度で対応（ブース形式）
→ 1回当たり約15法人の相談に対応
- 受託者において、法人の実情に即した理解促進方策（相談会）を企画立案し、適切に実施（相談事項の割振、相談員の管理・指導・評価等を含む。）
- 公益法人は「民が担う公益」の主体であるが、そうした公益法人向けの申請支援においても、民間の専門資格者を活用して、法人目線での相談を行っている。



相談会の模様（令和5年度）

（3）法人等との対話

公益法人は、公益の増進という高い志を礎に、法人の設立理念に則って自立し、自律性を十分に発揮して運営していくことが求められる。このため、公益法人の関係者は、法令の遵守は無論のこと、誇りと責任意識をもって、公益法人の運営に携わることが期待されている。

また、公益の増進のためには、これを受ける側である国民・市民の立場や思いに常に配慮することが大切であり、認定法の運用に携わる委員会と、公益の増進に直接的に寄与する公益法人の関係者は、共にこのことを意識し、各々の活動にあたっていかなければならない。

このような考えから、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、公益法人等との関係者と対面し、相互に情報発信や意見交換を行い、意思疎通を図る「法人等との対話」を行い、国民・市民のための公益の増進の在り方を、公益法人をはじめとする法人の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信していくこととし、令和5年5月にその活動予定を策定・公表した。

令和5年度に実施した活動を以下に例示する。

参考：法人等との対話

https://www.koeki-info.go.jp/content/20230526_houjin_taiwa.pdf

ア. ラウンドテーブル

委員会の委員と法人の関係者等が、「民による公益の増進」という共通の目標の下、率直な意見交換を行い、知見を共有して全国へ発信するために実施している。なお、令和5年度は日程等の関係から開催を見送った。

公益法人等制度改革に関する対話フォーラム

内閣府は、新しい価値を創造し社会課題解決に取り組むソーシャルセクターの発展を図り「新しい資本主義」の実現に資するため、公益法人制度と公益信託制度の改革に取り組んでおり、その社会的気運の醸成を図るため公益に携わる各界の有識者が参加するフォーラムを開催した。

フォーラムでは、これからの社会経済環境の中で公益法人や公益信託はいかにあるべきか、それを支える公益行政には何が求められるか、ソーシャルセクターにおける多様なパートナーシップをいかに築いていくかなどについて、活発な意見交換を行った。

○開催日時：令和5年12月13日(水)
13:00～15:40

○開催場所：国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャー棟小ホール

○参加者：会場参加103名（登壇者・運営者を除く。）WEB参加629アカウント（延数）



<パネル・ディスカッションの様様>

イ. 地方所管法人等との対話

公益法人による公益活動を応援するとともに、公益法人の活動支援などの検討に当たっての参考とするため、委員会の委員が各地方において地方所管の公益法人の理事等と法人運営等について意見交換を行っている。

令和5年度は、以下のとおりブロック会議の機会を捉えて都道府県の認定に係る15法人との間で、法人の活動状況や制度改革に関する対話を行った。

行政庁	対話を行った法人名	開催日
北海道	(公財) さっぽろ青少年女性活動協会	9月7日
北海道	(公社) 北海道シルバー人材センター連合会	9月7日
北海道	(公財) 北海道対がん協会	9月7日
岐阜県	(公財) 岐阜市教育文化振興事業団	9月13日
岐阜県	(公社) 岐阜県不動産鑑定士協会	9月13日
岐阜県	(公財) 岐阜県産業経済振興センター	9月13日
岐阜県	(公社) 岐阜市シルバー人材センター	9月13日
京都府	(公財) 京都 SKY センター	11月28日
京都府	(公財) 京都府学校給食会	11月28日
京都府	(公財) 中信美術奨励基金	11月28日
岡山県	(公財) マルセンススポーツ・文化振興財団	12月20日
岡山県	(公財) 岡山県環境保全事業団	12月20日
岡山県	(公財) 福武教育文化振興財団	12月20日
鹿児島県	(公社) 教育・ヘルスケア振興節英会	1月31日
鹿児島県	(公財) 鹿児島県育英財団	1月31日



地方所管法人等との対話の様相 (令和5年度)



ウ. セミナー・相談会

(2) 公益法人等に対する支援 イ b、c 記載のとおり。

(4) 広報活動

委員会では、広く情報発信をしていく観点から、法人関係者に向けた法人運営等に係る情報及び国民に向けた公益法人の活動情報に関する広報について、内閣府と連携し、積極的に取組を進めてきた。

ア. 公益認定等委員会だより

委員会では、法人関係者に向けた情報発信として、月刊のニューズレターである「公益認定等委員会だより」を発行している（注）。

令和5年度には、公益認定等委員会だよりにより以下のような記事を掲載し、公益法人等に対する情報提供を行った。

（注）平成23年12月から月刊。近年は年間10回程刊行。

【主な記事】

- 委員の法人訪問記(地方所管2法人)
- 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
- 令和5年度相談会事業の告知
- 内閣府と地方所管法人等との対話
- 公益法人等制度改革に関する対話フォーラム～「新しい時代の公益」に向けた創造と連携～
- 令和4年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について
- 令和5年度テーマ別セミナー実施報告
- 公益二法案が閣議決定されました
- 令和6年新年挨拶



公益認定等委員会だより

イ. ホームページ「公益法人 information」

内閣府及び都道府県は、答申書・公示文書の公表や新制度等に関するFAQ（「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問」）や申請書類作成の手引き等、多様な情報を掲載するホームページ「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）を共同で整備・運用している。同サイトはまた、公益認定を電子申請する際及び公益法人や移行法人が各種定期提出書類を電子的に提出する際のシステム（PICTIS）の入口を提供している。

【主な掲載記事】

- 公益認定等委員会だより
- 公益認定等委員会活動状況報告・メッセージ等
- 法人向けセミナー・相談会などのお知らせ
- 答申・勧告・その他決定等

ウ. SNS等による情報発信

委員会の活動状況、公益法人制度等に関する情報について、より一層の広報活動の充実を図るため、内閣府が委員会と連携して、平成27年度からSNS（X（旧Twitter））を通じた情報発信を行っている。

令和5年度には、公益法人、都道府県公益法人行政担当課室や国民の方々へ向けて公益法人の現況や公益法人の運営に役立つ情報等を「内閣府 公益法人メールマガジン」として配信した（令和6年3月現在の配信数約14,100件）。

【主な発信内容】

- 公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告
- 公益法人運営のワンポイントアドバイス
- 公益法人制度・公益信託制度改革について
- 政府からのお知らせ
- テーマ別セミナーや相談会の案内

エ. NPO部局と共同でホームページを運営

内閣府共助社会づくり推進担当と協力し、公益法人とNPO法人に関する制度及び税制上の優遇措置の比較解説を掲載するとともに、寄附者の判断に資するよう都道府県別に税額控除の対象となる公益法人とNPO法人の一覧を提供している。

(5) 制度的課題への取組

委員会は、認定法に基づく政令及び内閣府令の制定について、内閣総理大臣から諮問を受け答申することとされているほか、審査基準としての公益認定等ガイドラインの策定を行ってきた。また、法人に対する公益性の認定や監督等に係る判断を担う立場から、公益法人制度の制度的課題について、内閣府と連携して取り組んできた。

ア. 公益法人・公益信託制度改革に関する検討

内閣府では、令和4年度から「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が開催され、令和5年6月に最終報告が取りまとめられた。同報告を踏まえ、公益法人・公益信託による民間公益活動の一層の活性化に向けた制度改革及び運用改善について検討が進められ、令和6年3月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公益信託に関する法律案」が国会に提出された。また、公益法人による自律的なガバナンス強化の取組に資するべく、インパクト測定・マネジメントの先進事例の取りまとめ・公表がなされた。

イ. 公益法人の会計に関する研究会

委員会は、平成25年7月以降、公益法人の会計に関する実務上の課題や公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催し、専門的な観点から公益法人の会計の諸課題について具体的な検討を行うこととしている。

研究会は、平成25年8月の初会合以来、広範な課題について検討を重ね、これまでに10度報告書を取りまとめたところである。

これらの報告書に記載された事項の中には、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針（平成20年内閣府公益認定等委員会）においては明確でない実務上の運用や対応の在り方について記述しているものもあり、これらは、公益法人会計基準等の内容を補完する意味合いを有している。

令和5年度の研究会は、7回開催し、今般の公益法人制度改革に伴う公益法人会計基準の見直しについて、考え方及び具体的な見直しの方向性を検討した。その際、過去の研究会で検討してきた「正味財産増減計

算書」から「活動計算書」への名称及び記載内容の変更も含めて検討を行っている。(注)

(注) 令和5年度報告については、令和6年5月24日に公表されている。

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>

公益法人の会計の在り方は、寄附者をはじめとする国民にとって分かりやすく、また法人にとってもより利用しやすいものとしていく必要がある。研究会は、このような観点に立って、引き続き会計に関する課題の整理と対応策の検討を令和6年度以降も行っていく予定である。

- < 付属資料4 > 公益法人の会計に関する諸課題の検討について
- < 付属資料5 > 令和5年度会計研究会の開催について

3. 公益認定等委員会と都道府県間の連携

認定法の規定に基づき、都道府県においても、合議制の機関が設置されており、公益認定等に係る都道府県知事からの諮問に応じて審議し、答申を行うとともに、公益法人等に対する監督を実施している。

公益認定に当たっては、詳細な法定基準の下で、全行政庁が公益認定等ガイドラインを審査基準としているが、個々の事案の判断については、各合議制の機関の判断が尊重されることとなる。

他方で、制度の運用に当たっては、国と都道府県の間及び各都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、行政庁間の情報交流を図る必要がある。また、民間の創意を活かした多数の法人を世に送り出すためには、公益認定等委員会と都道府県の合議制機関とが認識を共有し、連携することが重要である。

このため、合議制機関の役割や、審査の在り方について理解を深め、委員相互の意思疎通を図るべく、各地域で開催されるブロック会議において、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会を実施している。

<付属資料6> 各行政庁公益法人行政主管部局一覧

<付属資料7> 都道府県の合議制機関の委員名簿

【令和5年度の開催実績】

公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の連携と同様に、内閣府及び47都道府県の行政庁間においても連携を図る必要がある。このため、関連する内閣府令、同ガイドライン、FAQの改正時などは内閣府より都道府県の行政庁に対して、事前に情報共有を緊密に行っているほか、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会に併せて、都道府県の行政庁の事務職員をメンバーとするブロック会議に内閣府職員が参加することなどにより、日常的に情報共有を進めている。

また、令和5年度のブロック会議では、上記のほか内閣府より公益法人等制度改革に関する説明を行った。

なお、令和元年度依頼、4年度振りに全6ブロックとも対面での開催となった。



ブロック会議の様様（令和5年度）

第2章 委員会の事務処理状況

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

委員会においては、①各法人の活動実態を踏まえつつ、それぞれの創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組み、②法令の規定の遵守を前提としつつも、常に改革の本旨に立ち返り、柔軟性をもって判断することとし、③審議を「甘く」することはしないが、「暖かく」審議に臨むという姿勢で、審議を行うことを基本としている。

1. 公益法人に係る審査

(1) 公益認定・移行認定の申請

公益目的事業を行う一般法人が公益認定を求める場合は、行政庁に申請し、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けられる（認定法 § 4、 § 7）。

特例民法法人が現行制度の公益法人への移行を求める場合は、平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間の移行期間中に行政庁に申請し、行政庁から認定（以下「移行認定」という。）を受けられることとされていた（整備法 § 44、 § 99、 § 103）。

行政庁は、これらの処分を行う場合には、認定法等の定める欠格事由に該当する場合等を除き、公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関（以下「委員会等」という。）に諮問しなければならない（整備法 § 133 II、認定法 § 43 I ①）。これらの行政処分は行政庁の名前で行われるが、処分の前提となる基準適合性についての判断は、各行政庁に置かれた委員会等に実質的に委ねられており、委員会等の答申を踏まえ、これを尊重して行政庁が処分を行う仕組みが採られている。

〔 国・都道府県別事務処理区分別件数 〕

表 2-2-1 申請件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
公益認定	内閣府	50	46	62	51	52	46
	都道府県	55	48	35	49	39	30
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	50	46	62	51	52	46
	都道府県	55	48	35	49	39	30

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

以下、表2-2-2～表2-2-13、表2-2-15～表2-2-29まで、図2-2-1について同じ。

表 2-2-2 諮問件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
公益認定	内閣府	36	36	38	44	40	31
	都道府県	54	38	39	35	35	28
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	36	36	38	44	40	31
	都道府県	54	38	39	35	35	28

表 2-2-3 答申件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
公益認定	内閣府	42	35	39	47	41	35
	都道府県	54	41	40	37	34	29
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	42	35	39	47	41	35
	都道府県	54	41	40	37	34	29

表 2-2-4 認定処分件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
公益認定	内閣府	40	36	39	42	41	31
	都道府県	40	50	38	35	43	32
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	40	36	39	42	41	31
	都道府県	40	50	38	35	43	32

表 2-2-5 不認定処分件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
公益認定	内閣府	3	1	1	1	0	0
	都道府県	2	0	3	0	0	0
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	3	1	1	1	0	0
	都道府県	2	0	3	0	0	0

○取下げ等件数

申請に対する処分を受ける前であれば、申請を取下げることはいつでも可能である（注）ため、取下げの時点は様々である。

このほか、申請が形式上の要件を具備しない場合、行政手続法第7条に基づき行政庁は申請を拒否しなければならない。

（注）移行認定を申請した特例民法法人が移行期間満了後に移行認定の申請を取下げた場合には、移行期間満了後の特例で移行認可を併行申請している場合を除き、移行期間満了の日に遡って解散したものとみなされる（整備法 § 46 I、 § 116）。移行認可の申請を拒否された場合も、同様である。

表 2-2-6 取下げ件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
公益認定	内閣府	38	25	18	32	26	23
	都道府県	15	4	11	19	8	6
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	1	0	0	0	0
合計	内閣府	38	25	18	32	26	23
	都道府県	15	5	11	19	8	6

2-2-7 拒否処分件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
公益認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0

(2) 変更認定申請及び変更の届出

公益法人は、①公益目的事業の種類又は内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、②収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、③公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴う場合に限る。）を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない（認定法 § 11、認定法施行規則 § 7）。

また、変更認定が必要ない場合であっても、公益法人は、①法人の名称又は代表者の氏名等の変更、②公益目的事業の種類・内容若しくは収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更がない場合）又は（公益目的事業を行う区域若しくは事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴わない場合）、③定款の変更（変更認定を要するものを除く。）等があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない（認定法 § 13 I）。

表 2-2-8 変更認定申請・変更届出件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	変更認定	119	112	113	107	103	99
	変更届	3,022	3,034	2,879	3,020	3,021	3,060
都道府県	変更認定	277	226	244	235	210	198
	変更届	8,673	8,812	8,778	9,384	8,713	9,068
合計	変更認定	396	338	357	342	313	297
	変更届	11,695	11,846	11,657	12,404	11,734	12,128

表 2-2-9 変更認定処分件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	122	115	93	105	88	92
都道府県	278	223	245	208	214	176
合計	400	338	338	313	302	268

(3) 合併の届出等

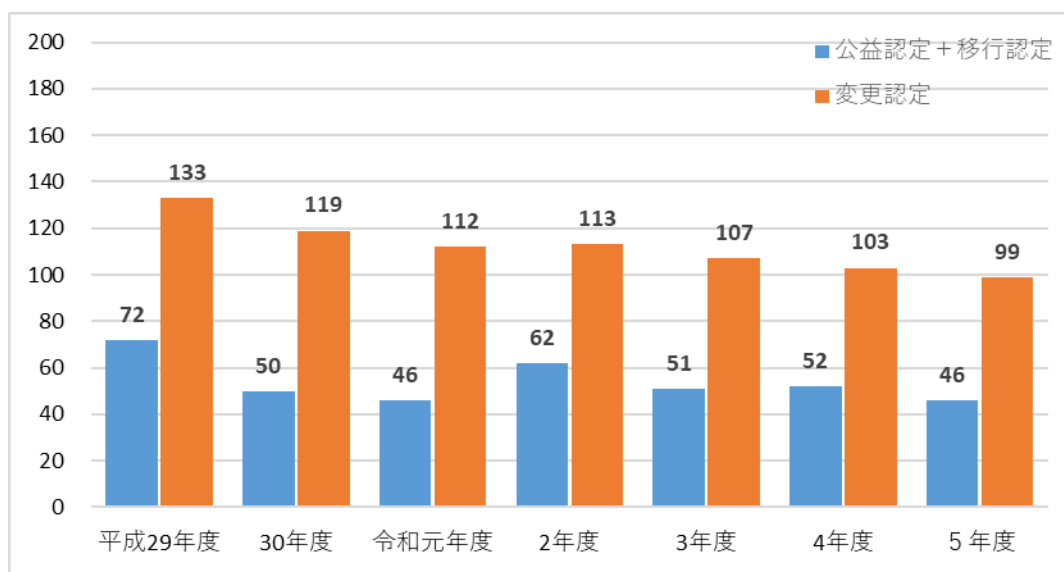
公益法人は、合併をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある(認定法 § 24 I)。また、公益法人が新設合併契約を締結した場合において、行政庁の認可を得て、当該新設合併により設立する法人に公益法人の地位を承継させることができる(認定法 § 25 I・II・III)。

行政庁は、合併の届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(認定法 § 45 I)。また、消滅公益法人の地位承継の認可申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない。

表 2-2-10 合併の届出・地位承継の認可申請件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	届出	6	0	2	1	5	1
	認可申請	0	0	0	0	0	0
都道府県	届出	18	8	10	10	3	7
	認可申請	4	0	1	0	0	0
合計	届出	24	8	12	11	8	8
	認可申請	4	0	1	0	0	0

図 2-2-1 公益認定・移行認定申請件数と変更認定申請件数の推移
(内閣府)



2. 公益法人の監督

認定法は、公益法人に対して、民間による公益を担う主体として自己規律及び適正な事業実施を期待し、また前提としている。このために、公益法人においては、理事、監事等の公益法人の各機関が法の規定に則り期待される役割を適切に果たすことにより、自らを規律していくことが運営の基本原則である。

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保する観点から、認定法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。

公益法人制度改革により①監督について主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、次のような考え方で公益法人の監督に臨むことを基本とするとしている。

- ア 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- イ 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- ウ 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- エ 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

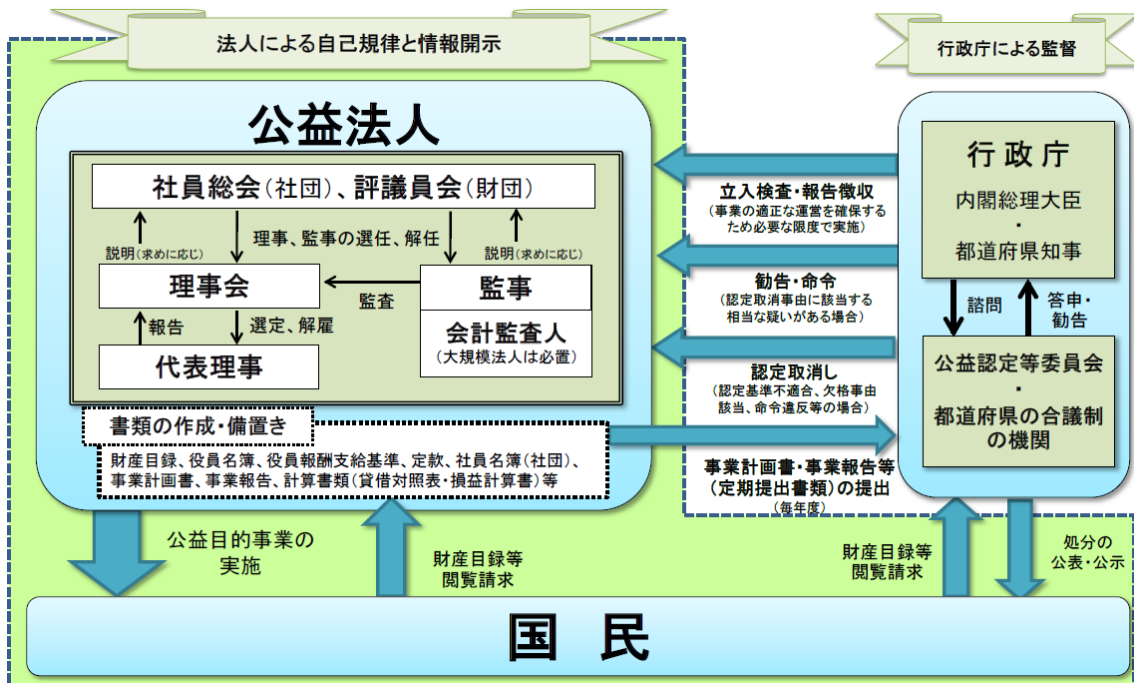
また、移行法人については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、整備法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。移行法人についても、公益の目的のために支出を行う限りにおいて共通の規律が必要と考えられることから、原則として公益法人の監督に準じた考え方で監督を行うこととしている。

参考： 監督の基本的考え方

<https://www.koeki->

[info.go.jp/pictis_portal/contents.do?bunNo=1120015281&meisaiNo=1120012688](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/contents.do?bunNo=1120015281&meisaiNo=1120012688)

公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



(1) 定期提出書類等の審査

ア. 制度の概要

公益法人の監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっている。公益法人が定期的に行政庁に対して提出することとされている事業計画書や事業報告など（認定法 § 22）については、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（認定法 § 45 I、 § 53 II）。このほか、変更の届出、合併に係る届出についても、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（P61 参照）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、必要があると認めるときは、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（認定法 § 46 I、 § 54）。

イ. 事務処理状況

公益法人による事業計画書等及び事業報告等の提出件数は、公益法人の増加により年々件数が増えている。

表 2-2-11 事業計画・事業報告の提出件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	事業計画	2,421	2,472	2,520	2,613	2,620	2,662
	事業報告	2,457	2,498	2,520	2,568	2,593	2,639
都道府県	事業計画	6,793	6,956	7,075	7,034	7,154	7,207
	事業報告	6,976	7,052	7,051	7,048	7,031	7,056
合計	事業計画	9,214	9,428	9,595	9,647	9,774	9,869
	事業報告	9,433	9,550	9,571	9,616	9,624	9,695

(2) 立入検査

ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（注））は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる（認定法 § 27 I、 § 59 I・II）。

（注）国の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが（認定法 § 27 I）、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除き、委員会にその権限を委任するとされている（ § 59 I）。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある（ § 59 II）。

イ. 立入検査の考え方

監督の具体的措置のうち、立入検査は、公益法人の実態把握のための重要な手段の一つである。「監督の基本的考え方」を踏まえ、公益法人に対しては認定法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、平成 21 年 12 月に「立入検査の考え方」を公表（平成 26 年 5 月に一部改訂）し、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

- a 公益法人の立入検査は、認定法第 27 条第 1 項で示された、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」、すなわち法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から行う。
- b 全ての法人に対する立入検査を、概ね 3 年を目途に一巡するスケジュールで実施することとする。

立入検査を適切なものとするために、年度当初までに立入検査に関する計画を毎年作成する。公益法人の事業の運営状況に応じて立入検査の頻度を増やすなど、重点的かつ機動的な計画とする。

立入検査の対象となる公益法人へは、立入検査実施予定日の概ね 1 か月前に立入検査の実施日時、場所等を通知する。

- c 立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要があると判断する場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う。
- d 公益認定審査等の際の監督担当者への申送り事項等、定期提出書類、変更の届出、報告徴収で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益目的事業の実態等立入検査を行わなければ確認が困難な事項を中心に、重点的に検査を実施する。現場における検査の状況等から検査対象事項を拡げる必要がある場合は、臨機応変に対応する。
法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任を持つ者から説明を求める。
- e 公益認定の基準又は欠格事由等に関連する公益法人の問題点が発覚した場合には、問題点の重大さを勘案して、適時適切に立入検査を実施する。

ウ 公益認定等委員会及び内閣府の事務処理状況

委員会及び内閣府は、公益法人に対して令和5年度に395件の立入検査を実施している。

表2-2-12 公益法人に対する立入検査の実施件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	670	617	322	356	591	395
都道府県	2,179	2,121	1,795	1,676	2,066	2,057
合計	2,849	2,738	2,117	2,032	2,657	2,452

内閣府においては、全ての法人に対する立入検査を、概ね3年を目途に一巡するスケジュールで実施することとしている。なお、令和元年度、2年度及び3年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、内閣府は実施予定だった立入検査の一部を次年度に繰り越している。

なお、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の最終報告（令和5年6月2日）を踏まえ、内閣府においては、立入検査の考え方、手法・体制を見直す方向で検討している。その一環として、公益法人が遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として、従来の立入検査の手続及び検査事項等を簡素化した上で、法人の自己点検、対話に重点を置いた検査手法（点検調査）を、令和6年1月～3月に試行的に実施している。試行対象法人及び法人数は、次のとおり。

- ・定期提出書類の確認の結果、特段の問題が見受けられず、かつ、情報提供等においても不適切事案情報が寄せられていない法人 10法人
- ・新規公益認定法人（公益認定後1年未満） 4法人

点検調査については、試行結果を分析した上で、令和6年度以降に本格導入する予定としている。

（3）報告徴収

ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（P66の（注）参照））は公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる（認定法 § 27 I、 § 59 I II）。

イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会は、公益法人に対して、令和5年度に5件の報告徴収を行っている。

表 2－2－13 公益法人に対する報告徴収件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	24	8	15	14	4	5
都道府県	67	66	71	56	63	66
合計	91	74	86	70	67	71

また、令和5年度は、公益法人に対して次表のとおり報告を求めている。

表 2-2-14 令和5年度 報告徴収の内訳（内閣府）

No	法人種別	報告要求書発出日	主な内容	報告要求書提出日
1	公社	令和5年4月3日	①経理処理及び財産管理が適切に行われていないことについての疑義、②法人運営について適正な事業実施のための技術、専門的人材、設備等の能力が確保されていないことに対する疑義、③法人の主たる事務所の所在に関する疑義、④監事はどのように認識し職責を果たしてきたのか。	令和5年5月8日
2	公財	令和5年5月10日	①特別の利益の供与（認定法第5条第4号）についての疑義解消に係る関係資料・書類等の提示（報告）、②再発防止策及び定期監査の実施状況や結果の報告など	令和5年7月12日
3	公社	令和5年8月2日	①経理的基礎について（今後の資金調達の見通し）、②技術的能力及び今後の運営体制について（具体的な事業計画における説明）、③法人の主たる事務所について（賃貸借契約書の写し等の提出依頼）	令和5年9月1日
4	公財	令和5年9月12日	公益目的事業として実施している相談事業について、弁護士法に違反するおそれに係る指摘	令和5年10月10日
5	公社	令和6年3月5日	①公益法人としての管理・運営能力についての疑義、②事務局の職務分担、文書管理体制、財産管理を含む会計処理、③業務等に係る問題点に対する理事及び監事の認識と今後の改善策の提示	令和6年3月25日

（4）勧告・命令の勧告・公益認定の取消しの勧告等

ア. 制度の概要

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、認定法第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる（認定法 § 46 I、 § 54）。また、行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（認定法 § 43 I、 § 51）。

イ. 公益認定等委員会における事務処理状況

(ア) 勧告

令和5年度において、認定法第46条第1項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った勧告の実績はなかった。

表2-2-15 勧告件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	0	2	0	2	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	3
合計	0	2	0	2	0	3

(イ) 命令の勧告

令和5年度において、認定法第46条第1項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った命令の勧告の実績はなかった。

表2-2-16 命令の勧告件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(ウ) 命令に係る諮問・答申

令和5年度において、内閣府（内閣総理大臣）から、認定法第43条第1項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることとした旨の諮問を受けて、勧告に係る措置を講じることを命ずることが相当である旨を答申した実績はなかった。

表2-2-17 命令に係る諮問・答申の件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	0	1	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	0	0	0

(エ) 公益認定の取消しの勧告

令和5年度において、認定法第46条第1項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った公益認定の取消しの勧告の実績はなかった。

表 2-2-18 公益認定の取消しの勧告件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) この表においては、各年4月1日から翌年3月31日の勧告による取り消し件数を集計しているが、第1部P6「表1-2-5 年度別の公益認定の取消し件数」においては、各年12月1日から翌年11月30日までの取消し件数を集計しているため数値が異なる。

「公益法人及び一般法人に対する監督の制度」

	公益法人	一般法人 (公益目的支出計画を実施中の法人)
適用法	法人法＋認定法	法人法＋整備法
監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保 (認定法 § 27)	公益目的支出計画の履行の確保 (整備法 § 123)
定期提出書類の種類	事業計画書等 (認定法 § 22) (事業年度開始日の前日まで) 事業報告等 (認定法 § 22) (事業年度経過後 3 か月以内)	公益目的支出計画実施報告書等 (整備法 § 127) (事業年度経過後 3 か月以内)
立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度 (認定法 § 27)	以下のいずれかに該当すると疑うに足る相当の理由があるとき (整備法 § 128) ・ 正当な理由なく、公益目的支出計画に定める支出をしない ・ 各事業年度の支出が公益目的支出計画より著しく少ない ・ 法人の純資産額が著しく少ないのに公益目的支出計画の変更認可を受けず、その実施に支障が生ずるおそれがある。
勧告及び命令の要件	認定取消し事由に該当すると疑う相当の理由があるとき (認定法 § 28)	上記のいずれかに該当すると認めるとき (整備法 § 129)
認定／認可取消しの要件等	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の法令違反など (認定法 § 29) [※認定取消し → 一般法人となる ～公益目的取得財産残額を他の公益法人等に 贈与]	偽りその他不正な手段により移行認可を受けたとき (整備法 § 131) [※認可取消し → みなし解散]

3. 移行法人に係る審査

特例民法法人が現行制度の一般法人への移行を希望する場合には、移行期間中に行政庁に申請し、行政庁から認可（以下「移行認可」という。）を受ける必要がある（整備法 § 45、 § 115、 § 120）。このとき、法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額を、移行後公益の目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画^(注)を作成する必要がある（整備法 § 119）。

この場合において、処分の客観性・透明性を確保する観点から、行政庁が認可申請に対する処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法 § 133Ⅲ）とされている。

（注）公益目的支出計画の趣旨

特例民法法人が保有する財産は、公益目的に使われることを前提に、寄附や税制優遇を受け、形成されてきたものである。このため、特例民法法人の時代から、解散時の残余財産を類似の公益目的のために寄附することを定款等で定めることが指導監督で求められてきた。現行の公益法人制度において、特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち純資産を有するものに公益目的支出計画の作成を義務付けたのは、一般法人への移行により、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられ、特例民法法人の保有する公益的性格を有する財産が、制限なく公益目的以外に費消されることは適当でないと考えられたためである。

（1）移行認可の申請

移行認可の申請に係る事務処理については、令和2年度以降、0件となっている。

(2) 変更認可等

移行法人(移行認可を受けて移行の登記をした一般法人であって、公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)は、公益目的支出計画を変更(軽微なものを除く。)する場合は、あらかじめ、行政庁の認可を受ける必要がある(整備法 § 125 I)。行政庁は、変更認可に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない(整備法 § 133 III)。また、変更認可が必要ない場合であっても、移行法人は、一定の事項(例えば、法人の代表者の氏名等)に変更があった場合は、行政庁に届け出る(変更届出)必要がある(整備法 § 125 III)。行政庁は、変更届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(整備法 § 135 I)。

なお、公益目的支出計画に基づく支出が完了したことについて、行政庁の確認を受けた移行法人は、公益目的支出計画に基づく支出の義務が解除され、当該法人に対する行政庁の監督も終了することになる。

内閣府及び都道府県の変更認可の申請及び変更届出の件数は、表のとおりである。

表 2-2-19 変更認可申請・変更届出件数

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	変更認可	34	22	22	41	21	22
	変更届出	275	244	225	235	230	213
都道府県	変更認可	152	141	173	145	158	133
	変更届出	1,269	1,096	1,161	1,060	944	948
合計	変更認可	186	163	195	186	179	155
	変更届出	1,544	1,340	1,386	1,295	1,174	1,161

4. 移行法人の監督

(1) 定期提出書類等の審査

ア. 制度の概要

移行法人に対しては、移行認可を行った行政庁が監督を行うが、その範囲は法律で「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」とされている。また、監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっており、行政庁に提出された書類等の写しは委員会等に送付しなければならないとされている（整備法 § 135 I、 § 140）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、法律で定められた要件に従い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（整備法 § 136 I、 § 141）。

イ. 事務処理状況

移行法人による公益目的支出計画実施報告の提出件数は、公益目的支出計画の実施が完了したことに伴う移行法人の減少により件数が減っている。

表 2-2-20 公益目的支出計画実施報告の提出件数

	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
内閣府	1,470	1,341	1,250	1,167	1,099	1,055
都道府県	6,778	6,446	6,075	5,673	5,373	5,096
合計	8,248	7,787	7,325	6,840	6,472	6,151

(2) 立入検査

ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について、公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合（次の a から c のいずれかに該当する場合をいう。以下同

じ。)に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる(整備法 § 128 I、§ 143 I・II)。

- a 正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと。
- b 各事業年度の公益目的のための支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- c 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、公益目的支出計画の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

(注) 内閣府の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが(整備法 § 128 I)、その権限は委員会に委任するとされている(§ 143 I)。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある(§ 143 II)。

イ. 立入検査の考え方

移行法人の立入検査は、公益法人同様「監督の基本的考え方」を踏まえ、整備法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

移行法人の立入検査については、整備法第 128 条第 1 項の規定に基づき、移行法人が、「正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと」など先に述べた 3 つの要件のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、特例民法法人から一般法人への移行に係る整備法の規定の施行に必要な限度において立入検査を実施することとなる。

すなわち、立入検査を行う前提条件として、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があることが必要であり、移行法人に対する立入検査は事前に計画して行うものではなく、このような事態の発生に対応して実施する。

ウ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会では、令和5年度において移行法人に対する立入検査の実績はなかった。

表 2-2-21 移行法人に対する立入検査の実施件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	1	2	0	0	0	0
合計	1	2	0	0	0	0

(3) 報告徴収

ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人に対し、その業務又は財産の状況に関し報告を求めることができる（整備法 § 128 I、§ 143 I II）。報告徴収の実施の具体的な要件は、立入検査と同じである。

イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会では、令和5年度において移行法人に対する報告徴収の実績はなかった。

表 2-2-22 移行法人に対する報告徴収の実施件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	2	4	7	3	1	5
合計	2	4	7	3	1	5

(4) 勧告・命令の勧告・認可の取消しの勧告

ア. 制度の概要

認可をした行政庁は、移行法人が公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（整備法 § 129 I）。

また、認可をした行政庁は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（整備法 § 129 II）。

さらに、認可をした行政庁は、認可申請法人が偽りその他不正の手段により当該認可を受けたときは、その認可を取り消さなければならない（整備法 § 131 I）。

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、整備法第 129 条等に基づく勧告、命令の勧告、認可の取消しその他の措置をとることについて、認可をした行政庁に勧告をすることができる（整備法 § 136 I、§ 141）。また、認可をした行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、整備法第 129 条等に基づく命令の勧告、認可の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法 § 133 III、§ 138 II）。

イ. 公益認定等委員会における事務処理状況

委員会では、これまで移行法人に対する勧告、命令の勧告及び認可の取消しの勧告の実績はない。

5. 特例民法法人

特例民法法人は、新制度に移行するため、移行期間の5年間に、新公益法人への移行(移行認定)又は一般法人への移行(移行認可)のいずれかを選択し、行政庁に申請することとされた。移行期間内に移行申請(移行認定又は移行認可の申請)を行わなかった場合には、法律により移行期間満了の日に解散したとみなされる。

(1) 移行の状況

表2-2-23 制度施行時と令和6年4月1日時点の行政庁等の区分別移行状況

制度施行時 (平成20年12月1日現在)				前回 (令和5年 4月1日現在)	令和6年4月1日現在					
		法人数		合計	合計	公益法人	移行認定 申請中	一般法人	移行認可 申請中	
国 (各府省)	社団	3,614	内閣府	社団	2,023	2,023	698	0	1,325	0
	財団	3,011		財団	2,448	2,448	1,459	0	989	0
	計	6,625		計	4,471	4,471	2,157	0	2,314	0
都道府県	社団	8,891	都道府県	社団	9,197	9,195	3,247	1	5,947	0
	財団	8,927		財団	6,999	6,999	3,594	0	3,404	1
	計	17,818		計	16,196	16,194	6,841	1	9,351	1
合計	社団	12,420	合計	社団	11,220	11,218	3,945	1	7,272	0
	財団	11,897		財団	9,447	9,447	5,053	0	4,393	1
	計	24,317		計	20,667	20,665	8,998	1	11,665	1

(注) 1 旧制度計24,317法人と新制度計20,667法人の差(3,650法人)は、みなし解散等により新制度への移行を申請しなかった法人数である。

2 国と都道府県の共管法人が存在するため、制度施行時の内訳の計と合計欄は一致しない。

3 新制度に移行した法人の移行期間中におけるその後の変動として、以下がある。

1) 新制度の公益法人に移行後、合併・解散による減少

2) 一般法人に移行後に、新たに公益認定を受けた又は解散による減少

(2) 移行申請中の特例民法法人

移行期間満了後は、移行認定に加えて移行認可を併行して申請することができる（整備法 § 116 I）ため、移行期間満了後は、移行申請の申請件数と申請中の法人数が一致しない。

表 2-2-24 移行申請審査中の件数（社団・財団別）

	法人数計			移行認定			移行認可		
	計	社団	財団	計	社団	財団	計	社団	財団
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	2	1	1	1	1	0	1	0	1
合計	2	1	1	1	1	0	1	0	1
前年合計	2	1	1	1	1	0	1	0	1

(注) 令和6年4月1日現在

付属資料編目次

資料1	公益法人制度及び公益認定等委員会等の活動等の経緯	82
資料2	委員会委員名簿	97
資料3	委員会の事務・権限	98
資料4	公益法人の会計に関する諸課題の検討について	100
資料5	令和3年度会計研究会の開催について	102
資料6	各行政庁公益法人行政主管部局一覧	104
資料7	都道府県の合議制機関の委員名簿	105

<付属資料 1> 「公益法人制度及び公益認定等委員会等の活動等の経緯」

委員会設置までの経緯

- 平成 14 年 3 月 29 日
 - ・ 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定
 - 公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直し
 - ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定
- 14 年 11 月
 - 「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置（平成 15 年 1 月まで計 7 回開催）
- 15 年 6 月 27 日
 - 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
- 15 年 11 月～
 - ・ 「有識者の協力を得つつ」検討を進めること等とした基本方針を踏まえ、具体的検討を進めていくため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（座長：福原義春(株)資生堂名誉会長）を開催
 - ・ 有識者会議の下に、一般的な非営利法人制度について専門的検討を行うため、法学者を中心とした「非営利法人ワーキング・グループ」を開催
 - 16 年 11 月 19 日 「有識者会議報告書」
有識者会議 26 回、非営利法人WG14 回にわたる議論を踏まえ、基本的枠組みの具体化に資する観点から、現行公益法人制度に代わる新たな仕組みのあり方について提案
- 16 年 12 月 24 日
 - 「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」を具体化
- 17 年 12 月 24 日
 - 「行政改革の重要方針」の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計、法案を平成 18 年通常国会に提出することを明記
- 18 年 3 月 10 日
 - 「公益法人制度改革関連三法案」の国会への提出
- 18 年 5 月 26 日
 - 「公益法人制度改革関連三法案」の成立
- 18 年 6 月 2 日
 - 「公益法人制度改革関連三法」の公布
- 18 年 8 月 15 日
 - 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を閣議決定
- 18 年 10 月 26 日
 - 「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：佐竹正幸 日本公認会計協会常務理事）立上げ（全 10 回開催。平成 19 年 3 月 29 日検討結果取りまとめ）

- 19年1月19日
「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：能見善久東京大学大学院教授）立上げ（全3回開催）
- 19年2月21日（衆議院本会議）、22日（参議院本会議）
第一期公益認定等委員会の委員候補が衆・参両院において同意

第一期委員会の経緯（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- ◆ 19年4月1日
 - ・ **内閣府公益認定等委員会設置**
 - ・ 第一期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 19年4月2日
 - ・ 第1回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に佐竹正幸委員を指名
 - ・ 政令・府令の制定について内閣総理大臣から諮問
 - ・ 公益認定等委員会運営規則（公益認定等委員会決定第1号）
- ◆ 19年4月13日
公益認定等委員会「審議の基本方針」を合意・公表
- ◆ 19年6月15日
第11回公益認定等委員会において「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定について」に答申（19年9月7日政令・内閣府令公布）
- ◆ 19年10月19日
「公益認定等に係る審議の中立性・公正性の確保について」（公益認定等委員会決定第2号）
- ◆ 20年4月11日
公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定
- 20年4月23日
内閣府新公益法行政準備室長が各都道府県あてに府益準第3号を発出。内閣府が公益認定等ガイドラインを審査基準とすることを連絡するとともに、これに基づく制度の適正な運用を要請
- ◆ 20年10月10日
公益認定等委員会が公益認定等ガイドラインを改正するとともに、新たに「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を決定
- 20年10月15日
内閣府新公益法行政準備室が各都道府県あてに府益準第13号を発出。一部改正後の公益認定等ガイドライン及び「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を内閣府が審査基準とすることを連絡するとともに、引き続きこれらに基づく制度の適正な運用を要請

- ◆○ 20年12月1日
 - ・ **新公益法人制度の施行**（内閣府公益法人行政担当室が発足）
 - ・ 「新制度施行に当たっての委員長談話」を発出
 - ・ 内閣官房長官の下で開催された行政支出総点検会議が「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」を取りまとめ公表
- 20年12月26日
変更認定・変更認可等についてFAQを追加
- 21年1月30日
監事の報酬等についてFAQを追加
- 21年3月27日
公益目的事業か否かの判断についてFAQを追加
- 21年4月17日
役員交代等についてFAQを追加
- 21年9月25日
特定の学校の在学学生への奨学金及び医療事業についてFAQを追加
- ◆○ 21年11月1日
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第64号）を施行。認定基準において特別の利益を与えてはならないこととされている関係者としての子法人及び親法人等に一般財団法人が含まれることを明確化
- ◆ 21年11月26日
「公益法人制度施行後一年を迎えての委員長談話～民による公益の増進を目指して～」を発出
- 21年12月2日
定款の変更の案の作成についてFAQを追加
- 21年12月24日
「立入検査の考え方」を公表
- 21年12月25日
「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」を閣議決定
- 22年1月29日
上部団体への負担金等についてFAQを追加
- 22年3月1日
役員等に対する報酬等についてFAQを追加
- 22年3月25日（衆議院本会議）、26日（参議院本会議）
第二期公益認定等委員会の委員候補が衆・参両院において同意

第二期委員会の経緯（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 22年4月1日
第二期公益認定等委員会の委員7名が鳩山内閣総理大臣から任命
- ◆ 22年4月2日
第93回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を指名
- ◆ 22年4月22日
日本記者クラブにおける委員長の記者会見
- 22年5月
行政刷新会議において公益法人に係る事業仕分けを実施（「事業仕分け第2弾」）
- ◆○ 22年6月18日
 - ・第101回委員会に蓮舫大臣が出席、挨拶
 - ・行政刷新担当大臣名で「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」を公表
- 22年7月22日
移行申請を促進する大臣メッセージの発出
- 22年10月21日
法人から移行登記日の希望があった場合に処分日の調整を行うことを公表
- 22年11月
行政刷新会議において公益法人に係る事業仕分けを実施（「事業仕分け第3弾」）
- ◆ 22年12月1日
委員長メッセージ「新公益法人制度施行三年目を迎えて～民による公益の増進を目指して～」を発出
- ◆ 23年1月1日
公益活動に関する大臣メッセージ及び委員長メッセージの発出
- 23年2月9日
各府省に対し、法人に対する支出や権限付与の内容等について、公益法人又は一般法人へ移行後の事後チェックを行うよう要請する通知（府益担第1560号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）を発出
- 23年3月11日
14時46分、東日本大震災発生（公益認定等委員会が予定されていたが、中止）
- ◆ 23年3月31日
「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」を発出
- 23年5月20日
公益法人に対し、その法人が自ら行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（財務省告示第174号）。

- ◆ 23年5月27日
委員長メッセージ「移行期間の折返しを迎えて」を発出
- 23年6月10日
公益法人等に対する寄附金（東日本大震災により滅失又は損壊した建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。））が指定寄附金となる（財務省告示第204号）。
- 23年6月24日
公益財団法人ヤマト福祉財団に対する寄附金（東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金）が指定寄附金となる（財務省告示第209号）。
- 23年6月30日
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）の公布・施行により、公益社団・財団法人のうち一定の要件を満たすことについて行政庁の証明を受けた法人に対する個人の寄附金について、税額控除が選択適用できる制度を導入
- 23年7月12日
内閣府公益法人行政担当室において、「政府系公益法人の見直しについて」を取りまとめて公表
- 23年8月1日
行政庁である内閣府として行政手続法に定める標準処理期間（移行認定・移行認可・新規認定：4か月、変更認定・変更認可：40日）を設定し、公表
- 23年9月12日
介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業についてFAQを追加
- 23年11月29日
早期申請を促進する大臣メッセージの発出
- ◆ 23年12月1日
委員会だよりの紙面をリニューアル（公益法人の活動紹介を開始）した上で、以降は毎月発行
- ◆ 23年12月22日
移行審査に当たっての確認事項（役員選任手続、国・独立行政法人からの補助金・委託費等、検査検定・資格認定等事業関係）について申請（予定）法人に事務連絡を発出
- ◆ 24年1月1日
公益活動に関する委員長メッセージを発出
- ◆○ 24年4月1日
委員長メッセージ「新年度を迎えて」を発出
- 24年6月1日
「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（行政改革実行本部決定）

- ◆ 24年7月24日
委員長メッセージ「東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ」の発出
- 24年8月1日
控除対象財産関係及び法人会計の黒字関係についてFAQを追加
- 24年9月28日
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する個々の支出の点検・見直しについて公表
- 24年11月6日
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する支出の全体像について公表
- 24年11月19日
同種・同系列法人についての行政庁間の判断の違い等について、都道府県の意見を踏まえてFAQを修正・追加
- 24年11月27日
大臣メッセージ「新公益法人制度移行期間は残り1年」を発出
- 24年11月30日
 - ・ 移行登記希望の沿った処分日の調整について、平成26年4月1日の移行登記希望まで対応することを基本とすることを公表
 - ・ 東日本大震災の影響により、移行期間内に申請に必要な書類を整えることが困難な特例民法法人からの申請について、行政手続法上の「補正」により対応することが適当であることを被災県に通知（府益担第9026号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）
- ◆ 25年1月1日
公益活動に関する委員長メッセージを発出
- ◆ 25年1月18日
第222回委員会に稲田朋美大臣が出席、挨拶
- ◆○ 25年1月23日
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、整備法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第1号）の施行及び公益認定等ガイドラインの一部改正。指定正味財産から一般正味財産に振り替えることによって生じた「収益」は、公益目的支出の額の計算上は収益計上しないことができること等の措置を規定
- ◆ 25年1月29日
シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」を開催
- ◆ 25年2月8日
委員長メッセージ「所見～スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して～」を発出

第三期委員会の経緯（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 25年4月1日
第三期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 25年4月5日
第233回公益認定等委員会を開催。委員長に山下徹委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を

指名

- 25年4月12日
「公益法人制度改革の進捗と成果について」を公表
- ◆ 25年4月29日
山下委員長の英国チャリティ委員会訪問
- 25年5月31日
消費税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第167号）の閣議決定。公益法人が募集する寄附金のうち、一定の要件を満たしていることについて行政庁の確認を受けた場合は、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しない旨の措置が講じられた（当該措置は、平成26年4月1日以後に募集が開始される寄附金収入から適用）。
- ◆ 25年6月14日
「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施（以降、6月21日、7月12日、19日、26日に実施）
- 25年6月3日
共済事業についてFAQを追加
- ◆ 25年7月12日
「公益法人の会計に関する研究会」を設置
- ◆ 25年7月23日
「公益法人の自己規律について」を公表
- ◆ 25年8月29日
「『公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換』を踏まえた現状と課題」を公表
- 25年10月31日
移行期間の満了による特例民法法人の解散に伴う旧主務官庁の対応について各都道府県に通知（府益担第6648号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）
なお、同日、各府省庁及び最高裁判所事務総局にも事務連絡を发出
- ◆○ 25年11月30日
5年間にわたる新公益法人制度への移行期間が終了
- 25年12月10日
大臣メッセージ「公益法人制度改革における移行期間の満了に当たって」を发出
- 25年12月25日
行政改革推進本部において、平成24年度における公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況について公表
- ◆ 26年1月1日
・委員長メッセージ「ポスト移行期間の新年に」を发出
- ◆○ 26年3月3日
・公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第13号）を施行。公益目的事業財産を処分できる「正当な理由」がある場合として、国等（認定法第5条第17号に掲げる法人）からの補助金等に由来する財産の自主返納ができる

- 旨の規定を追加。
- ◆ 公益目的事業財産についてF A Qを追加
 - ◆ 26年4月18日
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」を公表、意見募集（5月31日まで）
 - ◆ 26年5月23日
「スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向けた意見交換会」を開催
 - ◆ 26年6月24日
法人関係者と「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見交換会を開催
 - ◆ 26年7月4日
「「民による公益増進」のためのラウンドテーブル」を開催
 - ◆ 26年10月20日
「公益認定等委員会の活動状況 平成25年度」を公表
 - ◆ 27年1月19日
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について」を公表
 - ◆ 27年1月27日
法人訪問第1回「（公財）世界自然保護基金ジャパンと内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
 - ◆ 27年2月12日
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」の公表、意見募集（3月12日まで）
 - ◆ 27年3月10日
法人訪問第2回「（公財）日本フィルハーモニー交響楽団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
 - ◆ 27年3月26日
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」を公表
 - ◆ 27年3月27日
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について（日程追加）」を公表
 - ◆ 27年4月10日
法人訪問第3回「（公財）全日本柔道連盟と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
 - ◆ 27年8月10日
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について（追加訪問先・日程のお知らせ）」を公表
 - ◆ 27年9月1日
法人訪問第4回「（公社）青年海外協力協会と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
 - ◆ 28年2月1日

「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について（追加訪問先・日程のお知らせ）」を公表

- ◆ 28年2月3日
「「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル」を開催
- ◆ 28年2月16日
法人訪問第5回「（公財）がんの子どもを守る会と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 28年3月24日
「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表

第4期委員会の経緯（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 28年4月1日
第4期公益認定等委員会の委員6名が安倍内閣総理大臣から任命
- 28年4月1日
租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号）の施行。税額控除対象法人になるための要件を一部緩和（寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和）。
- 28年4月1日
「公益認定のための「定款」について」を公表
- 28年4月14日
21時26分、平成28年熊本地震発生
- ◆ 28年4月15日
第347回公益認定等委員会を開催。委員長に山下徹委員を互選、委員長代理に小森幹夫委員を指名
- 28年4月22日
第4期公益認定等委員会の委員1名が安倍内閣総理大臣から任命
- 28年5月18日
「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益認定法等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、熊本地震により履行期限が到来するまでに履行されなかったものは平成28年7月29日まで免責。
- ◆ 28年5月26日
「法人との対話」について」を公表

- ◆ 28年5月27日
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について」を公表
- ◆ 28年6月10日
法人訪問第6回「（公財）微生物化学研究会と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- 28年6月24日
企業会計基準の適用等についてFAQを追加
- ◆ 28年8月26日
第356回委員会に山本幸三大臣が出席、挨拶
- 28年8月26日
平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のために公共・公益法人等が募集する寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（財務省告示第158号）。
- ◆ 28年9月26日
法人訪問第7回「（公社）静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 28年10月28日
平成28年度「ラウンドテーブル」を開催
- 29年1月6日
「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」を公表
- ◆ 29年2月6日
法人訪問第8回「（公財）二十一世紀職業財団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- 29年4月1日
租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）の施行。現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る非課税特例措置適用の承認手続を簡素化。
- ◆ 29年4月7日
「「法人との対話」について」を公表
- ◆ 29年6月15日
「平成28年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表
- 29年7月27日
「平成28年度公益法人の寄附金収入に関する実態調査」を公表
- ◆ 29年7月28日
法人訪問第9回「（公財）三菱商事復興支援財団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 29年9月22日
第382回委員会に梶山弘志大臣が出席、挨拶

- ◆ 29年11月2日
法人訪問第10回「(公財)中谷医工計測技術振興財団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 30年2月5日
法人訪問第11回「(公財)日本財団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 30年2月20日
平成29年度「ラウンドテーブル」を開催
- 30年4月1日
租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ(2)の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示(平成30年3月31日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省第一号)の施行。みなし譲渡所得税等の非課税承認を受けるための要件を緩和等(承認特例の拡充、特定買換資産の特例の創設等)
- ◆ 30年4月19日
「「法人との対話」について」を公表
- ◆ 30年6月15日
「平成29年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表
- 30年6月28日
平成30年7月豪雨発生
- ◆ 30年7月12日
法人訪問第12回「(公財)地球環境戦略研究機関と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- 30年7月20日
「「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、平成30年7月豪雨により履行期限が到来するまでに履行されなかったものは平成30年9月28日まで免責。
- ◆ 30年10月19日
第409回委員会に片山さつき大臣が出席、挨拶
- ◆ 30年10月28日
法人訪問第13回「(公財)福武財団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 31年1月23日
法人訪問第14回「(公社)経済同友会と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 31年2月5日
平成30年度「ラウンドテーブル」を開催

- ◆ 31年3月12日
「平成30年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」を公表

- ◆○ 31年3月25日
公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成31年内閣府令第8号）を施行及び公益認定等ガイドラインの一部改正。公益目的保有財産等から生じる果実のうち相当の期間内に費消することが見込まれるものに限り6号財産に含まれることを明確化。

- ◆ 31年3月27日
「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」報告書を公表

第五期委員会の経緯（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 31年4月1日
第五期公益認定等委員会の委員6名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 31年4月12日
第422回公益認定等委員会を開催。委員長に佐久間総一郎委員を互選、委員長代理に小森幹夫委員を指名
- 31年4月22日
第五期公益認定等委員会の委員1名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 元年5月22日
「「法人との対話」について」を公表
- ◆ 元年9月5日
法人訪問第15回「（公財）献血供給事業団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- 元年10月10日
令和元年台風19号発生
- 元年10月31日
「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、令和元年台風19号により履行期限が到来するまでに履行されなかったものは令和2年1月31日まで免責。
- ◆ 元年11月14日
第438回委員会に北村誠吾大臣が出席、挨拶
- 元年11月20日
特定費用準備資金等についてFAQを追加
- 元年11月22日
経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）に基づき、内閣府特命担

当大臣（規制改革）の下、「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の開催が決定（会議の庶務は、内閣府大臣官房公益法人行政担当室において処理）

- ◆ 2年1月24日
法人訪問第16回「（公財）根津美術館と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 2年3月2日
令和元年度「ラウンドテーブル」を開催
- 2年3月12日
「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせ」を公表
（公表後随時改訂）
- 2年4月16日
新型コロナウイルス感染症拡大を受け、緊急事態宣言が全国に拡大
- ◆ 2年4月～
新型コロナウイルス感染症対策として、公益認定等委員会を「Webのみの開催」または「Webと対面併用」で開催
- ◆ 2年5月15日
公益認定等委員会「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」の一部改正（「継続組織の前提」関係）を決定
- ◆ 2年5月20日
「令和元年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について」を公表
- ◆ 2年6月19日
「「法人との対話」について」を公表
- 2年6月30日
公益法人が自ら行う新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用に充てるため、その公益法人が募集する寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（令和2年6月19日財務省告示第152号）。
- 2年7月
7月豪雨発生
- ◆ 2年7月17日
「令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、令和2年7月豪雨により履行期限が到来するまでに履行されなかったものは令和2年10月30日まで免責。
- 2年7月20日
「令和元年度公益法人の寄附金収入に関する実態調査」を公表
- 2年12月25日
「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」を公表

- ◆ 3年2月26日
法人訪問第17回「(公財)チャンス・フォー・チルドレンと内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 3年3月24日
「令和2年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表
- ◆ 3年7月16日
「「法人との対話」について」を公表
- 3年7月23日～9月5日
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催
- ◆ 4年3月25日
「令和3年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表
- 4年3月30日
別表H関連についてFAQを追加

第六期委員会の経緯 (委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○)

- 4年4月1日
第六期公益認定等委員会の委員6名が岸田内閣総理大臣から任命
- ◆ 4年4月8日
第508回公益認定等委員会を開催。委員長に佐久間総一郎委員を互選、委員長代理に湯浅信好委員を指名
- 4年4月22日
第六期公益認定等委員会の委員1名が岸田内閣総理大臣から任命
- ◆ 4年6月24日
「「法人との対話」について」を公表
- 4年9月29日
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、民間にとっての利便性向上の観点から、公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の下、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の開催が決定(会議の庶務は、内閣府大臣官房公益法人行政担当室において処理)
- ◆ 4年10月21日
法人訪問第18回「(公財)あずのぼと内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 5年2月6日
「令和4年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表

- ◆ 5年4月28日
使途指定のある寄付の取扱いについてFAQを追加
- ◆ 5年5月26日
「「法人等との対話」について」を公表
- 5年6月2日
「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議（最終報告）」を公表
- ◆○ 5年12月4日
 - ・公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第75号）を施行。デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し及び公益目的取得財産残額に準ずる額の適正な算定を行うための改正
 - ・別表Hの公益目的増減差額等に係るFAQについて改正
- 5年12月13日
「公益法人等制度改革に関する対話フォーラム～「新しい時代の公益」に向けた創造と連携～」を開催
- ◆○ 6年1月11日
「「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、令和六年能登半島地震により履行期限が到来するまでに履行されなかったものは令和6年4月30日まで免責。

<付属資料2>

「委員会委員名簿」

(五十音順、敬称略)

(第六期) 令和4年4月1日から令和7年3月31日

- | | | | | |
|----|-------------|---------------|---|---------------------------|
| ※ | いくの
生野 | こうじ
考司 | 元 | さいたま家庭裁判所所長 |
| | いまいずみ
今泉 | くにこ
邦子 | | 南山大学大学院法務研究科教授 |
| | かたおか
片岡 | まき
麻紀 | | 公認会計士 |
| ※ | くろだ
黒田 | かをり
かをり | 元 | (一財)CSO ネットワーク事務局長・理事 |
| ◎ | さくま
佐久間 | そういちろう
総一郎 | | 日鉄ソリューションズ(株)顧問 |
| | さとう
佐藤 | あきひろ
彰紘 | | 弁護士

真和総合法律事務所パートナー |
| ○※ | ゆあさ
湯浅 | のぶよし
信好 | | 公認会計士 |

◎：委員長 ○：委員長代理

※：常勤委員

(注) 肩書は、令和6年3月31日時点

生野委員の任期は令和4年4月22日から令和7年4月21日

＜付属資料3＞

「委員会の事務・権限」

◆認定法に基づくもの

1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（認定法 § 43）。

- (1) 公益認定の申請（§ 7 I）、変更の認定の申請（§ 11 I）又は合併による地位の承継の認可の申請（§ 25 I）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 公益法人が任意的取消事由に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合に、必要な措置をとるべき旨の勧告（§ 28 I）、勧告に係る措置をとるべきことの命令（§ 28 III）又は公益認定の取消し（§ 29 I・II）をしようとする場合（これらの措置を受ける公益法人が欠格事由に該当する場合等を除く。）
- (3) 認定法の規定により委任された公益認定の基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (4) 地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときに都道府県知事に対して公益認定の取消しその他の措置を行うべき指示（§ 60）を行おうとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、公益認定の取消しについての行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求に対する判決（平成28年3月31日までは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てに対する決定）をしようとする場合（審査請求（異議申立て）が不適法であるとして却下する場合等を除く。）

2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 44）。

3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、変更の届出（§ 13 I）、合併等の届出（§ 24 I）、解散等の届出（§ 26）に係る書類の写し及び提出を受けた財産目録等（§ 22 I）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 45 I）。
- (2) 内閣総理大臣は、許認可等行政機関が述べた意見（§ 31）を委員会に通知しなければならない（§ 45 II）。
- (3) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 45 III）。

4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、公益法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 27 I、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する（§ 59 I）。

5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付等を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、公益法人が認定の取消事由に該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。（§ 46）。

6. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 47）。

◆整備法に基づくもの

1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（整備法 § 133 II・III・IV）。

- (1) 移行認定申請（§ 44）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 移行認可申請（§ 45）又は変更認可申請（§ 125 I）に対する処分をしようとする場合（行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (3) 行政庁の勧告（§ 129 I）を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときに当該措置をとるべきことの命令（§ 129 II）又は認可の取消し（§ 131 I）をしようとする場合（公益目的支出計画の変更の届出（§ 125 III）等をしなかったことを理由としてこれらの処分をしようとする場合を除く。）
- (4) 整備法の規定により委任された、都道府県の合議制の機関が諮問を要しないと認めるときの基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、認可の取消しについての行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求に対する裁決（平成 28 年 3 月 31 日までは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく異議申立てに対する決定）をしようとする場合（審査請求（異議申立て）が不適法であるとして却下する場合等を除く。）

2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 134）。

3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、公益目的支出計画の変更等の届出（§ 125 III）、合併等の届出（§ 126 I）、移行法人が公益認定を受けた場合の届出（§ 132 II）に係る書類の写し並びに提出を受けた計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書（§ 127 III）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 135 I）。
- (2) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 135 II）。

4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、移行法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 128 I）を委員会に委任する（§ 143 I）。

5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、移行法人が公益目的支出計画が適正であること等の基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は認可の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。（§ 136）。

6. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 137）。

公益法人の会計に関する諸課題の検討について

公益認定等委員会

平成25年7月12日

令和5年7月7日最終改正

1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）（注）において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月及び令和2年5月に改定した。

2 検討課題の設定

日本公認会計士協会、公益法人等幅広い関係者からの意見を踏まえ、公益法人の会計に関する実務上の諸課題を整理した上で、順次検討する。

3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を開催し、検討を進めることとする。

(1) 研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者、実務家又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。必要に応じ、研究会には、委員がオブザーバー参加する。

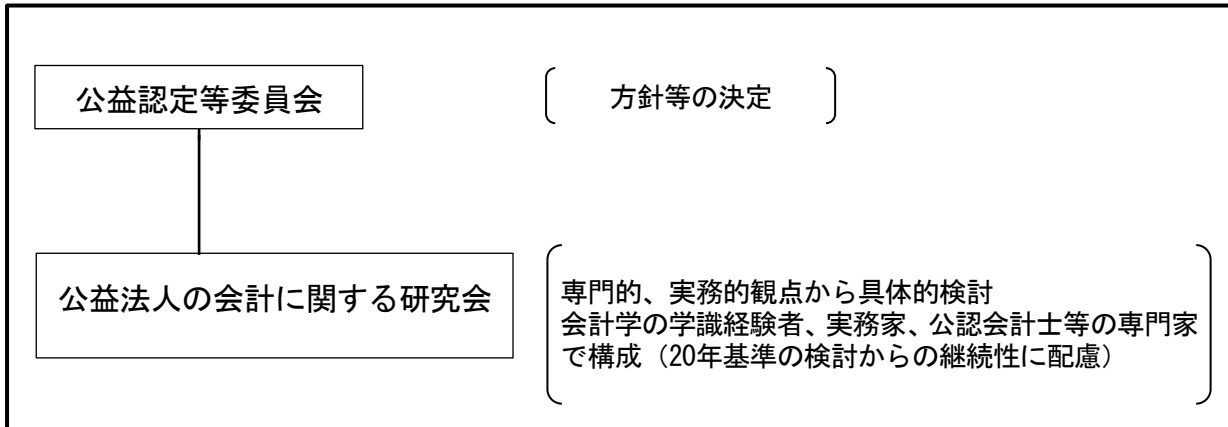
(2) 委員会との関係、検討プロセス等

- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 研究会での検討結果を踏まえ、最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

4 委嘱期間、スケジュール等

- 公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会は継続的に開催する。なお、構成員の委嘱期間は会計年度とする。
課題の研究に必要な場合、委員長の了解を得て、期間を定めて委嘱期間を延長することができる。
- 研究会の開催頻度は、1か月に1回程度を基本とする。

(参考図)



令和5年度会計研究会の開催について

「公益法人の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）は、公益法人を巡る会計事象の変化や実務上の課題に的確に対応するため当委員会のもとで開催している。

本年6月2日、経済財政担当大臣の下に開催された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が公益法人制度の改革について最終報告を発表した。これを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和5月6月16日閣議決定）等においても、公益法人による社会的課題解決の促進に向け、財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化を行うことになった。このため、公益法人会計基準を含め公益法人の財務関係事項についても新しい法制度に適応した見直しを行っていく必要がある。

令和5年度は、公益法人制度の見直しに伴う公益法人会計基準の見直しなど公益法人の会計上の諸課題に対応するため、以下のとおり研究会を開催することとする。

I. 検討事項

- ① 公益法人制度の見直しに伴う公益法人会計基準の見直し
- ② 公益法人に作成を求める財務諸表等と定期提出書類の整理
- ③ その他

II. 検討体制

- ・ 研究会は、別紙のメンバーにより構成する。
- ・ 必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図る。

III. 運営

- ・ 会議は、概ね10回程度を目途に、適宜ウェブ会議、メール等の方法にもより、開催することとする。
令和6年の通常国会に公益法人制度改革のための法案提出を予定しており、成立した法律との整合性を図るため、必要に応じて研究会の開催を延長することがある。
- ・ 研究会としての報告書を作成し委員会に報告し、公表することとする。

以上

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
構成員名簿

- 梶川 融 太陽有限責任監査法人会長
- 金子良太 國學院大學経済学部教授
- 川島治彦 (公財) トヨタ財団総務部長、(公社) 九段常務理事
- 菅田裕之 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長
- 高山昌茂 協和監査法人代表社員
- 田中光史 (公財) 全国法人会総連合専務理事
- 中田ちず子 中田公認会計士事務所代表、(公財) 公益法人協会監事
- 古庄 修 神奈川県公益認定等審議会会長、青山学院大学大学院会計プロフ
ェッション研究科教授
- (敬称略 50音順)
- (オブザーバー)
- 湯浅信好 公益認定等委員会委員長代理
- 生野考司 公益認定等委員会委員
- 黒田かをり 公益認定等委員会委員
- 片岡麻紀 公益認定等委員会委員

以上

機関名		電話番号(代表/直通)
国	内閣府	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室
		03-5403-9555(代) 03-5403-9669(相談専用)
都 道 府 県	北海道	総務部教育・法人局法人団体課 011-204-5004(直)
	青森県	環境生活部県民生活文化課 017-734-9079(直)
	岩手県	総務部行政経営推進課 019-629-5086(直)
	宮城県	総務部私学・公益法人課 022-211-2295(直)
	秋田県	総務部行政経営課 018-860-1054(直)
	山形県	総務部高等教育政策・学事文書課 023-630-2055(直)
	福島県	総務部私学・法人課 024-521-8226(直)
	茨城県	総務部総務課 029-301-2239(直)
	栃木県	経営管理部行政改革ICT推進課 028-623-2226(直)
	群馬県	生活こども部県民活動支援・広聴課 027-226-2148(直)
	埼玉県	総務部文書課 048-830-2537(直)
	千葉県	総務部政策法務課 043-223-2160(直)
	東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課公益 法人担当 03-5320-6727(直)
	神奈川県	総務局組織人材部文書課 045-210-2461(直)
	新潟県	総務部法務文書課 025-280-5017(直)
	富山県	経営管理部総務課 076-444-3150(直)
	石川県	総務部総務課 076-225-1232(直)
	福井県	総務部情報公開・法制課 0776-20-0246(直)
	山梨県	県民生活部私学・科学振興課 055-223-1359(直)
	長野県	総務部情報公開・法務課 026-235-7057(直)
	岐阜県	総務部法務・情報公開課 058-272-1139(直)
	静岡県	経営管理部総務局法務課 054-221-2866(直)
	愛知県	総務局総務部法務文書課 052-954-6022(直)
	三重県	総務部行財政改革推進課 059-224-2231(直)
	滋賀県	総務部総務課公益法人・宗教法人係 077-528-3145(直)
	京都府	総務部総務調整課 075-414-4038(直)
	大阪府	総務部法務課 06-6944-6093(直)
	兵庫県	総務部法務文書課 公益・宗教法人班 078-362-3134(直)
	奈良県	総務部法務文書課 0742-27-8329(直)
	和歌山県	環境生活部県民活動団体室 073-441-2092(直)
	鳥取県	総務部行政監察・法人指導課 0857-26-7884(直)
	島根県	総務部総務課 0852-22-6967(直)
	岡山県	総務部総務学事課 086-226-7199(直)
	広島県	総務局総務課 082-513-2246(直)
	山口県	総務部学事文書課 083-933-2130(直)
	徳島県	監察局法人検査課 088-621-2031(直)
	香川県	総務部総務学事課 087-832-3062(直)
	愛媛県	総務部総務管理局私学文書課 089-912-2221(直)
	高知県	総務部法務文書課 088-823-9160(直)
	福岡県	総務部行政経営企画課 092-643-3030(直)
	佐賀県	総務部法務私学課 0952-25-7002(直)
	長崎県	総務部総務文書課 095-895-2114(直)
	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課 096-333-2068(直)
	大分県	総務部法務室 097-506-2272(直)
	宮崎県	総務部総務課 0985-32-4477(直)
	鹿児島県	総務部学事法制課 099-286-2245(直)
	沖縄県	総務部総務私学課 098-866-2074(直)

<付属資料7>

「都道府県の合議制機関の委員名簿」

都道府県名	合議制機関の名称	委員名簿（令和6年3月31日現在） ※◎は会長（委員長） ○は会長代理（委員長代理）
北海道	北海道公益認定等審議会	◎大原 昌明（北星学園大学経済学部経営情報学科教授） ○斉田 顕彰（弁護士（斉田顕彰法律事務所）） 伊藤 実枝子（株式会社コンフィ代表取締役） 池田 直美（（公認会計士）公認会計士池田直美事務所） 堤 悦子（北海商科大学商学部商学科教授） 千葉 智（（公認会計士）千葉智公認会計士事務所）
青森県	青森県公益認定等審議会	◎森 樹男（弘前大学人文社会科学部教授） ○岩谷 直子（弁護士） 小林 太郎（公認会計士・税理士） 長谷川 美千留（青森公立大学経営経済学部准教授） 蝦名 和美（税理士・社会保険労務士）
岩手県	岩手県公益認定等審議会	◎遠藤 明哲（公認会計士・税理士） ○深澤 泰弘（岩手大学人文社会科学部教授） 日野原 由未（岩手県立大学社会福祉学部准教授） 細川 亮（弁護士） 八木橋 美紀（税理士）
宮城県	宮城県公益認定等委員会	◎石田 祐（関西学院大学人間福祉学部教授） ○半澤 力（弁護士） 飯島 淳子（東北大学大学院法学研究科教授） 古川 直磨（公認会計士） 熊沢 由美（東北学院大学経済学部教授）
秋田県	秋田県公益認定等委員会	◎臼木 智昭（秋田大学教育文化学部教授） ○佐々木 俊幸（弁護士） 相沢 陽子（一般財団法人秋田経済研究所研究員） 大野 彩子（公認会計士） 三浦 秀明（税理士）
山形県	山形県公益認定等審議会	◎伊藤 真知子（東北公益文科大学名誉教授） ○井上 哲寿（公認会計士） 池田 弘乃（山形大学教授） 岩村 幸姫（弁護士） 梅津 節子（行政書士）
福島県	福島県公益認定等審議会	◎福島 雄一（福島大学行政政策学類教授） ○阿久津 文作（元福島県商工会連合会専務理事） 三浦 正博（弁護士） 渡邊 さやか（公認会計士） 二階堂 良子（税理士）
茨城県	茨城県公益認定等審議会	◎田崎 昇（公認会計士） ○遠藤 俊弘（弁護士） 石毛 光子（元茨城県会計管理者） 西野 由希子（茨城大学教授） 森本 敦司（常磐大学教授）

栃木県	栃木県公益認定等審議会	◎前橋 明朗 (作新学院大学教授・税理士) ○三田 妃路佳 (宇都宮大学准教授) 岡田 豊子 (株式会社岡田建築設計事務所専務取締役) 深谷 卓男 (公認会計士) 安田 真道 (弁護士)
群馬県	群馬県公益認定等審議会	◎丸山 和貴 (弁護士) ○小竹 裕人 (群馬大学情報学部教授) 井上 真由美 (高崎経済大学経済学部准教授) 井ノ部 奈津子 (税理士) 猿谷 直樹 (弁護士)
埼玉県	埼玉県公益法人認定等審議会	◎坂本 幸子 (税理士) ○西田 浩子 (公益財団法人かめのり財団常務理事) 大久保 恵美子 (公認会計士) 大西 真里子 (弁護士) 菊田 秀雄 (駿河台大学法学部教授)
千葉県	千葉県公益認定等審議会	◎眞田 範行 (弁護士) ○大谷 益世 (公認会計士) 川口 明浩 (公認会計士) 日名子 暁 (弁護士) 日野 勝吾 (淑徳大学教授)
東京都	東京都公益認定等審議会	◎吉井 啓子 (明治大学法学部教授) ○伊藤 栄寿 (上智大学法学部教授) 尾嶋 由紀子 (公益社団法人全国消費生活相談員協会常務理事) 小島 明子 (株式会社日本総合研究所創発戦略センター スペシャリスト) 佐古麻衣子 (弁護士) 袖山 裕行 (袖山公認会計士事務所所長) 村田 隆一 (三菱HCキャピタル株式会社特別顧問) 【専門委員 任命日 2023/4/1 任期 2年】 居関 剛一 (居関公認会計士事務所代表)
神奈川県	神奈川県公益認定等審議会	◎古庄 修 (青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授) ○依田 俊伸 (東洋大学大学院経営学研究科客員教授) 齋藤 美幸 (弁護士) 佐藤 恵 (国士舘大学政経学部教授) 関 ふ佐子 (神奈川大学法学部教授) 長谷川 聡 (専修大学法学部教授) 【専門委員 任命日 2024/4/1 任期 1年】 亀浦 大輔 (公認会計士) 本郷 順子 (税理士)

新潟県	新潟県公益認定等審議会	◎上山 泰 (新潟大学法学部教授) 清水 直隆 (公認会計士) 野本 幸 (特定非営利活動法人女性みちみらい上越理事長) ○橋本 奈奈 (弁護士) 市村 二三代 (税理士)
富山県	富山県公益認定等審議会	◎大原 弘之 (弁護士) ○柴 雅棋 (前富山県社会福祉協議会専務理事) 金山 睦美 (税理士) 近藤 裕世 (富山商工会議所女性会理事) 村上 満 (富山国際大学子ども育成学部教授)
石川県	石川県公益認定等審議会	◎合田 篤子 (金沢大学人間社会研究域法学系教授) ○武田 公子 (金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授) 高橋 涼子 (金沢大学人間社会研究域地域創造学系教授) 千葉 俊徳 (金沢学院大学経済学部教授) 山腰 茂広 (弁護士)
福井県	福井県公益認定等委員会	◎野波 俊光 (公認会計士) 清水 葉子 (福井県立大学経済学部経済学科教授) 友廣 みどり (グリーンラボ代表) 川村 一司 (弁護士) 小松 亜佳子 (行政書士)
山梨県	山梨県公益認定等審議会	佐々木 亮 (弁護士) 今朝丸 亜矢子 (公認会計士) 大塚 一久 (税理士) 齋藤 雅代 (山梨学院大学法学部教授) 渡辺 光美 (リズムオブラブ主宰)
長野県	長野県公益認定等審議会	◎小川 直樹 (公認会計士) ○相澤 久子 (公認会計士) 中谷 隆秀 (長野県生活協同組合連合会事務局長) 増田 綾子 (一般社団法人南信州基金理事) 渡辺 伸樹 (弁護士)
岐阜県	岐阜県公益認定等審議会	◎岩田 尚之 (弁護士) ○臼田 早苗 (公認会計士) 中川 しのぶ (税理士) 水野 和佳奈 (岐阜協立大学経済学部教授) 三谷 晋 (岐阜大学地域科学部准教授)
静岡県	静岡県公益認定等審議会	◎伊藤 隆史 (常葉大学法学部教授) ○栗原 孝明 (弁護士) 小野寺 郷子 (一般社団法人会議ファシリテーター普及協会副代表理事) 白鳥 三和子 (公認会計士) 松島 達也 (公認会計士)

愛知県	愛知県公益認定等審議会	◎加藤 雅信 (名古屋大学名誉教授) ○堀江 正樹 (公認会計士) 積木 潤 (弁護士) 松宮 朝 (愛知県立大学教育福祉学部教授) 吉田 正子 (税理士)
三重県	三重県公益認定等審議会	◎澤田 博 (公認会計士) ○奥原 貴士 (四日市大学総合政策学部教授) 中川 かおり (弁護士) 西崎 賢治 (公認会計士、税理士) 若林 三知 (行政書士)
滋賀県	滋賀県公益認定等委員会	◎浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) ○内田 香奈 (NPO法人きょうとNPOセンター副統括責任者) 遠藤 大輔 (弁護士) 神山 由美子 (行政書士) 近藤 健介 (公認会計士)
京都府	京都府公益認定等審議会	◎藤井 正大 (弁護士) ○荻野 奈緒 (同志社大学法学部教授) 北村 恵美子 (特定非営利活動法人きょうとNPOセンター理事) 久保 秀雄 (京都産業大学法学部教授) 西川 吉典 (公認会計士)
大阪府	大阪府公益認定等委員会	○久保 秀雄 (京都産業大学法学部教授) 小谷 真理 (同志社大学政策学部准教授) 実吉 威 (公益財団法人ひょうごコミュニティ財団代表理事) 辰巳 八栄子 (公認会計士) ◎田中 敦 (摂南大学法学部法律学科特任教授)
兵庫県	兵庫県公益認定等委員会	◎田端 和彦 (兵庫大学副学長) ○吉田 邦子 (弁護士) 和氣 大輔 (公認会計士)
奈良県	奈良県公益認定等審議会	◎吉岡 祥充 (龍谷大学法学部教授) ○向山 敦夫 (大阪公立大学大学院経営学研究科教授) 篠藤 敦子 (公認会計士・税理士) 藤次 芳枝 (弁護士) 高津 融男 (奈良県立大学地域創造学部教授)
和歌山県	和歌山県公益認定等審議会	◎波床 昌則 (弁護士) ○島 由佳子 (有限会社 ViVifala 島ゆかこ 代表取締役) ○緒方 公一 (きのくに信用金庫 常務理事) 和中 修二 (公認会計士・税理士) 清弘 正子 (和歌山大学経済学部 准教授)
鳥取県	鳥取県公益認定等審議会	◎今田 慶太 (弁護士) ○山崎 信吾 (特定非営利活動法人未来理事) 鷲見 涉 (公認会計士、税理士) 森木 絵理子 (税理士) 森本 敦子 (特定非営利活動法人こども未来ネットワーク理事)

島根県	島根県公益認定等審議会	◎嘉村 雄司 (島根大学法文学部法経学科准教授) ○大野 敏之 (弁護士) 井上 道子 (元島根県商工労働部次長) 野田 素三子 (行政書士) 山川 博司 (公認会計士) 米井 順子 (元島根県立美術館副館長)
岡山県	岡山県公益認定等委員会	◎井上 信二 (公認会計士) ○山本 哲之進 (元岡山県町村会事務局長) 福重 さと子 (岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授) 中畑 真哉 (弁護士) 近藤 理恵 (岡山県立大学保健福祉学部教授)
広島県	広島県公益認定等審議会	◎山田 紳太郎 (公認会計士) ○吉中 信人 (広島大学大学院教授) 菖蒲田 清孝 (広島商工会議所副会頭) 池田 智子 (安田女子大学教授) 菅谷 英美 (弁護士)
山口県	山口県公益認定等審議会	古林 照己 (公認会計士) 進藤 優子 (山口県立大学准教授) ○鈴木 朋絵 (弁護士) ◎高橋 和幸 (下関市立大学教授)
徳島県	徳島県公益認定等審議会	◎豊永 寛二 (弁護士) 島内 保彦 (弁護士) 孝志 茜 (公認会計士・税理士)
香川県	香川県公益認定等審議会	◎宮本 吉朗 (元一般社団法人香川経済同友会代表幹事、株式会社アムロン代表取締役会長・CEO) ○石川 千晶 (公認会計士) 藤本 智子 (弁護士) 宮脇 秀貴 (香川大学経済学部教授) 林田 光弘 (香川大学法学部准教授)
愛媛県	愛媛県公益認定等審議会	◎北田 隆 (公認会計士) ○仙波 誉子 (株式会社岩本商会代表取締役社長) 太田 響子 (愛媛大学法文学部准教授) 溝上 達也 (松山大学教授) 丸山 征寿 (弁護士)
高知県	高知県公益認定等審議会	◎西森 やよい (弁護士) 高林 藍子 (弁護士) ○梶 英樹 (高知大学講師) 廣光 伸哉 (公認会計士)
福岡県	福岡県公益認定等審議会	◎竹之内 高司 (公認会計士) ○相澤 直子 (久留米大学 法学部 准教授) 中西 常道 (公認会計士) 松永 裕己 (北九州市立大学 大学院 マネジメント研究科 教授) 南正覚 文枝 (弁護士)

佐賀県	佐賀県公益認定等審議会	◎奥田 律雄 (弁護士) ○田村 浩司 (公認会計士・税理士) 多久島 加代子(行政書士) 松本 さぎり (公認会計士) 宮原 信孝 (一般財団法人筑後川コミュニティ財団 代表理事)
長崎県	長崎県公益認定等審議会	◎西村 宣彦 (長崎大学経済学部教授) ○池内 愛 (弁護士) 石田 聖 (長崎県立大学地域創造学部准教授) 豊田 菜々子 (NPO法人環境保全教育研究所理事) 林田 真知子 (公認会計士・税理士)
熊本県	熊本県公益認定等審議会	◎辻本 英子 (NPO法人消費者支援ネットくまもと理事) ○米満 まり (税理士(税理士法人東京会計グループ熊本支店)) 中村 裕彦 (公認会計士(くまもと監査法人)) 大日方 信春(熊本大学大学院人文社会科学部法学系教授) 清田 慎太郎 (弁護士)
大分県	大分県公益認定等審査会	◎阿部 貴史 (弁護士) ○古庄 研二 (公認会計士) 秋山 智恵子 (大分大学経済学部准教授) 村上 和子 (社会福祉法人シンフォニー理事長) 柳井 貞美 (税理士)
宮崎県	宮崎県公益認定等審議会	◎柏田 芳徳 (弁護士) ○土田 博 (南九州短期大学部教授) 山田 文美 (弁護士) 海野 理香 (税理士) 横山 幸子 (社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会副会長)
鹿児島県	鹿児島県公益認定等審議会	◎采女 博文 (鹿児島大学名誉教授) ○福元 紳一 (弁護士) 松枝 千鶴 (公認会計士) 鳥丸 聡 (シンクタンク・パードウイング代表) 宇都 由美子 (鹿児島大学病院医療情報部特任教授・部長特命副病院長)
沖縄県	沖縄県公益認定等審議会	◎儀部 和歌子 (弁護士) ○青山 喜佐子 (社会保険労務士) 越野 泰成 (琉球大学教授) 仲里 豪 (弁護士) 戸谷 義治 (琉球大学准教授) 当山 恵子 (税理士) 有銘 寛之 (公認会計士・税理士)

統計表資料編目次

*本文掲載表を都道府県別に表章したものである。

資料番号	タイトル
第1部第2章関係	
資料1-2-1	社団・財団別の公益法人数とその割合
資料1-2-2	各年12月1日現在の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-7	社員数規模別の公益社団法人数
資料1-2-8	代議員制採用法人における社員数規模別の法人数
資料1-2-9	各種の会員数規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-10	評議員数規模別の公益財団法人数
資料1-2-11	理事数規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-12	常勤・非常勤別の理事数
資料1-2-13	監事数別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-14	常勤・非常勤別の監事数
資料1-2-15	会計監査人設置法人の割合
資料1-2-16	職員数規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-17	常勤・非常勤別の職員数
第1部第3章関係	
資料1-3-1	事業年度の設定状況(社団・財団別)
第1部第4章関係	
資料1-4-1	資産額規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-4-2	負債額規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-4-3	公益法人の正味財産額(社団・財団別)
資料1-4-4	公益法人の遊休財産額(社団・財団別)
資料1-4-6	寄附金収入額規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-4-7	会費収入のある公益社団法人数
資料1-4-8	公益目的事業費用額規模別の法人数(社団・財団別)
資料1-4-9	公益目的事業収入額規模別の法人数(社団・財団別)
資料1-4-11	公益目的事業比率別の法人数(社団・財団別)
資料1-4-12	収益事業等を実施している法人数(社団・財団別)
第1部補章1関係	
資料1-6-1	行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合
資料1-6-2	各年12月1日時点の移行法人数(社団・財団別)
資料1-6-5	公益目的財産額規模別の法人数(社団・財団別)
資料1-6-6	年間の公益目的支出額の規模別の法人数(社団・財団別)
第2部第2章関係	
資料2-2-1	年度別の公益・移行認定の申請件数
資料2-2-4	年度別の公益・移行認定処分件数
資料2-2-5	年度別の公益・移行不認定処分件数
資料2-2-6	年度別の公益・移行認定申請取下げ件数
資料2-2-8	年度別の変更認定申請・変更届出件数
資料2-2-9	年度別の変更認定処分件数

資料1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合

	計	社団法人数	社団法人の割合 (%)	財団法人数	財団法人の割合 (%)
合計	9,711	4,162	42.9	5,549	57.1
内閣府	2,640	825	31.3	1,815	68.8
都道府県計	7,071	3,337	47.2	3,734	52.8
北海道	256	129	50.4	127	49.6
青森県	105	63	60.0	42	40.0
岩手県	95	46	48.4	49	51.6
宮城県	142	75	52.8	67	47.2
秋田県	70	41	58.6	29	41.4
山形県	137	59	43.1	78	56.9
福島県	154	77	50.0	77	50.0
茨城県	133	73	54.9	60	45.1
栃木県	122	53	43.4	69	56.6
群馬県	116	53	45.7	63	54.3
埼玉県	211	118	55.9	93	44.1
千葉県	188	98	52.1	90	47.9
東京都	432	219	50.7	213	49.3
神奈川県	295	131	44.4	164	55.6
新潟県	179	72	40.2	107	59.8
富山県	135	60	44.4	75	55.6
石川県	142	71	50.0	71	50.0
福井県	108	55	50.9	53	49.1
山梨県	85	33	38.8	52	61.2
長野県	120	56	46.7	64	53.3
岐阜県	128	58	45.3	70	54.7
静岡県	179	82	45.8	97	54.2
愛知県	262	119	45.4	143	54.6
三重県	105	55	52.4	50	47.6
滋賀県	139	64	46.0	75	54.0
京都府	253	90	35.6	163	64.4
大阪府	243	115	47.3	128	52.7
兵庫県	239	91	38.1	148	61.9
奈良県	99	51	51.5	48	48.5
和歌山県	94	44	46.8	50	53.2
鳥取県	73	34	46.6	39	53.4
島根県	105	42	40.0	63	60.0
岡山県	164	66	40.2	98	59.8
広島県	169	75	44.4	94	55.6
山口県	101	49	48.5	52	51.5
徳島県	84	43	51.2	41	48.8
香川県	133	45	33.8	88	66.2
愛媛県	112	48	42.9	64	57.1
高知県	112	47	42.0	65	58.0
福岡県	294	137	46.6	157	53.4
佐賀県	68	30	44.1	38	55.9
長崎県	107	44	41.1	63	58.9
熊本県	91	49	53.8	42	46.2
大分県	110	62	56.4	48	43.6
宮崎県	89	45	50.6	44	49.4
鹿児島県	194	115	59.3	79	40.7
沖縄県	99	55	55.6	44	44.4

(注) 令和5年12月1日現在

資料1-2-2 各年12月1日現在の公益法人数（社団・財団別）

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
合計	計	9,561	9,581	9,614	9,640	9,672	9,711
	社団	4,169	4,173	4,175	4,174	4,171	4,162
	財団	5,392	5,408	5,439	5,466	5,501	5,549
内閣府	計	2,485	2,509	2,541	2,584	2,606	2,640
	社団	808	806	812	821	823	825
	財団	1,677	1,703	1,729	1,763	1,783	1,815
都道府県計	計	7,076	7,072	7,073	7,056	7,066	7,071
	社団	3,361	3,367	3,363	3,353	3,348	3,337
	財団	3,715	3,705	3,710	3,703	3,718	3,734
北海道	計	255	255	253	253	255	256
	社団	130	131	129	129	129	129
	財団	125	124	124	124	126	127
青森県	計	109	107	107	107	106	105
	社団	67	65	65	65	64	63
	財団	42	42	42	42	42	42
岩手県	計	97	97	96	96	96	95
	社団	48	48	48	47	47	46
	財団	49	49	48	49	49	49
宮城県	計	148	147	144	144	144	142
	社団	78	77	76	77	77	75
	財団	70	70	68	67	67	67
秋田県	計	71	71	71	70	70	70
	社団	42	42	42	41	41	41
	財団	29	29	29	29	29	29
山形県	計	140	139	139	137	137	137
	社団	60	59	59	59	59	59
	財団	80	80	80	78	78	78
福島県	計	153	155	155	154	154	154
	社団	76	77	77	77	77	77
	財団	77	78	78	77	77	77
茨城県	計	134	134	134	134	134	133
	社団	75	75	75	75	74	73
	財団	59	59	59	59	60	60
栃木県	計	123	121	123	122	122	122
	社団	54	54	54	53	53	53
	財団	69	67	69	69	69	69
群馬県	計	116	115	116	116	116	116
	社団	54	54	54	54	53	53
	財団	62	61	62	62	63	63
埼玉県	計	212	212	211	211	210	211
	社団	122	122	121	121	119	118
	財団	90	90	90	90	91	93
千葉県	計	188	188	188	186	187	188
	社団	97	97	97	97	98	98
	財団	91	91	91	89	89	90
東京都	計	429	429	428	430	428	432
	社団	219	220	219	219	218	219
	財団	210	209	209	211	210	213
神奈川県	計	291	290	291	292	295	295
	社団	130	130	131	131	132	131
	財団	161	160	160	161	163	164

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
新潟県	計	182	183	181	179	180	179
	社団	72	73	73	72	72	72
	財団	110	110	108	107	108	107
富山県	計	136	136	137	137	137	135
	社団	63	63	63	63	62	60
	財団	73	73	74	74	75	75
石川県	計	145	144	145	144	142	142
	社団	74	74	74	74	73	71
	財団	71	70	71	70	69	71
福井県	計	108	110	110	109	109	108
	社団	55	56	56	56	56	55
	財団	53	54	54	53	53	53
山梨県	計	89	89	88	86	84	85
	社団	36	36	36	34	33	33
	財団	53	53	52	52	51	52
長野県	計	117	120	121	121	121	120
	社団	54	55	56	56	56	56
	財団	63	65	65	65	65	64
岐阜県	計	132	132	132	132	129	128
	社団	62	62	62	62	60	58
	財団	70	70	70	70	69	70
静岡県	計	177	177	179	180	179	179
	社団	84	84	84	84	82	82
	財団	93	93	95	96	97	97
愛知県	計	255	251	253	256	262	262
	社団	116	116	116	117	119	119
	財団	139	135	137	139	143	143
三重県	計	103	104	104	104	104	105
	社団	53	54	54	54	55	55
	財団	50	50	50	50	49	50
滋賀県	計	139	139	139	139	140	139
	社団	65	64	64	64	64	64
	財団	74	75	75	75	76	75
京都府	計	256	254	256	254	253	253
	社団	90	90	90	90	90	90
	財団	166	164	166	164	163	163
大阪府	計	240	237	237	236	241	243
	社団	112	113	114	114	114	115
	財団	128	124	123	122	127	128
兵庫県	計	241	240	237	235	235	239
	社団	93	93	91	90	91	91
	財団	148	147	146	145	144	148
奈良県	計	100	99	100	99	99	99
	社団	51	51	52	51	51	51
	財団	49	48	48	48	48	48
和歌山県	計	94	95	94	93	93	94
	社団	44	44	44	44	44	44
	財団	50	51	50	49	49	50
鳥取県	計	78	77	75	74	74	73
	社団	36	36	35	34	34	34
	財団	42	41	40	40	40	39

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
島根県	計	107	106	106	106	105	105
	社団	41	42	42	42	42	42
	財団	66	64	64	64	63	63
岡山県	計	156	160	163	162	163	164
	社団	65	67	67	66	66	66
	財団	91	93	96	96	97	98
広島県	計	167	165	169	169	170	169
	社団	74	73	75	74	75	75
	財団	93	92	94	95	95	94
山口県	計	101	102	102	101	100	101
	社団	48	49	49	48	49	49
	財団	53	53	53	53	51	52
徳島県	計	87	86	84	84	83	84
	社団	43	42	42	42	42	43
	財団	44	44	42	42	41	41
香川県	計	132	132	133	133	133	133
	社団	45	45	45	45	45	45
	財団	87	87	88	88	88	88
愛媛県	計	111	110	111	112	111	112
	社団	47	47	48	48	48	48
	財団	64	63	63	64	63	64
高知県	計	111	111	111	110	111	112
	社団	47	47	47	47	47	47
	財団	64	64	64	63	64	65
福岡県	計	294	297	292	292	296	294
	社団	138	139	138	137	137	137
	財団	156	158	154	155	159	157
佐賀県	計	64	65	67	67	67	68
	社団	28	29	29	29	29	30
	財団	36	36	38	38	38	38
長崎県	計	107	108	108	107	107	107
	社団	44	44	44	44	44	44
	財団	63	64	64	63	63	63
熊本県	計	89	89	90	90	91	91
	社団	48	48	48	48	49	49
	財団	41	41	42	42	42	42
大分県	計	109	109	110	110	111	110
	社団	63	63	63	63	63	62
	財団	46	46	47	47	48	48
宮崎県	計	89	89	89	89	89	89
	社団	45	44	44	45	45	45
	財団	44	45	45	44	44	44
鹿児島県	計	195	196	195	195	194	194
	社団	117	117	116	116	115	115
	財団	78	79	79	79	79	79
沖縄県	計	99	100	99	99	99	99
	社団	56	56	55	55	55	55
	財団	43	44	44	44	44	44

(注) 各年12月1日現在

資料1-2-7 社員数規模別の公益社団法人数

	法人数	社員数計	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人以上
合計	4,162	3,157,010	1,331	1,582	565	601	83
内閣府	825	713,118	353	287	67	92	26
都道府県計	3,337	2,443,892	978	1,295	498	509	57
北海道	129	65,199	25	63	24	17	0
青森県	63	26,966	26	21	12	3	1
岩手県	46	22,260	14	22	8	1	1
宮城県	75	48,689	18	34	13	9	1
秋田県	41	20,837	13	16	10	1	1
山形県	59	29,029	22	23	8	5	1
福島県	77	46,014	25	30	11	10	1
茨城県	73	48,373	17	36	10	9	1
栃木県	53	40,510	12	24	7	9	1
群馬県	53	29,202	21	19	7	5	1
埼玉県	118	133,096	19	45	17	35	2
千葉県	98	118,429	24	38	14	19	3
東京都	219	210,804	39	71	17	91	1
神奈川県	131	123,074	46	43	16	24	2
新潟県	72	62,944	20	19	14	18	1
富山県	60	31,392	21	24	8	6	1
石川県	71	36,764	28	27	8	7	1
福井県	55	26,052	25	18	8	3	1
山梨県	33	19,609	9	15	5	3	1
長野県	56	40,180	19	16	12	8	1
岐阜県	58	23,821	17	27	10	4	0
静岡県	82	85,363	24	26	13	17	2
愛知県	119	154,654	20	45	22	27	5
三重県	55	36,951	16	20	9	9	1
滋賀県	64	32,952	23	19	14	7	1
京都府	90	49,367	25	47	12	4	2
大阪府	115	136,900	27	44	17	24	3
兵庫県	91	44,320	23	38	18	12	0
奈良県	51	23,870	15	27	6	2	1
和歌山県	44	46,660	13	23	4	2	2
鳥取県	34	13,516	13	15	2	4	0
島根県	42	17,239	19	15	5	2	1
岡山県	66	44,667	17	30	10	8	1
広島県	75	70,522	20	27	9	18	1
山口県	49	19,819	21	15	7	6	0
徳島県	43	20,863	16	17	4	6	0
香川県	45	33,353	16	17	5	5	2
愛媛県	48	37,394	19	10	9	8	2
高知県	47	22,054	18	20	4	4	1
福岡県	137	128,950	33	58	20	23	3
佐賀県	30	16,411	11	8	8	2	1
長崎県	44	33,514	12	16	9	6	1
熊本県	49	43,501	13	19	9	7	1
大分県	62	23,075	23	24	10	5	0
宮崎県	45	25,115	17	17	5	5	1
鹿児島県	115	48,423	46	47	17	4	1
沖縄県	55	31,195	18	20	11	5	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-8 代議員制採用法人における社員数規模別の法人数

	法人数	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
合計	368	164	177	8	14	5
内閣府	152	64	82	3	1	2
都道府県計	216	100	95	5	13	3
北海道	9	6	3	0	0	0
青森県	1	1	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	3	2	0	0	1	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	3	2	0	0	1	0
茨城県	3	2	0	0	1	0
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	2	1	1	0	0	0
埼玉県	1	0	0	0	1	0
千葉県	2	1	1	0	0	0
東京都	15	5	7	0	3	0
神奈川県	13	9	3	0	1	0
新潟県	3	1	1	0	1	0
富山県	4	2	1	1	0	0
石川県	2	2	0	0	0	0
福井県	1	1	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
長野県	7	6	1	0	0	0
岐阜県	6	2	3	1	0	0
静岡県	2	1	1	0	0	0
愛知県	1	0	1	0	0	0
三重県	3	2	1	0	0	0
滋賀県	7	3	4	0	0	0
京都府	17	3	12	1	1	0
大阪府	34	8	23	1	2	0
兵庫県	24	8	15	1	0	0
奈良県	3	1	2	0	0	0
和歌山県	8	1	6	0	0	1
鳥取県	2	2	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	2	1	1	0	0	0
広島県	2	1	1	0	0	0
山口県	2	1	1	0	0	0
徳島県	1	0	1	0	0	0
香川県	4	3	0	0	0	1
愛媛県	2	2	0	0	0	0
高知県	1	1	0	0	0	0
福岡県	13	7	4	0	1	1
佐賀県	2	2	0	0	0	0
長崎県	1	1	0	0	0	0
熊本県	2	2	0	0	0	0
大分県	2	1	1	0	0	0
宮崎県	1	1	0	0	0	0
鹿児島県	5	5	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-9 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	会員数計	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
合計	計	5,604	17,225,797	1,319	2,059	796	1,019	411
	社団	4,043	8,386,638	786	1,513	640	858	246
	財団	1,561	8,839,159	533	546	156	161	165
内閣府	計	1,414	9,102,686	422	385	148	264	195
	社団	800	4,818,240	177	219	80	184	140
	財団	614	4,284,446	245	166	68	80	55
都道府県計	計	4,190	8,123,111	897	1,674	648	755	216
	社団	3,243	3,568,398	609	1,294	560	674	106
	財団	947	4,554,713	288	380	88	81	110
北海道	計	159	188,488	21	78	31	25	4
	社団	128	128,656	17	60	28	21	2
	財団	31	59,832	4	18	3	4	2
青森県	計	74	42,927	20	28	16	8	2
	社団	62	31,270	16	26	15	4	1
	財団	12	11,657	4	2	1	4	1
岩手県	計	60	54,314	14	32	9	3	2
	社団	43	24,428	9	23	8	2	1
	財団	17	29,886	5	9	1	1	1
宮城県	計	94	138,591	19	37	19	15	4
	社団	73	60,276	13	31	15	13	1
	財団	21	78,315	6	6	4	2	3
秋田県	計	48	24,292	12	19	15	1	1
	社団	40	22,414	10	14	14	1	1
	財団	8	1,878	2	5	1	0	0
山形県	計	65	62,271	16	32	7	7	3
	社団	54	32,364	14	25	7	7	1
	財団	11	29,907	2	7	0	0	2
福島県	計	88	147,645	20	42	11	12	3
	社団	74	50,381	15	35	11	12	1
	財団	14	97,264	5	7	0	0	2
茨城県	計	85	109,322	10	46	12	13	4
	社団	72	59,501	8	38	12	12	2
	財団	13	49,821	2	8	0	1	2
栃木県	計	63	50,458	11	32	8	10	2
	社団	53	45,250	9	27	7	8	2
	財団	10	5,208	2	5	1	2	0
群馬県	計	69	561,491	22	23	12	8	4
	社団	52	40,587	14	19	11	6	2
	財団	17	520,904	8	4	1	2	2
埼玉県	計	142	190,442	21	50	24	39	8
	社団	117	150,420	12	46	20	34	5
	財団	25	40,022	9	4	4	5	3
千葉県	計	122	183,372	22	52	18	24	6
	社団	96	129,312	14	42	15	22	3
	財団	26	54,060	8	10	3	2	3
東京都	計	270	763,687	33	84	23	106	24
	社団	218	506,277	21	67	19	98	13
	財団	52	257,410	12	17	4	8	11
神奈川県	計	182	296,623	37	72	24	36	13
	社団	130	177,903	23	50	22	30	5
	財団	52	118,720	14	22	2	6	8

		法人数	会員数計	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
新潟県	計	108	419,015	22	30	17	25	14
	社団	68	71,115	13	18	14	22	1
	財団	40	347,900	9	12	3	3	13
富山県	計	86	554,314	30	29	10	10	7
	社団	58	71,877	14	24	8	9	3
	財団	28	482,437	16	5	2	1	4
石川県	計	82	92,817	22	36	9	11	4
	社団	67	43,088	19	29	7	11	1
	財団	15	49,729	3	7	2	0	3
福井県	計	64	34,293	21	27	9	6	1
	社団	53	32,073	17	20	9	6	1
	財団	11	2,220	4	7	0	0	0
山梨県	計	41	24,506	13	18	5	4	1
	社団	33	23,402	8	15	5	4	1
	財団	8	1,104	5	3	0	0	0
長野県	計	72	76,200	11	28	15	15	3
	社団	56	60,078	8	19	14	13	2
	財団	16	16,122	3	9	1	2	1
岐阜県	計	70	66,244	17	31	11	9	2
	社団	54	60,080	11	24	10	7	2
	財団	16	6,164	6	7	1	2	0
静岡県	計	107	167,902	22	39	17	24	5
	社団	81	97,096	18	25	15	21	2
	財団	26	70,806	4	14	2	3	3
愛知県	計	155	253,720	21	63	27	34	10
	社団	116	215,342	11	47	21	30	7
	財団	39	38,378	10	16	6	4	3
三重県	計	73	68,097	12	31	13	14	3
	社団	54	52,352	10	20	10	12	2
	財団	19	15,745	2	11	3	2	1
滋賀県	計	83	405,638	19	30	15	15	4
	社団	64	53,491	12	22	15	13	2
	財団	19	352,147	7	8	0	2	2
京都府	計	125	124,402	29	52	20	20	4
	社団	87	70,427	17	36	16	16	2
	財団	38	53,975	12	16	4	4	2
大阪府	計	145	264,374	19	39	26	52	9
	社団	111	217,068	7	27	21	50	6
	財団	34	47,306	12	12	5	2	3
兵庫県	計	120	349,656	20	39	29	27	5
	社団	88	106,890	11	26	24	26	1
	財団	32	242,766	9	13	5	1	4
奈良県	計	60	40,220	15	30	8	5	2
	社団	50	28,426	12	25	8	4	1
	財団	10	11,794	3	5	0	1	1
和歌山県	計	53	86,379	10	24	8	7	4
	社団	42	65,514	7	19	7	7	2
	財団	11	20,865	3	5	1	0	2
鳥取県	計	42	23,696	11	20	5	5	1
	社団	33	17,129	6	18	4	5	0
	財団	9	6,567	5	2	1	0	1

		法人数	会員数計	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
島根県	計	52	34,316	19	21	6	4	2
	社団	41	19,713	14	18	4	4	1
	財団	11	14,603	5	3	2	0	1
岡山県	計	87	168,319	21	38	12	14	2
	社団	65	53,357	11	32	11	10	1
	財団	22	114,962	10	6	1	4	1
広島県	計	93	216,824	16	38	12	20	7
	社団	72	87,144	11	29	9	20	3
	財団	21	129,680	5	9	3	0	4
山口県	計	69	65,198	20	26	10	10	3
	社団	49	33,002	17	16	8	7	1
	財団	20	32,196	3	10	2	3	2
徳島県	計	51	66,528	15	24	2	8	2
	社団	42	34,321	13	18	2	8	1
	財団	9	32,207	2	6	0	0	1
香川県	計	67	106,634	21	29	7	5	5
	社団	43	40,936	11	18	6	5	3
	財団	24	65,698	10	11	1	0	2
愛媛県	計	65	82,485	20	19	12	10	4
	社団	47	46,919	12	13	10	10	2
	財団	18	35,566	8	6	2	0	2
高知県	計	53	61,025	15	22	7	6	3
	社団	42	28,136	11	19	5	6	1
	財団	11	32,889	4	3	2	0	2
福岡県	計	163	219,555	29	73	26	27	8
	社団	133	183,600	17	59	23	27	7
	財団	30	35,955	12	14	3	0	1
佐賀県	計	38	45,327	11	12	8	4	3
	社団	29	25,345	7	8	8	4	2
	財団	9	19,982	4	4	0	0	1
長崎県	計	56	85,066	11	23	9	9	4
	社団	42	50,772	6	18	8	8	2
	財団	14	34,294	5	5	1	1	2
熊本県	計	58	61,374	10	22	13	11	2
	社団	48	50,574	8	19	11	9	1
	財団	10	10,800	2	3	2	2	1
大分県	計	74	352,829	21	29	12	9	3
	社団	60	36,178	17	25	10	7	1
	財団	14	316,651	4	4	2	2	2
宮崎県	計	59	50,826	17	26	6	7	3
	社団	41	26,738	13	16	5	6	1
	財団	18	24,088	4	10	1	1	2
鹿児島県	計	125	491,196	34	55	22	10	4
	社団	108	70,690	29	50	18	9	2
	財団	17	420,506	5	5	4	1	2
沖縄県	計	73	150,213	25	24	11	11	2
	社団	54	36,486	16	19	10	8	1
	財団	19	113,727	9	5	1	3	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-10 評議員数規模別の公益財団法人数

	法人数	評議員数計	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
合計	5,549	53,930	3,621	1,604	177	49	30	68
内閣府	1,815	17,934	1,127	571	74	10	9	24
都道府県計	3,734	35,996	2,494	1,033	103	39	21	44
北海道	127	1,290	75	44	5	1	1	1
青森県	42	522	28	9	1	1	1	2
岩手県	49	528	33	13	2	0	0	1
宮城県	67	634	46	18	2	1	0	0
秋田県	29	306	18	10	0	0	0	1
山形県	78	799	53	22	0	1	0	2
福島県	77	713	56	16	4	0	0	1
茨城県	60	712	33	21	4	1	0	1
栃木県	69	728	39	27	1	0	0	2
群馬県	63	686	41	19	0	1	1	1
埼玉県	93	882	56	32	2	2	1	0
千葉県	90	838	67	19	2	0	1	1
東京都	213	2,190	116	84	7	6	0	0
神奈川県	164	1,681	106	42	10	2	2	2
新潟県	107	1,047	71	31	3	1	0	1
富山県	75	994	38	26	4	2	3	2
石川県	71	613	50	20	0	0	0	1
福井県	53	472	39	12	1	0	0	1
山梨県	52	572	36	10	1	3	1	1
長野県	64	626	37	23	3	1	0	0
岐阜県	70	693	51	15	0	2	1	1
静岡県	97	990	65	27	2	0	1	2
愛知県	143	1,343	86	53	3	1	0	0
三重県	50	479	29	19	1	1	0	0
滋賀県	75	664	51	22	1	0	1	0
京都府	163	1,469	124	29	6	2	0	2
大阪府	128	1,097	94	31	1	0	1	1
兵庫県	148	1,410	95	48	2	0	1	2
奈良県	48	456	32	12	3	0	0	1
和歌山県	50	472	31	17	1	1	0	0
鳥取県	39	336	33	5	0	0	0	1
島根県	63	578	44	17	0	1	0	1
岡山県	98	916	67	27	2	1	0	1
広島県	94	850	66	22	3	2	0	1
山口県	52	487	38	12	0	1	0	1
徳島県	41	322	30	11	0	0	0	0
香川県	88	819	62	20	4	1	0	1
愛媛県	64	551	45	17	1	0	1	0
高知県	65	521	51	9	4	1	0	0
福岡県	157	1,172	128	24	2	1	1	1
佐賀県	38	418	25	10	0	0	2	1
長崎県	63	639	37	21	3	0	1	1
熊本県	42	445	25	13	3	0	0	1
大分県	48	480	31	13	3	0	0	1
宮崎県	44	416	30	11	2	0	0	1
鹿児島県	79	752	50	24	3	1	0	1
沖縄県	44	388	36	6	1	0	0	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-11 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	理事数計	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
合計	計	9,711	129,933	4,294	3,914	880	258	141	224
	社団	4,162	79,157	637	2,279	692	202	133	219
	財団	5,549	50,776	3,657	1,635	188	56	8	5
内閣府	計	2,640	31,766	1,324	904	319	59	14	20
	社団	825	15,255	139	361	254	41	12	18
	財団	1,815	16,511	1,185	543	65	18	2	2
都道府県計	計	7,071	98,167	2,970	3,010	561	199	127	204
	社団	3,337	63,902	498	1,918	438	161	121	201
	財団	3,734	34,265	2,472	1,092	123	38	6	3
北海道	計	256	3,939	105	100	28	3	10	10
	社団	129	2,766	24	62	21	3	9	10
	財団	127	1,173	81	38	7	0	1	0
青森県	計	105	1,493	38	45	12	7	2	1
	社団	63	1,049	13	32	10	5	2	1
	財団	42	444	25	13	2	2	0	0
岩手県	計	95	1,278	38	42	7	4	2	2
	社団	46	811	9	23	7	3	2	2
	財団	49	467	29	19	0	1	0	0
宮城県	計	142	1,816	59	56	20	6	1	0
	社団	75	1,184	16	36	16	6	1	0
	財団	67	632	43	20	4	0	0	0
秋田県	計	70	924	29	29	8	2	2	0
	社団	41	678	9	21	7	2	2	0
	財団	29	246	20	8	1	0	0	0
山形県	計	137	1,574	65	56	8	7	1	0
	社団	59	955	9	36	7	6	1	0
	財団	78	619	56	20	1	1	0	0
福島県	計	154	2,046	68	65	11	4	2	4
	社団	77	1,330	18	40	10	3	2	4
	財団	77	716	50	25	1	1	0	0
茨城県	計	133	1,918	38	74	13	4	0	4
	社団	73	1,235	7	51	10	2	0	3
	財団	60	683	31	23	3	2	0	1
栃木県	計	122	1,585	55	54	5	3	1	4
	社団	53	987	7	35	3	3	1	4
	財団	69	598	48	19	2	0	0	0
群馬県	計	116	1,452	47	56	10	1	1	1
	社団	53	780	7	38	7	1	0	0
	財団	63	672	40	18	3	0	1	1
埼玉県	計	211	3,337	67	109	18	3	0	14
	社団	118	2,437	8	81	12	3	0	14
	財団	93	900	59	28	6	0	0	0
千葉県	計	188	2,534	78	84	13	3	4	6
	社団	98	1,782	13	61	12	2	4	6
	財団	90	752	65	23	1	1	0	0
東京都	計	432	6,577	155	201	32	8	20	16
	社団	219	4,573	19	134	24	6	20	16
	財団	213	2,004	136	67	8	2	0	0
神奈川県	計	295	4,228	121	112	37	9	9	7
	社団	131	2,740	12	68	27	8	9	7
	財団	164	1,488	109	44	10	1	0	0

		法人数	理事数計	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
新潟県	計	179	2,401	88	57	20	8	3	3
	社団	72	1,255	15	36	14	3	2	2
	財団	107	1,146	73	21	6	5	1	1
富山県	計	135	2,076	42	66	19	4	0	4
	社団	60	1,155	10	33	11	2	0	4
	財団	75	921	32	33	8	2	0	0
石川県	計	142	1,978	48	71	14	7	0	2
	社団	71	1,285	8	43	12	6	0	2
	財団	71	693	40	28	2	1	0	0
福井県	計	108	1,499	47	46	7	3	2	3
	社団	55	991	13	29	5	3	2	3
	財団	53	508	34	17	2	0	0	0
山梨県	計	85	1,127	44	30	4	4	1	2
	社団	33	634	5	21	2	2	1	2
	財団	52	493	39	9	2	2	0	0
長野県	計	120	1,378	54	55	10	1	0	0
	社団	56	810	12	34	9	1	0	0
	財団	64	568	42	21	1	0	0	0
岐阜県	計	128	1,576	45	71	7	4	1	0
	社団	58	890	6	43	6	2	1	0
	財団	70	686	39	28	1	2	0	0
静岡県	計	179	2,345	75	78	17	4	3	2
	社団	82	1,466	10	49	14	4	3	2
	財団	97	879	65	29	3	0	0	0
愛知県	計	262	3,981	95	126	20	4	4	13
	社団	119	2,665	5	79	15	3	4	13
	財団	143	1,316	90	47	5	1	0	0
三重県	計	105	1,466	34	56	9	0	2	4
	社団	55	1,001	7	35	7	0	2	4
	財団	50	465	27	21	2	0	0	0
滋賀県	計	139	2,029	60	60	11	1	0	7
	社団	64	1,375	5	42	9	1	0	7
	財団	75	654	55	18	2	0	0	0
京都府	計	253	3,797	126	88	16	7	4	12
	社団	90	2,385	14	41	14	5	4	12
	財団	163	1,412	112	47	2	2	0	0
大阪府	計	243	4,430	99	94	11	4	9	26
	社団	115	3,323	6	63	10	2	8	26
	財団	128	1,107	93	31	1	2	1	0
兵庫県	計	239	3,555	94	114	7	5	1	18
	社団	91	2,215	6	56	6	4	1	18
	財団	148	1,340	88	58	1	1	0	0
奈良県	計	99	1,377	46	40	7	2	0	4
	社団	51	940	12	29	4	2	0	4
	財団	48	437	34	11	3	0	0	0
和歌山県	計	94	1,443	43	37	6	1	0	7
	社団	44	1,010	9	22	5	1	0	7
	財団	50	433	34	15	1	0	0	0
鳥取県	計	73	798	43	25	3	1	1	0
	社団	34	478	10	20	2	1	1	0
	財団	39	320	33	5	1	0	0	0

		法人数	理事数計	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
島根県	計	105	1,182	57	38	4	3	2	1
	社団	42	677	9	25	3	2	2	1
	財団	63	505	48	13	1	1	0	0
岡山県	計	164	2,088	76	67	10	5	5	1
	社団	66	1,242	10	36	10	4	5	1
	財団	98	846	66	31	0	1	0	0
広島県	計	169	2,503	70	64	15	7	7	6
	社団	75	1,605	12	34	11	6	6	6
	財団	94	898	58	30	4	1	1	0
山口県	計	101	1,327	43	42	6	6	2	2
	社団	49	813	11	25	5	5	1	2
	財団	52	514	32	17	1	1	1	0
徳島県	計	84	1,100	40	33	4	3	3	1
	社団	43	723	12	22	2	3	3	1
	財団	41	377	28	11	2	0	0	0
香川県	計	133	1,691	72	49	3	4	1	4
	社団	45	946	9	26	1	4	1	4
	財団	88	745	63	23	2	0	0	0
愛媛県	計	112	1,579	47	49	6	4	1	5
	社団	48	1,014	6	27	5	4	1	5
	財団	64	565	41	22	1	0	0	0
高知県	計	112	1,223	64	35	8	4	0	1
	社団	47	703	15	21	6	4	0	1
	財団	65	520	49	14	2	0	0	0
福岡県	計	294	3,947	134	110	24	14	9	3
	社団	137	2,656	12	80	21	12	9	3
	財団	157	1,291	122	30	3	2	0	0
佐賀県	計	68	892	33	25	5	2	3	0
	社団	30	513	5	18	2	2	3	0
	財団	38	379	28	7	3	0	0	0
長崎県	計	107	1,185	58	36	8	3	0	2
	社団	44	700	10	24	5	3	0	2
	財団	63	485	48	12	3	0	0	0
熊本県	計	91	1,400	25	45	12	7	1	1
	社団	49	968	3	28	10	6	1	1
	財団	42	432	22	17	2	1	0	0
大分県	計	110	1,525	41	49	12	4	3	1
	社団	62	1,074	8	36	11	3	3	1
	財団	48	451	33	13	1	1	0	0
宮崎県	計	89	1,061	40	38	7	3	1	0
	社団	45	665	11	25	5	3	1	0
	財団	44	396	29	13	2	0	0	0
鹿児島県	計	194	2,321	76	99	14	3	2	0
	社団	115	1,614	27	71	13	2	2	0
	財団	79	707	49	28	1	1	0	0
沖縄県	計	99	1,186	48	34	13	3	1	0
	社団	55	804	14	27	10	3	1	0
	財団	44	382	34	7	3	0	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-12 常勤・非常勤別の理事数

	法人数	理事数計	常勤	非常勤
合計	9,711	129,933	9,172	120,761
内閣府	2,640	31,766	2,757	29,009
都道府県計	7,071	98,167	6,415	91,752
北海道	256	3,939	290	3,649
青森県	105	1,493	100	1,393
岩手県	95	1,278	86	1,192
宮城県	142	1,816	151	1,665
秋田県	70	924	59	865
山形県	137	1,574	105	1,469
福島県	154	2,046	175	1,871
茨城県	133	1,918	131	1,787
栃木県	122	1,585	108	1,477
群馬県	116	1,452	95	1,357
埼玉県	211	3,337	198	3,139
千葉県	188	2,534	184	2,350
東京都	432	6,577	365	6,212
神奈川県	295	4,228	289	3,939
新潟県	179	2,401	131	2,270
富山県	135	2,076	104	1,972
石川県	142	1,978	108	1,870
福井県	108	1,499	66	1,433
山梨県	85	1,127	93	1,034
長野県	120	1,378	115	1,263
岐阜県	128	1,576	104	1,472
静岡県	179	2,345	167	2,178
愛知県	262	3,981	239	3,742
三重県	105	1,466	89	1,377
滋賀県	139	2,029	135	1,894
京都府	253	3,797	237	3,560
大阪府	243	4,430	252	4,178
兵庫県	239	3,555	266	3,289
奈良県	99	1,377	64	1,313
和歌山県	94	1,443	62	1,381
鳥取県	73	798	76	722
島根県	105	1,182	94	1,088
岡山県	164	2,088	148	1,940
広島県	169	2,503	138	2,365
山口県	101	1,327	80	1,247
徳島県	84	1,100	76	1,024
香川県	133	1,691	96	1,595
愛媛県	112	1,579	76	1,503
高知県	112	1,223	88	1,135
福岡県	294	3,947	375	3,572
佐賀県	68	892	66	826
長崎県	107	1,185	89	1,096
熊本県	91	1,400	73	1,327
大分県	110	1,525	75	1,450
宮崎県	89	1,061	78	983
鹿児島県	194	2,321	140	2,181
沖縄県	99	1,186	79	1,107

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

資料1-2-13 監事数別の公益法人数（社団・財団別）

		全法人数	監事数計	1人	2人	3人	4人	5人以上
合計	計	9,711	19,868	1,142	7,113	1,347	91	18
	社団	4,162	9,237	199	2,961	912	75	15
	財団	5,549	10,631	943	4,152	435	16	3
内閣府	計	2,640	5,160	519	1,748	350	20	3
	社団	825	1,798	90	517	200	16	2
	財団	1,815	3,362	429	1,231	150	4	1
都道府県計	計	7,071	14,708	623	5,365	997	71	15
	社団	3,337	7,439	109	2,444	712	59	13
	財団	3,734	7,269	514	2,921	285	12	2
北海道	計	256	542	16	195	44	1	0
	社団	129	293	2	91	35	1	0
	財団	127	249	14	104	9	0	0
青森県	計	105	243	7	64	30	2	2
	社団	63	151	3	34	24	2	0
	財団	42	92	4	30	6	0	2
岩手県	計	95	206	3	74	17	1	0
	社団	46	105	0	34	11	1	0
	財団	49	101	3	40	6	0	0
宮城県	計	142	307	7	105	30	0	0
	社団	75	169	2	52	21	0	0
	財団	67	138	5	53	9	0	0
秋田県	計	70	160	1	50	17	2	0
	社団	41	100	0	25	14	2	0
	財団	29	60	1	25	3	0	0
山形県	計	137	274	18	101	18	0	0
	社団	59	127	6	38	15	0	0
	財団	78	147	12	63	3	0	0
福島県	計	154	341	6	113	32	2	1
	社団	77	182	0	52	23	1	1
	財団	77	159	6	61	9	1	0
茨城県	計	133	283	8	101	23	1	0
	社団	73	163	1	55	16	1	0
	財団	60	120	7	46	7	0	0
栃木県	計	122	265	3	100	15	3	1
	社団	53	126	0	38	11	3	1
	財団	69	139	3	62	4	0	0
群馬県	計	116	251	8	83	23	2	0
	社団	53	124	2	33	16	2	0
	財団	63	127	6	50	7	0	0
埼玉県	計	211	453	14	160	34	1	2
	社団	118	272	2	85	29	0	2
	財団	93	181	12	75	5	1	0
千葉県	計	188	395	17	140	26	5	0
	社団	98	218	5	70	19	4	0
	財団	90	177	12	70	7	1	0
東京都	計	432	910	28	334	66	4	0
	社団	219	487	3	168	44	4	0
	財団	213	423	25	166	22	0	0
神奈川県	計	295	605	32	220	40	2	1
	社団	131	290	5	96	28	1	1
	財団	164	315	27	124	12	1	0

		全法人数	監事数計	1人	2人	3人	4人	5人以上
新潟県	計	179	369	16	136	27	0	0
	社団	72	154	2	58	12	0	0
	財団	107	215	14	78	15	0	0
富山県	計	135	285	6	110	18	0	1
	社団	60	132	1	48	10	0	1
	財団	75	153	5	62	8	0	0
石川県	計	142	301	8	112	19	3	0
	社団	71	163	0	53	15	3	0
	財団	71	138	8	59	4	0	0
福井県	計	108	214	11	89	7	1	0
	社団	55	115	4	43	7	1	0
	財団	53	99	7	46	0	0	0
山梨県	計	85	185	5	62	17	0	1
	社団	33	80	0	21	11	0	1
	財団	52	105	5	41	6	0	0
長野県	計	120	248	9	99	10	1	1
	社団	56	123	1	48	5	1	1
	財団	64	125	8	51	5	0	0
岐阜県	計	128	263	11	99	18	0	0
	社団	58	125	2	45	11	0	0
	財団	70	138	9	54	7	0	0
静岡県	計	179	372	20	129	26	4	0
	社団	82	187	4	55	19	4	0
	財団	97	185	16	74	7	0	0
愛知県	計	262	539	24	201	35	2	0
	社団	119	265	4	86	27	2	0
	財団	143	274	20	115	8	0	0
三重県	計	105	219	6	84	15	0	0
	社団	55	120	1	43	11	0	0
	財団	50	99	5	41	4	0	0
滋賀県	計	139	284	12	111	14	2	0
	社団	64	139	1	52	10	1	0
	財団	75	145	11	59	4	1	0
京都府	計	253	527	24	187	39	3	0
	社団	90	209	2	60	25	3	0
	財団	163	318	22	127	14	0	0
大阪府	計	243	493	39	163	36	5	0
	社団	115	260	4	81	26	4	0
	財団	128	233	35	82	10	1	0
兵庫県	計	239	488	28	176	32	3	0
	社団	91	206	3	63	23	2	0
	財団	148	282	25	113	9	1	0
奈良県	計	99	191	13	80	6	0	0
	社団	51	103	4	42	5	0	0
	財団	48	88	9	38	1	0	0
和歌山県	計	94	189	11	71	12	0	0
	社団	44	96	2	32	10	0	0
	財団	50	93	9	39	2	0	0
鳥取県	計	73	154	1	66	4	1	1
	社団	34	75	1	28	3	1	1
	財団	39	79	0	38	1	0	0

		全法人数	監事数計	1人	2人	3人	4人	5人以上
島根県	計	105	216	8	83	14	0	0
	社団	42	92	1	32	9	0	0
	財団	63	124	7	51	5	0	0
岡山県	計	164	348	12	123	26	3	0
	社団	66	150	2	46	16	2	0
	財団	98	198	10	77	10	1	0
広島県	計	169	336	22	129	17	0	1
	社団	75	157	5	60	9	0	1
	財団	94	179	17	69	8	0	0
山口県	計	101	207	5	87	8	1	0
	社団	49	107	1	39	8	1	0
	財団	52	100	4	48	0	0	0
徳島県	計	84	178	4	66	14	0	0
	社団	43	97	0	32	11	0	0
	財団	41	81	4	34	3	0	0
香川県	計	133	263	19	99	14	1	0
	社団	45	101	0	35	9	1	0
	財団	88	162	19	64	5	0	0
愛媛県	計	112	229	12	83	17	0	0
	社団	48	106	2	34	12	0	0
	財団	64	123	10	49	5	0	0
高知県	計	112	215	20	81	11	0	0
	社団	47	97	6	32	9	0	0
	財団	65	118	14	49	2	0	0
福岡県	計	294	579	47	217	24	4	2
	社団	137	294	8	106	20	1	2
	財団	157	285	39	111	4	3	0
佐賀県	計	68	136	6	56	6	0	0
	社団	30	62	1	26	3	0	0
	財団	38	74	5	30	3	0	0
長崎県	計	107	209	16	82	7	2	0
	社団	44	93	5	31	6	2	0
	財団	63	116	11	51	1	0	0
熊本県	計	91	201	4	67	17	3	0
	社団	49	113	0	37	9	3	0
	財団	42	88	4	30	8	0	0
大分県	計	110	233	10	77	23	0	0
	社団	62	141	2	41	19	0	0
	財団	48	92	8	36	4	0	0
宮崎県	計	89	187	8	65	15	1	0
	社団	45	100	2	31	12	0	0
	財団	44	87	6	34	3	1	0
鹿児島県	計	194	414	11	153	24	5	1
	社団	115	256	5	86	18	5	1
	財団	79	158	6	67	6	0	0
沖縄県	計	99	201	7	82	10	0	0
	社団	55	114	2	47	6	0	0
	財団	44	87	5	35	4	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-14 常勤・非常勤別の監事数

	法人数	監事数計	常勤	非常勤
合計	9,711	19,865	71	19,794
内閣府	2,640	5,158	28	5,130
都道府県計	7,071	14,707	43	14,664
北海道	256	542	1	541
青森県	105	243	0	243
岩手県	95	206	0	206
宮城県	142	307	0	307
秋田県	70	160	0	160
山形県	137	274	0	274
福島県	154	341	0	341
茨城県	133	283	0	283
栃木県	122	265	0	265
群馬県	116	251	0	251
埼玉県	211	453	0	453
千葉県	188	395	0	395
東京都	432	910	6	904
神奈川県	295	605	0	605
新潟県	179	369	0	369
富山県	135	285	0	285
石川県	142	301	3	298
福井県	108	213	0	213
山梨県	85	185	1	184
長野県	120	248	1	247
岐阜県	128	263	0	263
静岡県	179	372	0	372
愛知県	262	539	7	532
三重県	105	219	1	218
滋賀県	139	284	0	284
京都府	253	527	2	525
大阪府	243	493	1	492
兵庫県	239	488	7	481
奈良県	99	191	0	191
和歌山県	94	189	0	189
鳥取県	73	154	0	154
島根県	105	216	0	216
岡山県	164	348	2	346
広島県	169	336	2	334
山口県	101	207	0	207
徳島県	84	180	2	178
香川県	133	263	2	261
愛媛県	112	229	1	228
高知県	112	215	0	215
福岡県	294	579	2	577
佐賀県	68	136	0	136
長崎県	107	209	1	208
熊本県	91	201	0	201
大分県	110	233	0	233
宮崎県	89	187	0	187
鹿児島県	194	412	1	411
沖縄県	99	201	0	201

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

資料1-2-15 会計監査人設置法人の割合

	全法人数	会計監査人設置法人数	全法人数中の割合 (%)
合計	9,711	464	4.8%
内閣府	2,640	226	8.6%
都道府県計	7,071	238	3.4%
北海道	256	11	4.3%
青森県	105	5	4.8%
岩手県	95	3	3.2%
宮城県	142	7	4.9%
秋田県	70	3	4.3%
山形県	137	7	5.1%
福島県	154	7	4.5%
茨城県	133	4	3.0%
栃木県	122	2	1.6%
群馬県	116	2	1.7%
埼玉県	211	8	3.8%
千葉県	188	3	1.6%
東京都	432	18	4.2%
神奈川県	295	6	2.0%
新潟県	179	6	3.4%
富山県	135	3	2.2%
石川県	142	6	4.2%
福井県	108	5	4.6%
山梨県	85	3	3.5%
長野県	120	4	3.3%
岐阜県	128	4	3.1%
静岡県	179	9	5.0%
愛知県	262	10	3.8%
三重県	105	2	1.9%
滋賀県	139	1	0.7%
京都府	253	16	6.3%
大阪府	243	8	3.3%
兵庫県	239	6	2.5%
奈良県	99	1	1.0%
和歌山県	94	3	3.2%
鳥取県	73	2	2.7%
島根県	105	2	1.9%
岡山県	164	7	4.3%
広島県	169	3	1.8%
山口県	101	6	5.9%
徳島県	84	2	2.4%
香川県	133	3	2.3%
愛媛県	112	2	1.8%
高知県	112	1	0.9%
福岡県	294	7	2.4%
佐賀県	68	0	0.0%
長崎県	107	6	5.6%
熊本県	91	3	3.3%
大分県	110	4	3.6%
宮崎県	89	4	4.5%
鹿児島県	194	11	5.7%
沖縄県	99	2	2.0%

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及び130の事業報告等のデータによる。

資料1-2-16 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	職員数計	0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上
合計	計	9,711	289,199	524	1,134	4,863	2,261	441	488
	社団	4,162	85,863	167	438	2,432	939	96	90
	財団	5,549	203,336	357	696	2,431	1,322	345	398
内閣府	計	2,640	79,362	104	358	1,388	575	106	109
	社団	825	30,719	32	82	461	204	24	22
	財団	1,815	48,643	72	276	927	371	82	87
都道府県計	計	7,071	209,837	420	776	3,475	1,686	335	379
	社団	3,337	55,144	135	356	1,971	735	72	68
	財団	3,734	154,693	285	420	1,504	951	263	311
北海道	計	256	10,247	26	34	120	55	8	13
	社団	129	4,096	11	16	73	21	4	4
	財団	127	6,151	15	18	47	34	4	9
青森県	計	105	2,581	5	17	54	20	5	4
	社団	63	446	2	13	36	11	1	0
	財団	42	2,135	3	4	18	9	4	4
岩手県	計	95	2,673	3	7	53	21	7	4
	社団	46	397	1	3	32	9	1	0
	財団	49	2,276	2	4	21	12	6	4
宮城県	計	142	6,485	5	11	80	25	8	13
	社団	75	1,061	3	4	51	13	1	3
	財団	67	5,424	2	7	29	12	7	10
秋田県	計	70	1,215	6	9	38	13	1	3
	社団	41	298	3	7	25	5	1	0
	財団	29	917	3	2	13	8	0	3
山形県	計	137	1,734	14	32	60	24	4	3
	社団	59	541	4	15	30	8	1	1
	財団	78	1,193	10	17	30	16	3	2
福島県	計	154	8,240	5	14	76	37	9	13
	社団	77	531	2	10	48	17	0	0
	財団	77	7,709	3	4	28	20	9	13
茨城県	計	133	5,766	0	13	63	34	9	14
	社団	73	1,368	0	9	42	15	3	4
	財団	60	4,398	0	4	21	19	6	10
栃木県	計	122	2,299	3	9	74	23	6	7
	社団	53	433	1	4	37	10	0	1
	財団	69	1,866	2	5	37	13	6	6
群馬県	計	116	4,373	3	18	50	29	4	12
	社団	53	1,189	0	9	32	8	0	4
	財団	63	3,184	3	9	18	21	4	8
埼玉県	計	211	5,253	16	15	99	54	15	12
	社団	118	1,612	10	8	68	27	3	2
	財団	93	3,641	6	7	31	27	12	10
千葉県	計	188	7,323	11	8	96	54	5	14
	社団	98	1,058	8	4	60	24	1	1
	財団	90	6,265	3	4	36	30	4	13
東京都	計	432	18,148	17	36	200	124	17	38
	社団	219	4,000	3	10	124	72	5	5
	財団	213	14,148	14	26	76	52	12	33
神奈川県	計	295	13,896	14	29	119	80	24	29
	社団	131	1,935	7	16	69	30	6	3
	財団	164	11,961	7	13	50	50	18	26

		法人数	職員数計	0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上
新潟県	計	179	2,525	7	21	103	39	3	6
	社団	72	678	2	7	45	17	0	1
	財団	107	1,847	5	14	58	22	3	5
富山県	計	135	2,479	8	12	68	36	6	5
	社団	60	745	6	6	34	11	2	1
	財団	75	1,734	2	6	34	25	4	4
石川県	計	142	3,282	6	22	70	32	6	6
	社団	71	1,708	5	12	36	16	1	1
	財団	71	1,574	1	10	34	16	5	5
福井県	計	108	1,512	6	16	58	23	2	3
	社団	55	348	2	9	33	11	0	0
	財団	53	1,164	4	7	25	12	2	3
山梨県	計	85	4,208	5	6	47	15	4	8
	社団	33	1,690	1	0	25	4	1	2
	財団	52	2,518	4	6	22	11	3	6
長野県	計	120	2,076	12	11	58	34	2	3
	社団	56	487	6	4	26	19	1	0
	財団	64	1,589	6	7	32	15	1	3
岐阜県	計	128	2,178	8	12	72	28	3	5
	社団	58	966	4	5	35	12	0	2
	財団	70	1,212	4	7	37	16	3	3
静岡県	計	179	6,397	7	17	85	53	6	11
	社団	82	1,934	4	6	45	24	0	3
	財団	97	4,463	3	11	40	29	6	8
愛知県	計	262	8,228	13	22	127	67	15	18
	社団	119	1,141	2	6	79	29	3	0
	財団	143	7,087	11	16	48	38	12	18
三重県	計	105	1,935	0	6	60	29	4	6
	社団	55	621	0	3	35	16	0	1
	財団	50	1,314	0	3	25	13	4	5
滋賀県	計	139	3,309	8	24	58	35	10	4
	社団	64	544	3	14	28	17	2	0
	財団	75	2,765	5	10	30	18	8	4
京都府	計	253	6,487	48	21	107	60	9	8
	社団	90	3,360	4	13	51	16	3	3
	財団	163	3,127	44	8	56	44	6	5
大阪府	計	243	7,865	16	22	119	65	9	12
	社団	115	1,022	3	8	71	31	2	0
	財団	128	6,843	13	14	48	34	7	12
兵庫県	計	239	8,629	15	26	102	62	12	22
	社団	91	1,190	1	10	50	28	0	2
	財団	148	7,439	14	16	52	34	12	20
奈良県	計	99	822	13	9	63	11	2	1
	社団	51	341	4	4	38	4	1	0
	財団	48	481	9	5	25	7	1	1
和歌山県	計	94	1,346	7	17	48	15	5	2
	社団	44	363	1	6	28	7	2	0
	財団	50	983	6	11	20	8	3	2
鳥取県	計	73	1,903	1	6	34	22	5	5
	社団	34	527	1	4	20	6	2	1
	財団	39	1,376	0	2	14	16	3	4

		法人数	職員数計	0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上
島根県	計	105	2,081	5	14	51	27	6	2
	社団	42	794	0	6	26	8	1	1
	財団	63	1,287	5	8	25	19	5	1
岡山県	計	164	10,355	13	20	87	23	9	12
	社団	66	917	4	8	41	9	3	1
	財団	98	9,438	9	12	46	14	6	11
広島県	計	169	3,840	12	21	86	34	7	9
	社団	75	861	1	6	46	20	1	1
	財団	94	2,979	11	15	40	14	6	8
山口県	計	101	1,798	2	12	48	30	6	3
	社団	49	364	1	8	27	13	0	0
	財団	52	1,434	1	4	21	17	6	3
徳島県	計	84	1,110	4	17	41	16	5	1
	社団	43	452	2	9	25	4	3	0
	財団	41	658	2	8	16	12	2	1
香川県	計	133	1,758	12	21	61	30	6	3
	社団	45	458	1	6	28	7	3	0
	財団	88	1,300	11	15	33	23	3	3
愛媛県	計	112	1,855	12	15	56	23	3	3
	社団	48	394	6	6	27	7	1	1
	財団	64	1,461	6	9	29	16	2	2
高知県	計	112	1,376	13	17	48	28	4	2
	社団	47	260	4	9	28	6	0	0
	財団	65	1,116	9	8	20	22	4	2
福岡県	計	294	8,316	6	30	151	79	18	10
	社団	137	2,534	2	10	91	30	2	2
	財団	157	5,782	4	20	60	49	16	8
佐賀県	計	68	1,198	1	11	34	15	6	1
	社団	30	256	0	5	17	7	1	0
	財団	38	942	1	6	17	8	5	1
長崎県	計	107	1,339	8	12	64	16	5	2
	社団	44	368	1	4	34	3	1	1
	財団	63	971	7	8	30	13	4	1
熊本県	計	91	1,483	3	6	48	24	8	2
	社団	49	535	0	3	29	14	3	0
	財団	42	948	3	3	19	10	5	2
大分県	計	110	1,562	8	17	52	27	4	2
	社団	62	563	5	10	27	19	1	0
	財団	48	999	3	7	25	8	3	2
宮崎県	計	89	2,214	4	8	49	21	4	3
	社団	45	1,207	0	3	29	11	0	2
	財団	44	1,007	4	5	20	10	4	1
鹿児島県	計	194	11,950	8	23	86	49	10	18
	社団	115	7,257	4	13	58	26	1	13
	財団	79	4,693	4	10	28	23	9	5
沖縄県	計	99	2,188	1	10	52	25	9	2
	社団	55	1,294	0	5	32	13	4	1
	財団	44	894	1	5	20	12	5	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-17 常勤・非常勤別の職員数

	法人数	職員数計	常勤	非常勤
合計	9,711	289,199	219,599	69,600
内閣府	2,640	79,362	60,247	19,115
都道府県計	7,071	209,837	159,352	50,485
北海道	256	10,247	7,447	2,800
青森県	105	2,581	2,151	430
岩手県	95	2,673	2,374	299
宮城県	142	6,485	5,320	1,165
秋田県	70	1,215	1,110	105
山形県	137	1,734	1,273	461
福島県	154	8,240	7,127	1,113
茨城県	133	5,766	4,736	1,030
栃木県	122	2,299	2,101	198
群馬県	116	4,373	3,607	766
埼玉県	211	5,253	3,333	1,920
千葉県	188	7,323	3,653	3,670
東京都	432	18,148	12,983	5,165
神奈川県	295	13,896	7,932	5,964
新潟県	179	2,525	2,003	522
富山県	135	2,479	1,766	713
石川県	142	3,282	2,399	883
福井県	108	1,512	1,142	370
山梨県	85	4,208	3,313	895
長野県	120	2,076	1,517	559
岐阜県	128	2,178	1,605	573
静岡県	179	6,397	5,100	1,297
愛知県	262	8,228	6,283	1,945
三重県	105	1,935	1,421	514
滋賀県	139	3,309	2,424	885
京都府	253	6,487	4,782	1,705
大阪府	243	7,865	5,643	2,222
兵庫県	239	8,629	6,279	2,350
奈良県	99	822	581	241
和歌山県	94	1,346	1,096	250
鳥取県	73	1,903	1,657	246
島根県	105	2,081	1,757	324
岡山県	164	10,355	9,124	1,231
広島県	169	3,840	2,812	1,028
山口県	101	1,798	1,365	433
徳島県	84	1,110	864	246
香川県	133	1,758	1,439	319
愛媛県	112	1,855	1,558	297
高知県	112	1,376	1,276	100
福岡県	294	8,316	6,648	1,668
佐賀県	68	1,198	949	249
長崎県	107	1,339	992	347
熊本県	91	1,483	1,191	292
大分県	110	1,562	1,167	395
宮崎県	89	2,214	1,822	392
鹿児島県	194	11,950	10,426	1,524
沖縄県	99	2,188	1,804	384

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者(パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1年以上の長期間勤務(予定も含む。)を含む。)を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

資料1-3-1 事業年度の設定状況（社団・財団別）

		全法人数	1月～12月	2月～1月	3月～2月	4月～3月	5月～4月	6月～5月	7月～6月	8月～7月	9月～8月	10月～9月	11月～10月	12月～11月
合計	計	9,711	372	24	41	8,848	30	62	132	52	38	76	15	21
	社団	4,162	232	8	19	3,754	11	19	67	15	11	15	4	7
	財団	5,549	140	16	22	5,094	19	43	65	37	27	61	11	14
内閣府	計	2,640	158	12	32	2,221	15	23	61	29	20	46	10	13
	社団	825	57	4	17	675	5	8	25	9	8	12	3	2
	財団	1,815	101	8	15	1,546	10	15	36	20	12	34	7	11
都道府県計	計	7,071	214	12	9	6,627	15	39	71	23	18	30	5	8
	社団	3,337	175	4	2	3,079	6	11	42	6	3	3	1	5
	財団	3,734	39	8	7	3,548	9	28	29	17	15	27	4	3
北海道	計	256	2	1	0	246	0	0	2	2	1	2	0	0
	社団	129	1	0	0	128	0	0	0	0	0	0	0	0
	財団	127	1	1	0	118	0	0	2	2	1	2	0	0
青森県	計	105	6	0	0	97	1	0	1	0	0	0	0	0
	社団	63	6	0	0	55	1	0	1	0	0	0	0	0
	財団	42	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	計	95	1	0	0	91	0	0	1	0	0	0	0	2
	社団	46	1	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	2
	財団	49	0	0	0	48	0	0	1	0	0	0	0	0
宮城県	計	142	5	0	0	133	0	0	3	1	0	0	0	0
	社団	75	5	0	0	69	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	67	0	0	0	64	0	0	2	1	0	0	0	0
秋田県	計	70	2	0	0	67	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	41	2	0	0	38	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	29	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	計	137	10	1	0	121	0	0	2	0	1	2	0	0
	社団	59	10	1	0	46	0	0	2	0	0	0	0	0
	財団	78	0	0	0	75	0	0	0	0	1	2	0	0
福島県	計	154	9	0	0	142	0	0	2	0	0	0	0	1
	社団	77	7	0	0	68	0	0	1	0	0	0	0	1
	財団	77	2	0	0	74	0	0	1	0	0	0	0	0
茨城県	計	133	3	1	0	128	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	73	2	1	0	69	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	60	1	0	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	計	122	3	0	0	117	1	0	1	0	0	0	0	0
	社団	53	1	0	0	50	1	0	1	0	0	0	0	0
	財団	69	2	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	計	116	7	0	0	107	0	0	1	0	0	1	0	0
	社団	53	6	0	0	46	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	63	1	0	0	61	0	0	0	0	0	1	0	0
埼玉県	計	211	12	0	0	195	0	1	1	0	2	0	0	0
	社団	118	12	0	0	105	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	93	0	0	0	90	0	1	0	0	2	0	0	0
千葉県	計	188	9	1	0	177	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	98	8	1	0	88	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	90	1	0	0	89	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	計	432	6	0	0	415	1	3	0	2	2	3	0	0
	社団	219	5	0	0	213	0	0	0	0	1	0	0	0
	財団	213	1	0	0	202	1	3	0	2	1	3	0	0
神奈川県	計	295	16	0	0	271	0	3	2	2	1	0	0	0
	社団	131	12	0	0	118	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	164	4	0	0	153	0	3	1	2	1	0	0	0

		全法人数	1月～12月	2月～1月	3月～2月	4月～3月	5月～4月	6月～5月	7月～6月	8月～7月	9月～8月	10月～9月	11月～10月	12月～11月
新潟県	計	179	3	0	1	167	1	3	0	2	0	2	0	0
	社団	72	1	0	0	68	0	2	0	1	0	0	0	0
	財団	107	2	0	1	99	1	1	0	1	0	2	0	0
富山県	計	135	5	0	1	127	1	0	0	1	0	0	0	0
	社団	60	5	0	0	54	0	0	0	1	0	0	0	0
	財団	75	0	0	1	73	1	0	0	0	0	0	0	0
石川県	計	142	4	0	0	132	1	1	2	0	1	1	0	0
	社団	71	4	0	0	66	1	0	0	0	0	0	0	0
	財団	71	0	0	0	66	0	1	2	0	1	1	0	0
福井県	計	108	6	0	0	100	1	0	0	0	0	1	0	0
	社団	55	6	0	0	48	1	0	0	0	0	0	0	0
	財団	53	0	0	0	52	0	0	0	0	0	1	0	0
山梨県	計	85	2	0	0	80	0	0	0	0	0	2	0	1
	社団	33	1	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	1
	財団	52	1	0	0	49	0	0	0	0	0	2	0	0
長野県	計	120	12	0	1	100	2	2	0	1	1	1	0	0
	社団	56	7	0	0	47	1	0	0	0	1	0	0	0
	財団	64	5	0	1	53	1	2	0	1	0	1	0	0
岐阜県	計	128	2	0	1	114	0	6	1	0	1	1	2	0
	社団	58	1	0	0	53	0	3	1	0	0	0	0	0
	財団	70	1	0	1	61	0	3	0	0	1	1	2	0
静岡県	計	179	3	1	2	166	0	2	3	0	1	1	0	0
	社団	82	2	0	1	76	0	0	2	0	0	1	0	0
	財団	97	1	1	1	90	0	2	1	0	1	0	0	0
愛知県	計	262	7	2	0	247	0	0	2	1	0	2	1	0
	社団	119	6	0	0	110	0	0	1	1	0	0	1	0
	財団	143	1	2	0	137	0	0	1	0	0	2	0	0
三重県	計	105	2	0	0	101	0	0	1	0	0	1	0	0
	社団	55	2	0	0	52	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	50	0	0	0	49	0	0	0	0	0	1	0	0
滋賀県	計	139	8	0	0	126	0	0	5	0	0	0	0	0
	社団	64	7	0	0	55	0	0	2	0	0	0	0	0
	財団	75	1	0	0	71	0	0	3	0	0	0	0	0
京都府	計	253	4	1	0	242	1	1	1	0	0	3	0	0
	社団	90	2	1	0	86	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	163	2	0	0	156	1	1	0	0	0	3	0	0
大阪府	計	243	5	1	0	227	1	3	1	1	0	3	0	1
	社団	115	5	0	0	107	0	1	0	0	0	1	0	1
	財団	128	0	1	0	120	1	2	1	1	0	2	0	0
兵庫県	計	239	4	0	0	230	0	0	3	1	0	0	0	1
	社団	91	2	0	0	88	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	148	2	0	0	142	0	0	2	1	0	0	0	1
奈良県	計	99	1	0	0	93	0	1	2	2	0	0	0	0
	社団	51	1	0	0	48	0	1	1	0	0	0	0	0
	財団	48	0	0	0	45	0	0	1	2	0	0	0	0
和歌山県	計	94	2	0	0	89	0	0	2	1	0	0	0	0
	社団	44	1	0	0	42	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	50	1	0	0	47	0	0	1	1	0	0	0	0
鳥取県	計	73	1	1	0	70	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	34	1	0	0	32	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	39	0	1	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0

		全法人数	1月～12月	2月～1月	3月～2月	4月～3月	5月～4月	6月～5月	7月～6月	8月～7月	9月～8月	10月～9月	11月～10月	12月～11月
島根県	計	105	2	0	0	99	1	0	1	0	2	0	0	0
	社団	42	2	0	0	38	1	0	1	0	0	0	0	0
	財団	63	0	0	0	61	0	0	0	0	2	0	0	0
岡山県	計	164	4	2	0	156	0	1	0	0	1	0	0	0
	社団	66	4	0	0	62	0	0	0	0	0	0	0	0
	財団	98	0	2	0	94	0	1	0	0	1	0	0	0
広島県	計	169	4	0	1	156	0	0	4	0	1	1	1	1
	社団	75	2	0	0	70	0	0	2	0	0	1	0	0
	財団	94	2	0	1	86	0	0	2	0	1	0	1	1
山口県	計	101	4	0	0	94	1	0	1	1	0	0	0	0
	社団	49	2	0	0	45	0	0	1	1	0	0	0	0
	財団	52	2	0	0	49	1	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	計	84	1	0	0	80	0	0	2	1	0	0	0	0
	社団	43	1	0	0	40	0	0	2	0	0	0	0	0
	財団	41	0	0	0	40	0	0	0	1	0	0	0	0
香川県	計	133	5	0	0	125	0	0	2	0	0	1	0	0
	社団	45	5	0	0	39	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	88	0	0	0	86	0	0	1	0	0	1	0	0
愛媛県	計	112	5	0	0	105	0	0	1	0	1	0	0	0
	社団	48	5	0	0	42	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	64	0	0	0	63	0	0	0	0	1	0	0	0
高知県	計	112	7	0	0	100	0	0	3	0	1	0	1	0
	社団	47	4	0	0	42	0	0	0	0	1	0	0	0
	財団	65	3	0	0	58	0	0	3	0	0	0	1	0
福岡県	計	294	4	0	0	284	0	3	2	0	0	0	0	1
	社団	137	3	0	0	131	0	1	2	0	0	0	0	0
	財団	157	1	0	0	153	0	2	0	0	0	0	0	1
佐賀県	計	68	0	0	0	67	0	0	0	1	0	0	0	0
	社団	30	0	0	0	29	0	0	0	1	0	0	0	0
	財団	38	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	計	107	1	0	0	99	1	2	4	0	0	0	0	0
	社団	44	1	0	0	39	0	1	3	0	0	0	0	0
	財団	63	0	0	0	60	1	1	1	0	0	0	0	0
熊本県	計	91	0	0	1	87	0	0	3	0	0	0	0	0
	社団	49	0	0	0	48	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	42	0	0	1	39	0	0	2	0	0	0	0	0
大分県	計	110	3	0	0	102	0	2	1	1	1	0	0	0
	社団	62	3	0	0	58	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	48	0	0	0	44	0	2	0	1	1	0	0	0
宮崎県	計	89	0	0	0	87	0	0	1	1	0	0	0	0
	社団	45	0	0	0	43	0	0	1	1	0	0	0	0
	財団	44	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	計	194	8	0	1	178	1	3	2	1	0	0	0	0
	社団	115	7	0	1	105	0	1	1	0	0	0	0	0
	財団	79	1	0	0	73	1	2	1	1	0	0	0	0
沖縄県	計	99	4	0	0	90	0	2	1	0	0	2	0	0
	社団	55	4	0	0	49	0	1	1	0	0	0	0	0
	財団	44	0	0	0	41	0	1	0	0	0	2	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-4-1 資産額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	資産額計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
合計	計	9,644	31,628,896	580	1,850	1,152	2,795	1,044	2,223
	社団	4,146	4,566,464	449	1,359	735	1,025	226	352
	財団	5,498	27,062,433	131	491	417	1,770	818	1,871
内閣府	計	2,609	21,121,007	135	314	207	688	315	950
	社団	821	2,544,943	76	150	122	291	67	115
	財団	1,788	18,576,064	59	164	85	397	248	835
都道府県計	計	7,035	10,507,889	445	1,536	945	2,107	729	1,273
	社団	3,325	2,021,521	373	1,209	613	734	159	237
	財団	3,710	8,486,369	72	327	332	1,373	570	1,036
北海道	計	255	431,025	14	80	30	58	23	50
	社団	129	117,071	10	67	17	15	5	15
	財団	126	313,954	4	13	13	43	18	35
青森県	計	104	99,694	15	33	11	22	7	16
	社団	63	9,349	12	29	6	11	3	2
	財団	41	90,345	3	4	5	11	4	14
岩手県	計	95	129,362	10	24	4	27	11	19
	社団	46	16,882	8	22	4	5	2	5
	財団	49	112,480	2	2	0	22	9	14
宮城県	計	142	232,187	8	43	21	30	14	26
	社団	75	31,177	8	37	11	9	3	7
	財団	67	201,010	0	6	10	21	11	19
秋田県	計	70	126,160	6	26	8	12	5	13
	社団	41	9,319	5	24	6	2	2	2
	財団	29	116,841	1	2	2	10	3	11
山形県	計	137	156,982	11	36	24	39	6	21
	社団	59	37,363	10	27	8	7	2	5
	財団	78	119,619	1	9	16	32	4	16
福島県	計	154	414,547	13	41	21	31	12	36
	社団	77	86,558	12	33	11	11	3	7
	財団	77	327,989	1	8	10	20	9	29
茨城県	計	133	163,298	10	31	17	38	13	24
	社団	73	25,236	10	27	14	14	3	5
	財団	60	138,062	0	4	3	24	10	19
栃木県	計	122	133,202	5	36	13	34	12	22
	社団	53	12,428	5	24	7	10	4	3
	財団	69	120,774	0	12	6	24	8	19
群馬県	計	116	112,135	8	30	10	31	13	24
	社団	53	20,824	8	24	6	8	1	6
	財団	63	91,311	0	6	4	23	12	18
埼玉県	計	210	227,072	18	57	29	64	15	27
	社団	118	40,084	13	53	25	20	3	4
	財団	92	186,988	5	4	4	44	12	23
千葉県	計	184	208,085	9	36	28	56	24	31
	社団	95	43,256	8	33	20	25	4	5
	財団	89	164,829	1	3	8	31	20	26
東京都	計	429	1,381,400	8	44	52	164	61	100
	社団	219	226,174	7	35	40	110	12	15
	財団	210	1,155,226	1	9	12	54	49	85
神奈川県	計	292	429,929	21	41	34	93	32	71
	社団	130	40,962	17	34	25	38	7	9
	財団	162	388,967	4	7	9	55	25	62

		法人数	資産額計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
新潟県	計	179	187,788	9	35	27	62	16	30
	社団	72	60,086	9	29	14	11	3	6
	財団	107	127,702	0	6	13	51	13	24
富山県	計	134	104,887	12	29	23	45	12	13
	社団	60	60,606	10	21	10	14	1	4
	財団	74	44,281	2	8	13	31	11	9
石川県	計	141	288,694	16	43	16	36	14	16
	社団	71	41,151	15	29	6	14	2	5
	財団	70	247,543	1	14	10	22	12	11
福井県	計	107	76,365	9	24	19	33	8	14
	社団	54	5,702	8	22	12	10	1	1
	財団	53	70,663	1	2	7	23	7	13
山梨県	計	85	93,046	4	14	15	23	11	18
	社団	33	21,899	3	10	10	4	2	4
	財団	52	71,147	1	4	5	19	9	14
長野県	計	120	178,766	6	15	23	42	9	25
	社団	56	54,400	6	11	13	18	2	6
	財団	64	124,366	0	4	10	24	7	19
岐阜県	計	127	233,084	7	30	11	55	6	18
	社団	58	123,414	7	24	8	13	1	5
	財団	69	109,669	0	6	3	42	5	13
静岡県	計	178	240,161	5	32	20	63	17	41
	社団	82	32,604	5	26	19	24	2	6
	財団	96	207,558	0	6	1	39	15	35
愛知県	計	261	400,251	11	43	40	81	25	61
	社団	119	22,647	8	38	35	29	3	6
	財団	142	377,603	3	5	5	52	22	55
三重県	計	104	129,185	7	21	19	29	10	18
	社団	55	18,745	6	18	9	13	4	5
	財団	49	110,440	1	3	10	16	6	13
滋賀県	計	139	234,466	8	33	28	37	15	18
	社団	64	5,921	8	27	15	11	3	0
	財団	75	228,545	0	6	13	26	12	18
京都府	計	252	179,630	5	29	43	109	29	37
	社団	90	52,955	3	18	30	27	7	5
	財団	162	126,675	2	11	13	82	22	32
大阪府	計	241	463,330	13	37	22	107	17	45
	社団	114	20,031	7	24	18	61	2	2
	財団	127	443,299	6	13	4	46	15	43
兵庫県	計	236	564,723	2	24	28	89	31	62
	社団	91	102,427	2	20	24	34	4	7
	財団	145	462,296	0	4	4	55	27	55
奈良県	計	98	61,124	4	35	12	24	10	13
	社団	51	10,105	4	29	5	8	2	3
	財団	47	51,019	0	6	7	16	8	10
和歌山県	計	94	61,277	7	19	18	29	13	8
	社団	44	9,896	4	13	11	10	4	2
	財団	50	51,381	3	6	7	19	9	6
鳥取県	計	73	96,253	6	25	8	11	12	11
	社団	34	5,676	6	17	6	0	4	1
	財団	39	90,577	0	8	2	11	8	10

		法人数	資産額計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
島根県	計	105	257,015	11	24	14	25	13	18
	社団	42	98,013	9	16	6	3	5	3
	財団	63	159,002	2	8	8	22	8	15
岡山県	計	163	327,203	15	34	23	44	14	33
	社団	66	79,005	11	28	15	7	1	4
	財団	97	248,199	4	6	8	37	13	29
広島県	計	169	200,774	9	36	20	54	17	33
	社団	75	18,416	8	29	12	16	6	4
	財団	94	182,358	1	7	8	38	11	29
山口県	計	100	142,145	10	22	15	27	13	13
	社団	49	8,895	8	20	7	8	3	3
	財団	51	133,249	2	2	8	19	10	10
徳島県	計	84	117,434	6	23	9	24	12	10
	社団	43	30,521	6	16	5	8	6	2
	財団	41	86,913	0	7	4	16	6	8
香川県	計	132	94,675	5	34	22	37	17	17
	社団	44	13,031	5	15	9	8	3	4
	財団	88	81,644	0	19	13	29	14	13
愛媛県	計	111	102,341	13	25	9	28	20	16
	社団	48	8,875	10	19	4	9	5	1
	財団	63	93,465	3	6	5	19	15	15
高知県	計	112	65,238	14	26	18	28	13	13
	社団	47	5,788	10	16	11	7	2	1
	財団	65	59,450	4	10	7	21	11	12
福岡県	計	292	338,941	15	73	42	81	29	52
	社団	135	50,647	9	60	30	21	7	8
	財団	157	288,293	6	13	12	60	22	44
佐賀県	計	67	59,205	2	15	8	23	6	13
	社団	29	7,090	2	12	3	7	3	2
	財団	38	52,114	0	3	5	16	3	11
長崎県	計	107	153,082	6	22	15	29	15	20
	社団	44	51,932	4	16	10	8	2	4
	財団	63	101,151	2	6	5	21	13	16
熊本県	計	91	255,254	4	25	10	27	7	18
	社団	49	49,897	3	20	8	9	2	7
	財団	42	205,358	1	5	2	18	5	11
大分県	計	110	98,873	15	30	17	18	14	16
	社団	62	20,085	13	21	12	8	5	3
	財団	48	78,788	2	9	5	10	9	13
宮崎県	計	89	74,575	9	28	14	17	7	14
	社団	45	35,685	7	18	10	4	1	5
	財団	44	38,889	2	10	4	13	6	9
鹿児島県	計	193	263,532	18	50	23	44	16	42
	社団	114	136,389	18	42	16	13	3	22
	財団	79	127,143	0	8	7	31	13	20
沖縄県	計	98	119,494	6	23	12	27	13	17
	社団	54	42,302	6	16	10	12	4	6
	財団	44	77,192	0	7	2	15	9	11

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-4-2 負債額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	合計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
合計	計	9,644	14,561,809	4,734	2,275	706	1,168	253	508
	社団	4,146	2,838,924	1,982	1,264	313	385	67	135
	財団	5,498	11,722,886	2,752	1,011	393	783	186	373
内閣府	計	2,609	10,382,054	1,252	609	193	344	57	154
	社団	821	1,603,719	314	265	77	111	15	39
	財団	1,788	8,778,334	938	344	116	233	42	115
都道府県計	計	7,035	4,179,756	3,482	1,666	513	824	196	354
	社団	3,325	1,235,205	1,668	999	236	274	52	96
	財団	3,710	2,944,551	1,814	667	277	550	144	258
北海道	計	255	214,747	138	51	13	29	7	17
	社団	129	65,935	77	26	5	8	4	9
	財団	126	148,811	61	25	8	21	3	8
青森県	計	104	23,423	58	21	7	10	1	7
	社団	63	1,922	38	13	5	7	0	0
	財団	41	21,501	20	8	2	3	1	7
岩手県	計	95	62,343	52	21	6	6	3	7
	社団	46	6,719	30	10	0	2	1	3
	財団	49	55,624	22	11	6	4	2	4
宮城県	計	142	144,362	75	30	5	18	5	9
	社団	75	13,103	44	19	2	7	0	3
	財団	67	131,259	31	11	3	11	5	6
秋田県	計	70	58,381	44	15	2	5	1	3
	社団	41	5,097	27	10	2	1	0	1
	財団	29	53,284	17	5	0	4	1	2
山形県	計	137	79,931	90	22	8	9	1	7
	社団	59	32,065	37	12	3	4	0	3
	財団	78	47,866	53	10	5	5	1	4
福島県	計	154	265,134	74	34	10	15	9	12
	社団	77	52,848	42	20	4	8	2	1
	財団	77	212,286	32	14	6	7	7	11
茨城県	計	133	59,036	48	37	17	17	4	10
	社団	73	15,006	26	28	9	6	0	4
	財団	60	44,030	22	9	8	11	4	6
栃木県	計	122	27,967	60	32	7	12	5	6
	社団	53	6,522	23	23	3	1	1	2
	財団	69	21,445	37	9	4	11	4	4
群馬県	計	116	26,061	55	27	9	17	3	5
	社団	53	6,662	29	15	2	5	1	1
	財団	63	19,399	26	12	7	12	2	4
埼玉県	計	210	90,563	91	59	20	25	7	8
	社団	118	26,855	54	45	9	7	1	2
	財団	92	63,708	37	14	11	18	6	6
千葉県	計	184	86,670	71	54	18	25	8	8
	社団	95	31,596	36	37	11	8	1	2
	財団	89	55,074	35	17	7	17	7	6
東京都	計	429	759,748	161	119	49	58	16	26
	社団	219	165,312	79	76	32	22	4	6
	財団	210	594,436	82	43	17	36	12	20
神奈川県	計	292	138,789	121	65	25	47	14	20
	社団	130	7,167	64	42	8	13	2	1
	財団	162	131,622	57	23	17	34	12	19

		法人数	合計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
新潟県	計	179	65,846	102	44	6	15	5	7
	社団	72	45,611	37	25	1	4	2	3
	財団	107	20,235	65	19	5	11	3	4
富山県	計	134	55,232	65	36	10	18	2	3
	社団	60	46,184	30	18	3	7	1	1
	財団	74	9,048	35	18	7	11	1	2
石川県	計	141	208,786	83	27	4	20	1	6
	社団	71	34,960	45	13	2	8	0	3
	財団	70	173,826	38	14	2	12	1	3
福井県	計	107	27,141	58	22	14	9	1	3
	社団	54	1,288	30	15	8	1	0	0
	財団	53	25,853	28	7	6	8	1	3
山梨県	計	85	34,484	42	19	5	8	4	7
	社団	33	13,453	16	10	1	2	2	2
	財団	52	21,031	26	9	4	6	2	5
長野県	計	120	50,203	64	32	7	10	2	5
	社団	56	43,973	23	20	5	5	0	3
	財団	64	6,230	41	12	2	5	2	2
岐阜県	計	127	86,136	77	24	7	15	0	4
	社団	58	73,213	36	11	3	5	0	3
	財団	69	12,923	41	13	4	10	0	1
静岡県	計	178	49,904	69	53	13	28	5	10
	社団	82	17,366	30	35	9	3	1	4
	財団	96	32,538	39	18	4	25	4	6
愛知県	計	261	149,124	116	62	23	36	7	17
	社団	119	6,416	53	43	13	8	1	1
	財団	142	142,707	63	19	10	28	6	16
三重県	計	104	12,842	52	23	7	18	3	1
	社団	55	7,627	28	15	4	7	0	1
	財団	49	5,215	24	8	3	11	3	0
滋賀県	計	139	19,261	74	34	10	13	2	6
	社団	64	1,825	37	21	3	2	1	0
	財団	75	17,436	37	13	7	11	1	6
京都府	計	252	67,958	127	63	17	32	5	8
	社団	90	36,761	42	31	4	10	0	3
	財団	162	31,197	85	32	13	22	5	5
大阪府	計	241	118,131	106	61	27	28	8	11
	社団	114	5,476	45	41	19	7	2	0
	財団	127	112,655	61	20	8	21	6	11
兵庫県	計	236	184,223	95	67	16	32	12	14
	社団	91	82,381	32	39	6	10	1	3
	財団	145	101,842	63	28	10	22	11	11
奈良県	計	98	7,882	61	21	5	9	0	2
	社団	51	4,892	28	16	3	3	0	1
	財団	47	2,990	33	5	2	6	0	1
和歌山県	計	94	21,579	51	24	8	7	0	4
	社団	44	2,764	20	16	5	2	0	1
	財団	50	18,815	31	8	3	5	0	3
鳥取県	計	73	45,024	38	15	7	8	3	2
	社団	34	1,462	22	9	1	0	2	0
	財団	39	43,561	16	6	6	8	1	2

		法人数	合計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
島根県	計	105	77,860	59	17	9	12	1	7
	社団	42	65,684	26	6	4	3	1	2
	財団	63	12,175	33	11	5	9	0	5
岡山県	計	163	118,472	95	29	7	18	2	12
	社団	66	50,628	41	13	5	4	1	2
	財団	97	67,844	54	16	2	14	1	10
広島県	計	169	29,057	97	36	5	19	6	6
	社団	75	4,476	39	21	3	10	2	0
	財団	94	24,581	58	15	2	9	4	6
山口県	計	100	71,474	49	22	12	11	0	6
	社団	49	1,671	28	14	1	6	0	0
	財団	51	69,803	21	8	11	5	0	6
徳島県	計	84	77,788	41	19	9	9	2	4
	社団	43	24,858	21	11	3	4	2	2
	財団	41	52,931	20	8	6	5	0	2
香川県	計	132	19,790	78	29	5	16	2	2
	社団	44	2,143	23	12	1	8	0	0
	財団	88	17,647	55	17	4	8	2	2
愛媛県	計	111	29,749	69	19	5	11	2	5
	社団	48	4,938	31	7	3	4	2	1
	財団	63	24,811	38	12	2	7	0	4
高知県	計	112	18,613	59	22	14	10	5	2
	社団	47	1,508	33	8	4	1	1	0
	財団	65	17,104	26	14	10	9	4	2
福岡県	計	292	107,685	139	77	20	37	8	11
	社団	135	15,576	70	40	9	12	3	1
	財団	157	92,109	69	37	11	25	5	10
佐賀県	計	67	11,956	32	19	5	6	2	3
	社団	29	2,021	13	9	3	3	1	0
	財団	38	9,934	19	10	2	3	1	3
長崎県	計	107	56,061	60	27	4	10	2	4
	社団	44	31,713	23	15	0	5	0	1
	財団	63	24,348	37	12	4	5	2	3
熊本県	計	91	91,325	41	23	11	7	2	7
	社団	49	36,819	22	16	5	2	1	3
	財団	42	54,506	19	7	6	5	1	4
大分県	計	110	31,175	61	23	2	17	2	5
	社団	62	10,201	37	13	2	8	0	2
	財団	48	20,974	24	10	0	9	2	3
宮崎県	計	89	36,008	48	20	4	6	5	6
	社団	45	22,570	24	13	1	2	2	3
	財団	44	13,438	24	7	3	4	3	3
鹿児島県	計	193	134,064	101	38	9	21	10	14
	社団	114	78,247	61	23	4	11	6	9
	財団	79	55,817	40	15	5	10	4	5
沖縄県	計	98	27,772	35	32	10	15	1	5
	社団	54	19,693	16	24	3	8	0	3
	財団	44	8,079	19	8	7	7	1	2

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-4-3 公益法人の正味財産額（社団・財団別）

		法人数	正味財産 (百万円)	正味財産平均値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
合計	計	9,644	17,066,523	1,770	11,331,229	5,735,445
	社団	4,146	1,727,567	417	732,221	994,235
	財団	5,498	15,338,957	2,790	10,599,008	4,741,210
内閣府	計	2,609	10,739,006	4,116	7,472,410	3,268,149
	社団	821	941,238	1,146	471,258	469,735
	財団	1,788	9,797,768	5,480	7,001,152	2,798,414
都道府県	計	7,035	6,327,517	899	3,858,819	2,467,296
	社団	3,325	786,328	236	260,964	524,500
	財団	3,710	5,541,189	1,494	3,597,855	1,942,796
北海道	計	255	216,279	848	134,454	81,824
	社団	129	51,136	396	18,450	32,686
	財団	126	165,143	1,311	116,004	49,138
青森県	計	104	76,271	733	39,239	37,022
	社団	63	7,428	118	3,674	3,744
	財団	41	68,843	1,679	35,565	33,278
岩手県	計	95	67,019	705	49,079	17,940
	社団	46	10,163	221	7,572	2,591
	財団	49	56,856	1,160	41,507	15,349
宮城県	計	142	87,825	618	44,707	42,866
	社団	75	18,075	241	2,047	15,778
	財団	67	69,751	1,041	42,660	27,088
秋田県	計	70	67,779	968	58,273	9,506
	社団	41	4,222	103	1,895	2,327
	財団	29	63,557	2,192	56,378	7,179
山形県	計	137	77,051	562	52,576	24,375
	社団	59	5,298	90	1,451	3,847
	財団	78	71,753	920	51,125	20,528
福島県	計	154	149,413	970	82,563	66,850
	社団	77	33,710	438	22,493	11,217
	財団	77	115,702	1,503	60,070	55,632
茨城県	計	133	104,262	784	59,314	44,948
	社団	73	10,230	140	2,764	7,466
	財団	60	94,033	1,567	56,550	37,482
栃木県	計	122	105,259	863	75,389	29,870
	社団	53	5,930	112	1,070	4,860
	財団	69	99,329	1,440	74,319	25,010
群馬県	計	116	86,078	742	39,666	46,413
	社団	53	14,161	267	2,197	11,964
	財団	63	71,917	1,142	37,469	34,449
埼玉県	計	210	136,510	650	70,141	66,348
	社団	118	13,229	112	1,020	12,188
	財団	92	123,281	1,340	69,121	54,160
千葉県	計	184	121,415	660	69,928	51,482
	社団	95	11,660	123	1,323	10,332
	財団	89	109,755	1,233	68,605	41,150
東京都	計	429	621,638	1,449	271,456	349,947
	社団	219	60,862	278	1,590	59,055
	財団	210	560,776	2,670	269,866	290,892
神奈川県	計	292	291,140	997	118,493	172,647
	社団	130	33,795	260	3,242	30,553
	財団	162	257,345	1,589	115,251	142,094

		法人数	正味財産 (百万円)	正味財産平均値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
新潟県	計	179	121,941	681	79,221	42,568
	社団	72	14,475	201	3,574	10,901
	財団	107	107,466	1,004	75,647	31,667
富山県	計	134	49,655	371	29,239	20,417
	社団	60	14,422	240	4,598	9,824
	財団	74	35,233	476	24,641	10,592
石川県	計	141	79,908	567	45,331	34,571
	社団	71	6,191	87	505	5,680
	財団	70	73,717	1,053	44,826	28,891
福井県	計	107	49,226	460	30,674	18,552
	社団	54	4,416	82	544	3,872
	財団	53	44,811	845	30,130	14,681
山梨県	計	85	58,150	684	31,062	26,883
	社団	33	8,446	256	1,486	6,755
	財団	52	49,703	956	29,576	20,128
長野県	計	120	128,563	1,071	78,753	49,810
	社団	56	10,428	186	1,664	8,764
	財団	64	118,136	1,846	77,089	41,047
岐阜県	計	127	146,948	1,157	122,747	24,201
	社団	58	50,201	866	39,295	10,906
	財団	69	96,747	1,402	83,452	13,295
静岡県	計	178	190,257	1,069	128,148	62,109
	社団	82	15,238	186	5,567	9,671
	財団	96	175,020	1,823	122,581	52,438
愛知県	計	261	251,119	962	148,434	102,619
	社団	119	16,238	136	3,189	12,984
	財団	142	234,880	1,654	145,245	89,635
三重県	計	104	116,343	1,119	87,589	28,751
	社団	55	11,118	202	1,894	9,221
	財団	49	105,225	2,147	85,695	19,530
滋賀県	計	139	215,206	1,548	181,242	33,963
	社団	64	4,097	64	171	3,926
	財団	75	211,109	2,815	181,071	30,038
京都府	計	252	111,664	443	65,516	46,032
	社団	90	16,194	180	1,384	14,810
	財団	162	95,470	589	64,131	31,222
大阪府	計	241	345,198	1,432	215,764	129,434
	社団	114	14,555	128	3,425	11,130
	財団	127	330,644	2,603	212,339	118,304
兵庫県	計	236	380,320	1,612	274,405	105,915
	社団	91	20,045	220	4,898	15,147
	財団	145	360,275	2,485	269,506	90,768
奈良県	計	98	53,238	543	29,694	23,544
	社団	51	5,209	102	804	4,405
	財団	47	48,029	1,022	28,889	19,139
和歌山県	計	94	39,690	422	25,346	14,343
	社団	44	7,124	162	2,369	4,755
	財団	50	32,566	651	22,977	9,589
鳥取県	計	73	51,229	702	37,335	13,872
	社団	34	4,213	124	742	3,449
	財団	39	47,016	1,206	36,592	10,423

		法人数	正味財産 (百万円)	正味財産平均値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
島根県	計	105	179,122	1,706	149,841	29,281
	社団	42	32,329	770	29,151	3,178
	財団	63	146,793	2,330	120,690	26,103
岡山県	計	163	208,729	1,281	79,495	129,217
	社団	66	28,375	430	7,892	20,483
	財団	97	180,354	1,859	71,603	108,733
広島県	計	169	171,716	1,016	141,260	30,456
	社団	75	13,939	186	4,009	9,930
	財団	94	157,777	1,678	137,251	20,526
山口県	計	100	70,671	707	41,146	29,525
	社団	49	7,225	147	3,045	4,180
	財団	51	63,446	1,244	38,102	25,345
徳島県	計	84	39,646	472	24,638	15,008
	社団	43	5,664	132	1,760	3,904
	財団	41	33,982	829	22,878	11,104
香川県	計	132	74,906	567	45,857	29,018
	社団	44	10,879	247	2,066	8,812
	財団	88	64,027	728	43,792	20,205
愛媛県	計	111	72,592	654	52,634	19,935
	社団	48	3,937	82	473	3,441
	財団	63	68,655	1,090	52,161	16,494
高知県	計	112	46,626	416	22,078	24,548
	社団	47	4,280	91	739	3,541
	財団	65	42,346	651	21,339	21,007
福岡県	計	292	231,256	792	138,942	92,276
	社団	135	35,071	260	8,434	26,599
	財団	157	196,185	1,250	130,508	65,677
佐賀県	計	67	47,249	705	33,010	14,239
	社団	29	5,069	175	2,134	2,935
	財団	38	42,180	1,110	30,876	11,304
長崎県	計	107	97,021	907	76,182	20,839
	社団	44	20,218	460	14,005	6,213
	財団	63	76,803	1,219	62,177	14,626
熊本県	計	91	163,929	1,801	108,811	55,119
	社団	49	13,078	267	4,840	8,238
	財団	42	150,851	3,592	103,971	46,881
大分県	計	110	67,699	615	39,096	28,602
	社団	62	9,884	159	2,132	7,753
	財団	48	57,815	1,204	36,965	20,850
宮崎県	計	89	38,567	433	23,143	15,424
	社団	45	13,116	291	5,387	7,728
	財団	44	25,451	578	17,756	7,695
鹿児島県	計	193	129,468	671	44,079	85,289
	社団	114	58,142	510	12,627	45,515
	財団	79	71,326	903	31,452	39,774
沖縄県	計	98	91,725	936	62,829	28,896
	社団	54	22,613	419	15,371	7,242
	財団	44	69,112	1,571	47,458	21,654

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-4-4 公益法人の遊休財産額（社団・財団別）

		法人数	総額（百万円）	平均値（百万円）
合計	計	9,644	1,179,616	122
	社団	4,146	362,744	87
	財団	5,498	816,872	149
内閣府	計	2,609	495,507	190
	社団	821	162,931	198
	財団	1,788	332,576	186
都道府県	計	7,035	684,109	97
	社団	3,325	199,813	60
	財団	3,710	484,296	131
北海道	計	255	27,632	108
	社団	129	6,878	53
	財団	126	20,753	165
青森県	計	104	9,251	89
	社団	63	1,713	27
	財団	41	7,538	184
岩手県	計	95	11,632	122
	社団	46	2,016	44
	財団	49	9,616	196
宮城県	計	142	14,457	102
	社団	75	5,632	75
	財団	67	8,825	132
秋田県	計	70	4,990	71
	社団	41	1,366	33
	財団	29	3,624	125
山形県	計	137	7,670	56
	社団	59	2,023	34
	財団	78	5,647	72
福島県	計	154	19,320	125
	社団	77	3,312	43
	財団	77	16,008	208
茨城県	計	133	13,653	103
	社団	73	3,451	47
	財団	60	10,202	170
栃木県	計	122	12,220	100
	社団	53	2,193	41
	財団	69	10,027	145
群馬県	計	116	14,226	123
	社団	53	4,223	80
	財団	63	10,003	159
埼玉県	計	210	18,743	89
	社団	118	5,340	45
	財団	92	13,402	146
千葉県	計	184	17,066	93
	社団	95	4,732	50
	財団	89	12,334	139
東京都	計	429	85,311	199
	社団	219	21,380	98
	財団	210	63,930	304
神奈川県	計	292	46,737	160
	社団	130	13,952	107
	財団	162	32,785	202

		法人数	総額（百万円）	平均値（百万円）
新潟県	計	179	9,037	50
	社団	72	2,859	40
	財団	107	6,178	58
富山県	計	134	9,590	72
	社団	60	3,853	64
	財団	74	5,737	78
石川県	計	141	6,085	43
	社団	71	2,562	36
	財団	70	3,523	50
福井県	計	107	5,124	48
	社団	54	1,528	28
	財団	53	3,596	68
山梨県	計	85	11,459	135
	社団	33	2,638	80
	財団	52	8,821	170
長野県	計	120	8,974	75
	社団	56	2,623	47
	財団	64	6,352	99
岐阜県	計	127	7,424	58
	社団	58	3,019	52
	財団	69	4,405	64
静岡県	計	178	17,361	98
	社団	82	3,316	40
	財団	96	14,045	146
愛知県	計	261	31,467	121
	社団	119	5,573	47
	財団	142	25,894	182
三重県	計	104	8,313	80
	社団	55	3,151	57
	財団	49	5,162	105
滋賀県	計	139	10,928	79
	社団	64	1,640	26
	財団	75	9,289	124
京都府	計	252	10,950	43
	社団	90	5,097	57
	財団	162	5,853	36
大阪府	計	241	25,939	108
	社団	114	5,685	50
	財団	127	20,254	159
兵庫県	計	236	31,439	133
	社団	91	7,634	84
	財団	145	23,805	164
奈良県	計	98	2,426	25
	社団	51	1,593	31
	財団	47	832	18
和歌山県	計	94	4,182	44
	社団	44	1,185	27
	財団	50	2,997	60
鳥取県	計	73	5,261	72
	社団	34	1,468	43
	財団	39	3,793	97

		法人数	総額（百万円）	平均値（百万円）
島根県	計	105	8,869	84
	社団	42	2,972	71
	財団	63	5,897	94
岡山県	計	163	36,889	226
	社団	66	3,746	57
	財団	97	33,142	342
広島県	計	169	10,504	62
	社団	75	3,803	51
	財団	94	6,701	71
山口県	計	100	5,471	55
	社団	49	1,620	33
	財団	51	3,851	76
徳島県	計	84	4,654	55
	社団	43	1,585	37
	財団	41	3,069	75
香川県	計	132	4,340	33
	社団	44	2,226	51
	財団	88	2,114	24
愛媛県	計	111	5,810	52
	社団	48	1,195	25
	財団	63	4,615	73
高知県	計	112	4,606	41
	社団	47	1,165	25
	財団	65	3,441	53
福岡県	計	292	24,365	83
	社団	135	10,636	79
	財団	157	13,729	87
佐賀県	計	67	3,944	59
	社団	29	1,152	40
	財団	38	2,793	73
長崎県	計	107	4,572	43
	社団	44	1,603	36
	財団	63	2,969	47
熊本県	計	91	8,864	97
	社団	49	4,529	92
	財団	42	4,336	103
大分県	計	110	6,884	63
	社団	62	2,458	40
	財団	48	4,426	92
宮崎県	計	89	6,099	69
	社団	45	3,333	74
	財団	44	2,766	63
鹿児島県	計	193	32,099	166
	社団	114	21,304	187
	財団	79	10,794	137
沖縄県	計	98	7,273	74
	社団	54	2,848	53
	財団	44	4,424	101

（注）過去1年間に提出された事業報告等（令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-4-6 寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	寄附金総額 (百万円)	寄附金あり の法人数	平均値 (百万円)	0円	1円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上
合計	計	9,644	383,055	5,054	76	4,590	1,764	1,866	1,124	300
	社団	4,146	34,386	1,779	19	2,367	986	565	200	28
	財団	5,498	348,670	3,275	106	2,223	778	1,301	924	272
内閣府	計	2,609	304,717	1,857	164	752	315	660	648	234
	社団	821	29,179	559	52	262	172	243	118	26
	財団	1,788	275,538	1,298	212	490	143	417	530	208
都道府県	計	7,035	78,339	3,197	25	3,838	1,449	1,206	476	66
	社団	3,325	5,207	1,220	4	2,105	814	322	82	2
	財団	3,710	73,132	1,977	37	1,733	635	884	394	64
北海道	計	255	1,634	172	9	83	100	47	23	2
	社団	129	228	91	3	38	75	11	5	0
	財団	126	1,405	81	17	45	25	36	18	2
青森県	計	104	304	53	6	51	32	17	3	1
	社団	63	64	34	2	29	26	6	2	0
	財団	41	240	19	13	22	6	11	1	1
岩手県	計	95	134	36	4	59	22	11	3	0
	社団	46	42	15	3	31	12	2	1	0
	財団	49	92	21	4	28	10	9	2	0
宮城県	計	142	483	95	5	47	57	30	7	1
	社団	75	238	58	4	17	48	8	1	1
	財団	67	245	37	7	30	9	22	6	0
秋田県	計	70	68	28	2	42	19	8	1	0
	社団	41	35	13	3	28	11	1	1	0
	財団	29	33	15	2	14	8	7	0	0
山形県	計	137	244	56	4	81	24	24	8	0
	社団	59	104	15	7	44	8	4	3	0
	財団	78	140	41	3	37	16	20	5	0
福島県	計	154	224	62	4	92	33	26	3	0
	社団	77	134	23	6	54	15	6	2	0
	財団	77	90	39	2	38	18	20	1	0
茨城県	計	133	432	48	9	85	14	22	12	0
	社団	73	61	16	4	57	5	9	2	0
	財団	60	371	32	12	28	9	13	10	0
栃木県	計	122	1,485	51	29	71	26	20	3	2
	社団	53	62	21	3	32	15	5	1	0
	財団	69	1,424	30	47	39	11	15	2	2
群馬県	計	116	804	54	15	62	19	25	8	2
	社団	53	68	21	3	32	11	9	1	0
	財団	63	737	33	22	30	8	16	7	2
埼玉県	計	210	662	101	7	109	56	34	10	1
	社団	118	139	53	3	65	40	10	3	0
	財団	92	524	48	11	44	16	24	7	1
千葉県	計	184	1,441	76	19	108	34	26	13	3
	社団	95	60	26	2	69	20	4	2	0
	財団	89	1,381	50	28	39	14	22	11	3
東京都	計	429	4,382	204	21	225	84	79	37	4
	社団	219	177	69	3	150	38	27	4	0
	財団	210	4,205	135	31	75	46	52	33	4
神奈川県	計	292	1,565	167	9	125	75	67	23	2
	社団	130	208	73	3	57	44	25	4	0
	財団	162	1,357	94	14	68	31	42	19	2

		法人数	寄附金総額 (百万円)	寄付金あり の法人数	平均値 (百万円)	0円	1円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上
新潟県	計	179	2,991	86	35	93	28	34	22	2
	社団	72	134	25	5	47	17	5	3	0
	財団	107	2,857	61	47	46	11	29	19	2
富山県	計	134	483	63	8	71	34	21	7	1
	社団	60	90	29	3	31	20	5	4	0
	財団	74	392	34	12	40	14	16	3	1
石川県	計	141	400	48	8	93	19	20	8	1
	社団	71	43	18	2	53	10	7	1	0
	財団	70	358	30	12	40	9	13	7	1
福井県	計	107	79	37	2	70	22	14	1	0
	社団	54	39	15	3	39	11	3	1	0
	財団	53	40	22	2	31	11	11	0	0
山梨県	計	85	294	33	9	52	13	15	4	1
	社団	33	27	9	3	24	6	2	1	0
	財団	52	267	24	11	28	7	13	3	1
長野県	計	120	3,362	49	69	71	13	20	12	4
	社団	56	34	8	4	48	4	3	1	0
	財団	64	3,328	41	81	23	9	17	11	4
岐阜県	計	127	998	59	17	68	27	24	7	1
	社団	58	119	22	5	36	15	5	2	0
	財団	69	879	37	24	32	12	19	5	1
静岡県	計	178	875	86	10	92	38	30	17	1
	社団	82	54	31	2	51	21	8	2	0
	財団	96	822	55	15	41	17	22	15	1
愛知県	計	261	7,537	98	77	163	22	44	28	4
	社団	119	259	27	10	92	11	11	5	0
	財団	142	7,278	71	103	71	11	33	23	4
三重県	計	104	2,897	50	58	54	19	20	8	3
	社団	55	1,433	24	60	31	15	7	1	1
	財団	49	1,465	26	56	23	4	13	7	2
滋賀県	計	139	416	77	5	62	41	27	9	0
	社団	64	29	33	1	31	26	7	0	0
	財団	75	387	44	9	31	15	20	9	0
京都府	計	252	1,179	145	8	107	70	50	23	2
	社団	90	75	45	2	45	27	17	1	0
	財団	162	1,104	100	11	62	43	33	22	2
大阪府	計	241	7,132	104	69	137	43	36	19	6
	社団	114	175	33	5	81	18	11	4	0
	財団	127	6,957	71	98	56	25	25	15	6
兵庫県	計	236	20,399	100	204	136	31	42	22	5
	社団	91	116	25	5	66	13	10	2	0
	財団	145	20,283	75	270	70	18	32	20	5
奈良県	計	98	180	39	5	59	23	10	6	0
	社団	51	13	12	1	39	10	2	0	0
	財団	47	167	27	6	20	13	8	6	0
和歌山県	計	94	93	30	3	64	12	16	2	0
	社団	44	12	5	2	39	3	2	0	0
	財団	50	81	25	3	25	9	14	2	0
鳥取県	計	73	84	32	3	41	18	12	2	0
	社団	34	29	15	2	19	11	3	1	0
	財団	39	54	17	3	22	7	9	1	0

		法人数	寄附金総額 (百万円)	寄附金あり の法人数	平均値 (百万円)	0円	1円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上
島根県	計	105	160	50	3	55	30	17	3	0
	社団	42	56	22	3	20	16	5	1	0
	財団	63	105	28	4	35	14	12	2	0
岡山県	計	163	3,150	72	44	91	22	35	12	3
	社団	66	45	14	3	52	6	7	1	0
	財団	97	3,105	58	54	39	16	28	11	3
広島県	計	169	1,352	101	13	68	41	33	24	3
	社団	75	218	45	5	30	31	8	6	0
	財団	94	1,134	56	20	38	10	25	18	3
山口県	計	100	97	43	2	57	27	13	3	0
	社団	49	16	22	1	27	18	4	0	0
	財団	51	81	21	4	30	9	9	3	0
徳島県	計	84	179	31	6	53	13	15	3	0
	社団	43	52	14	4	29	9	4	1	0
	財団	41	126	17	7	24	4	11	2	0
香川県	計	132	4,072	52	78	80	18	25	7	2
	社団	44	13	9	1	35	5	4	0	0
	財団	88	4,060	43	94	45	13	21	7	2
愛媛県	計	111	316	51	6	60	25	18	7	1
	社団	48	25	15	2	33	10	4	1	0
	財団	63	291	36	8	27	15	14	6	1
高知県	計	112	2,070	53	39	59	21	24	6	2
	社団	47	42	21	2	26	11	9	1	0
	財団	65	2,028	32	63	33	10	15	5	2
福岡県	計	292	746	113	7	179	46	51	15	1
	社団	135	93	33	3	102	18	13	2	0
	財団	157	653	80	8	77	28	38	13	1
佐賀県	計	67	968	30	32	37	18	6	4	2
	社団	29	3	11		18	10	1	0	0
	財団	38	965	19	51	19	8	5	4	2
長崎県	計	107	95	32	3	75	17	14	1	0
	社団	44	43	11	4	33	8	2	1	0
	財団	63	52	21	2	42	9	12	0	0
熊本県	計	91	274	34	8	57	8	19	7	0
	社団	49	82	12	7	37	5	6	1	0
	財団	42	192	22	9	20	3	13	6	0
大分県	計	110	400	55	7	55	33	13	8	1
	社団	62	15	28	1	34	24	4	0	0
	財団	48	385	27	14	21	9	9	8	1
宮崎県	計	89	109	27	4	62	11	12	4	0
	社団	45	43	6	7	39	2	3	1	0
	財団	44	66	21	3	23	9	9	3	0
鹿児島県	計	193	608	54	11	139	26	19	7	2
	社団	114	48	22	2	92	15	6	1	0
	財団	79	560	32	17	47	11	13	6	2
沖縄県	計	98	480	60	8	38	25	21	14	0
	社団	54	113	31	4	23	20	7	4	0
	財団	44	367	29	13	15	5	14	10	0

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-4-7 会費収入のある公益社団法人数

	法人数	総額 (百万円)	会費収入のあ る法人数	平均値 (百万円)	0円	1円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上
合計	4,146	108,305	3,649	30	497	1,247	1,553	737	112
内閣府	821	77,433	727	107	94	101	259	297	70
都道府県	3,325	30,872	2,922	11	403	1,146	1,294	440	42
北海道	129	824	106	8	23	56	38	10	2
青森県	63	377	59	6	4	23	27	9	0
岩手県	46	629	32	20	14	14	12	5	1
宮城県	75	402	67	6	8	31	29	6	1
秋田県	41	113	33	3	8	14	15	4	0
山形県	59	917	54	17	5	20	27	6	1
福島県	77	256	69	4	8	30	32	7	0
茨城県	73	532	68	8	5	38	18	12	0
栃木県	53	739	50	15	3	26	17	6	1
群馬県	53	411	49	8	4	21	21	7	0
埼玉県	118	645	113	6	5	39	65	8	1
千葉県	95	3,739	85	44	10	27	40	16	2
東京都	219	4,014	196	20	23	34	99	56	7
神奈川県	130	1,521	115	13	15	33	51	28	3
新潟県	72	1,094	62	18	10	23	29	9	1
富山県	60	253	52	5	8	17	30	5	0
石川県	71	297	62	5	9	29	25	8	0
福井県	54	235	50	5	4	23	21	6	0
山梨県	33	178	30	6	3	17	7	6	0
長野県	56	502	53	9	3	18	22	12	1
岐阜県	58	329	54	6	4	27	20	7	0
静岡県	82	672	77	9	5	30	33	12	2
愛知県	119	1,263	114	11	5	51	42	18	3
三重県	55	1,243	44	28	11	11	23	8	2
滋賀県	64	254	55	5	9	15	34	6	0
京都府	90	635	70	9	20	26	29	14	1
大阪府	114	865	109	8	5	27	64	16	2
兵庫県	91	483	84	6	7	27	43	13	1
奈良県	51	739	44	17	7	23	18	2	1
和歌山県	44	146	31	5	13	12	14	5	0
鳥取県	34	136	30	5	4	16	8	6	0
島根県	42	181	40	5	2	13	23	4	0
岡山県	66	468	58	8	8	29	21	7	1
広島県	75	569	64	9	11	24	30	9	1
山口県	49	224	46	5	3	20	21	5	0
徳島県	43	214	29	7	14	13	11	5	0
香川県	44	509	40	13	4	17	16	6	1
愛媛県	48	660	44	15	4	14	26	3	1
高知県	47	108	41	3	6	21	18	2	0
福岡県	135	1,268	121	10	14	48	55	14	4
佐賀県	29	113	27	4	2	13	11	3	0
長崎県	44	169	28	6	16	12	11	5	0
熊本県	49	356	34	10	15	18	9	7	0
大分県	62	228	55	4	7	29	19	7	0
宮崎県	45	239	37	6	8	18	15	4	0
鹿児島県	114	880	94	9	20	33	41	19	1
沖縄県	54	245	47	5	7	26	14	7	0

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-4-8 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	計	9,644	6,162,208	639	1,537	2,756	1,175	2,645	704	827
	社団	4,146	1,797,046	433	555	1,213	523	1,368	272	215
	財団	5,498	4,365,162	794	982	1,543	652	1,277	432	612
内閣府	計	2,609	3,067,280	1,176	308	776	377	741	177	230
	社団	821	821,928	1,001	67	256	129	257	56	56
	財団	1,788	2,245,352	1,256	241	520	248	484	121	174
都道府県	計	7,035	3,094,928	440	1,229	1,980	798	1,904	527	597
	社団	3,325	975,118	293	488	957	394	1,111	216	159
	財団	3,710	2,119,810	571	741	1,023	404	793	311	438
北海道	計	255	138,278	542	49	62	40	65	11	28
	社団	129	62,393	484	23	32	20	36	5	13
	財団	126	75,884	602	26	30	20	29	6	15
青森県	計	104	33,186	319	24	27	12	28	5	8
	社団	63	8,828	140	15	16	10	19	1	2
	財団	41	24,357	594	9	11	2	9	4	6
岩手県	計	95	31,980	337	16	21	19	24	7	8
	社団	46	8,189	178	8	10	10	15	2	1
	財団	49	23,791	486	8	11	9	9	5	7
宮城県	計	142	75,981	535	21	35	22	36	12	16
	社団	75	17,864	238	5	23	13	26	3	5
	財団	67	58,117	867	16	12	9	10	9	11
秋田県	計	70	16,512	236	21	17	5	20	4	3
	社団	41	8,225	201	15	8	2	14	1	1
	財団	29	8,287	286	6	9	3	6	3	2
山形県	計	137	35,847	262	49	36	8	30	7	7
	社団	59	19,599	332	14	17	3	18	5	2
	財団	78	16,249	208	35	19	5	12	2	5
福島県	計	154	106,448	691	20	46	16	38	14	20
	社団	77	12,534	163	11	24	11	22	9	0
	財団	77	93,914	1,220	9	22	5	16	5	20
茨城県	計	133	80,113	602	15	29	9	53	11	16
	社団	73	21,546	295	9	14	6	37	2	5
	財団	60	58,567	976	6	15	3	16	9	11
栃木県	計	122	38,899	319	20	35	20	26	12	9
	社団	53	10,869	205	1	15	13	18	5	1
	財団	69	28,030	406	19	20	7	8	7	8
群馬県	計	116	44,329	382	22	29	13	27	14	11
	社団	53	13,410	253	11	15	4	15	6	2
	財団	63	30,919	491	11	14	9	12	8	9
埼玉県	計	210	109,613	522	30	51	21	67	21	20
	社団	118	28,435	241	16	30	13	42	11	6
	財団	92	81,178	882	14	21	8	25	10	14
千葉県	計	184	75,341	409	22	43	25	59	21	14
	社団	95	22,151	233	8	25	13	37	9	3
	財団	89	53,190	598	14	18	12	22	12	11
東京都	計	429	385,582	899	30	130	51	109	45	64
	社団	219	93,770	428	7	70	28	64	27	23
	財団	210	291,812	1,390	23	60	23	45	18	41
神奈川県	計	292	186,638	639	39	85	24	75	27	42
	社団	130	24,612	189	22	44	14	38	6	6
	財団	162	162,026	1,000	17	41	10	37	21	36

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
新潟県	計	179	62,528	349	26	63	31	35	10	14
	社団	72	35,576	494	10	20	10	23	4	5
	財団	107	26,952	252	16	43	21	12	6	9
富山県	計	134	40,645	303	19	37	19	43	6	10
	社団	60	16,259	271	9	21	6	19	2	3
	財団	74	24,385	330	10	16	13	24	4	7
石川県	計	141	38,302	272	26	42	21	33	12	7
	社団	71	19,484	274	15	19	11	19	4	3
	財団	70	18,818	269	11	23	10	14	8	4
福井県	計	107	28,970	271	29	30	7	27	7	7
	社団	54	15,233	282	14	17	2	17	2	2
	財団	53	13,737	259	15	13	5	10	5	5
山梨県	計	85	42,774	503	17	21	8	27	3	9
	社団	33	17,433	528	3	11	2	14	2	1
	財団	52	25,341	487	14	10	6	13	1	8
長野県	計	120	31,880	266	22	36	14	33	6	9
	社団	56	13,182	235	9	14	5	21	4	3
	財団	64	18,698	292	13	22	9	12	2	6
岐阜県	計	127	31,232	246	29	36	14	30	10	8
	社団	58	12,979	224	6	15	12	19	4	2
	財団	69	18,253	265	23	21	2	11	6	6
静岡県	計	178	83,996	472	24	45	20	60	11	18
	社団	82	25,505	311	9	21	10	33	4	5
	財団	96	58,491	609	15	24	10	27	7	13
愛知県	計	261	141,955	544	30	68	30	82	19	32
	社団	119	27,771	233	7	32	19	49	8	4
	財団	142	114,184	804	23	36	11	33	11	28
三重県	計	104	31,541	303	10	36	14	25	11	8
	社団	55	10,808	197	5	17	9	20	3	1
	財団	49	20,733	423	5	19	5	5	8	7
滋賀県	計	139	42,979	309	30	35	12	46	8	8
	社団	64	15,683	245	11	22	5	23	1	2
	財団	75	27,296	364	19	13	7	23	7	6
京都府	計	252	107,154	425	42	84	34	70	9	13
	社団	90	57,572	640	13	30	7	31	5	4
	財団	162	49,582	306	29	54	27	39	4	9
大阪府	計	241	122,963	510	32	89	14	62	19	25
	社団	114	31,386	275	10	49	5	33	12	5
	財団	127	91,576	721	22	40	9	29	7	20
兵庫県	計	236	135,107	572	21	74	25	72	18	26
	社団	91	26,165	288	5	30	6	38	7	5
	財団	145	108,942	751	16	44	19	34	11	21
奈良県	計	98	11,982	122	16	36	12	27	7	0
	社団	51	6,426	126	6	16	6	20	3	0
	財団	47	5,556	118	10	20	6	7	4	0
和歌山県	計	94	15,590	166	22	27	16	23	4	2
	社団	44	4,976	113	5	14	9	15	1	0
	財団	50	10,614	212	17	13	7	8	3	2
鳥取県	計	73	19,073	261	8	23	12	21	4	5
	社団	34	5,573	164	5	13	6	8	1	1
	財団	39	13,500	346	3	10	6	13	3	4

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
島根県	計	105	23,888	228	29	28	7	28	9	4
	社団	42	8,469	202	12	11	3	14	1	1
	財団	63	15,419	245	17	17	4	14	8	3
岡山県	計	163	126,801	778	40	49	17	31	9	17
	社団	66	12,463	189	16	19	9	16	3	3
	財団	97	114,337	1,179	24	30	8	15	6	14
広島県	計	169	50,050	296	37	51	17	36	15	13
	社団	75	15,777	210	10	27	5	21	9	3
	財団	94	34,273	365	27	24	12	15	6	10
山口県	計	100	25,691	257	22	27	7	32	5	7
	社団	49	6,999	143	13	15	0	19	2	0
	財団	51	18,692	367	9	12	7	13	3	7
徳島県	計	84	14,538	173	20	19	10	24	10	1
	社団	43	6,883	160	7	11	6	14	5	0
	財団	41	7,655	187	13	8	4	10	5	1
香川県	計	132	19,985	151	35	36	13	36	10	2
	社団	44	7,104	161	7	12	4	18	3	0
	財団	88	12,881	146	28	24	9	18	7	2
愛媛県	計	111	20,633	186	36	32	13	18	9	3
	社団	48	6,636	138	16	12	8	8	4	0
	財団	63	13,997	222	20	20	5	10	5	3
高知県	計	112	19,004	170	27	31	15	26	9	4
	社団	47	5,260	112	12	14	10	8	3	0
	財団	65	13,744	211	15	17	5	18	6	4
福岡県	計	292	137,356	470	47	80	32	84	26	23
	社団	135	38,328	284	13	40	15	51	9	7
	財団	157	99,028	631	34	40	17	33	17	16
佐賀県	計	67	16,024	239	7	22	8	22	4	4
	社団	29	5,610	193	1	11	2	13	1	1
	財団	38	10,414	274	6	11	6	9	3	3
長崎県	計	107	20,563	192	27	35	8	26	8	3
	社団	44	7,543	171	7	16	3	15	2	1
	財団	63	13,020	207	20	19	5	11	6	2
熊本県	計	91	42,625	468	17	19	10	31	7	7
	社団	49	25,717	525	9	9	4	21	3	3
	財団	42	16,908	403	8	10	6	10	4	4
大分県	計	110	19,750	180	32	29	8	30	7	4
	社団	62	9,373	151	21	12	4	20	4	1
	財団	48	10,377	216	11	17	4	10	3	3
宮崎県	計	89	46,491	522	20	18	11	26	6	8
	社団	45	26,429	587	8	6	8	17	1	5
	財団	44	20,063	456	12	12	3	9	5	3
鹿児島県	計	193	130,649	677	38	49	25	46	10	25
	社団	114	79,734	699	22	26	18	28	4	16
	財団	79	50,915	644	16	23	7	18	6	9
沖縄県	計	98	33,465	341	14	27	9	35	8	5
	社団	54	18,358	340	7	12	5	25	3	2
	財団	44	15,107	343	7	15	4	10	5	3

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-4-9 公益目的事業収入額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	計	9,644	3,668,972	380	2,158	2,294	1,441	764	1,893	491	603
	社団	4,146	1,170,978	282	436	1,154	655	446	1,104	201	150
	財団	5,498	2,497,994	454	1,722	1,140	786	318	789	290	453
内閣府	計	2,609	1,241,264	476	907	495	418	197	364	98	130
	社団	821	434,242	529	71	194	225	107	163	32	29
	財団	1,788	807,023	451	836	301	193	90	201	66	101
都道府県	計	7,035	2,427,708	345	1,251	1,799	1,023	567	1,529	393	473
	社団	3,325	736,737	222	365	960	430	339	941	169	121
	財団	3,710	1,690,971	456	886	839	593	228	588	224	352
北海道	計	255	105,496	414	53	61	36	27	50	8	20
	社団	129	46,531	361	17	31	23	17	28	4	9
	財団	126	58,965	468	36	30	13	10	22	4	11
青森県	計	104	28,134	271	13	33	17	8	22	4	7
	社団	63	6,247	99	7	22	9	7	16	1	1
	財団	41	21,887	534	6	11	8	1	6	3	6
岩手県	計	95	25,877	272	17	23	16	9	17	6	7
	社団	46	5,564	121	4	13	8	6	13	1	1
	財団	49	20,312	415	13	10	8	3	4	5	6
宮城県	計	142	62,642	441	27	29	21	12	35	5	13
	社団	75	15,065	201	7	18	12	10	20	4	4
	財団	67	47,577	710	20	11	9	2	15	1	9
秋田県	計	70	12,412	177	14	25	10	5	11	2	3
	社団	41	6,296	154	7	16	3	4	9	1	1
	財団	29	6,116	211	7	9	7	1	2	1	2
山形県	計	137	30,392	222	46	30	17	9	25	4	6
	社団	59	17,225	292	11	17	5	4	18	2	2
	財団	78	13,167	169	35	13	12	5	7	2	4
福島県	計	154	94,590	614	21	40	19	15	32	9	18
	社団	77	9,214	120	6	27	8	10	22	4	0
	財団	77	85,376	1,109	15	13	11	5	10	5	18
茨城県	計	133	65,883	495	16	25	18	12	45	5	12
	社団	73	16,173	222	5	15	8	9	31	2	3
	財団	60	49,710	829	11	10	10	3	14	3	9
栃木県	計	122	29,430	241	16	37	16	16	21	9	7
	社団	53	6,582	124	3	13	7	10	17	3	0
	財団	69	22,848	331	13	24	9	6	4	6	7
群馬県	計	116	37,192	321	25	23	15	7	26	9	11
	社団	53	10,877	205	11	12	7	3	13	5	2
	財団	63	26,314	418	14	11	8	4	13	4	9
埼玉県	計	210	96,702	460	24	49	21	16	66	19	15
	社団	118	24,191	205	10	31	13	11	39	10	4
	財団	92	72,511	788	14	18	8	5	27	9	11
千葉県	計	184	61,473	334	14	53	22	11	55	18	11
	社団	95	16,078	169	5	25	13	6	36	8	2
	財団	89	45,395	510	9	28	9	5	19	10	9
東京都	計	429	297,434	693	48	98	71	30	88	42	52
	社団	219	81,469	372	10	66	24	17	55	27	20
	財団	210	215,965	1,028	38	32	47	13	33	15	32
神奈川県	計	292	160,445	549	40	63	48	22	67	16	36
	社団	130	17,499	135	16	38	25	13	30	4	4
	財団	162	142,946	882	24	25	23	9	37	12	32

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
新潟県	計	179	42,287	236	39	42	42	8	28	9	11
	社団	72	15,095	210	16	13	12	6	19	3	3
	財団	107	27,193	254	23	29	30	2	9	6	8
富山県	計	134	25,175	188	22	25	27	16	30	6	8
	社団	60	8,113	135	9	15	13	5	14	2	2
	財団	74	17,062	231	13	10	14	11	16	4	6
石川県	計	141	29,396	208	21	41	25	12	28	9	5
	社団	71	17,573	248	5	26	8	8	19	2	3
	財団	70	11,823	169	16	15	17	4	9	7	2
福井県	計	107	16,090	150	29	27	13	7	21	6	4
	社団	54	5,753	107	11	17	5	5	13	3	0
	財団	53	10,337	195	18	10	8	2	8	3	4
山梨県	計	85	38,252	450	14	20	13	8	18	5	7
	社団	33	15,977	484	1	10	6	2	11	2	1
	財団	52	22,274	428	13	10	7	6	7	3	6
長野県	計	120	25,342	211	23	35	21	9	19	7	6
	社団	56	10,916	195	7	15	7	4	16	6	1
	財団	64	14,426	225	16	20	14	5	3	1	5
岐阜県	計	127	23,427	184	39	24	14	13	24	7	6
	社団	58	10,916	188	7	13	5	12	16	3	2
	財団	69	12,512	181	32	11	9	1	8	4	4
静岡県	計	178	71,924	404	25	44	26	14	47	8	14
	社団	82	20,756	253	7	25	6	9	29	3	3
	財団	96	51,168	533	18	19	20	5	18	5	11
愛知県	計	261	113,480	435	47	52	30	21	71	13	27
	社団	119	22,098	186	9	30	12	15	44	5	4
	財団	142	91,382	644	38	22	18	6	27	8	23
三重県	計	104	21,124	203	12	28	20	11	23	6	4
	社団	55	8,154	148	5	16	9	6	16	2	1
	財団	49	12,970	265	7	12	11	5	7	4	3
滋賀県	計	139	26,015	187	24	42	16	9	37	7	4
	社団	64	6,788	106	5	23	10	5	19	1	1
	財団	75	19,227	256	19	19	6	4	18	6	3
京都府	計	252	55,574	221	15	104	43	21	52	8	9
	社団	90	29,166	324	4	39	9	6	26	3	3
	財団	162	26,407	163	11	65	34	15	26	5	6
大阪府	計	241	103,018	427	49	63	31	12	50	13	23
	社団	114	26,861	236	11	42	11	6	29	10	5
	財団	127	76,158	600	38	21	20	6	21	3	18
兵庫県	計	236	96,548	409	41	60	29	11	59	14	22
	社団	91	21,107	232	6	30	8	4	32	6	5
	財団	145	75,441	520	35	30	21	7	27	8	17
奈良県	計	98	7,086	72	18	27	22	10	18	3	0
	社団	51	4,376	86	4	14	10	8	14	1	0
	財団	47	2,710	58	14	13	12	2	4	2	0
和歌山県	計	94	11,483	122	26	26	11	11	15	3	2
	社団	44	3,948	90	7	12	6	6	12	1	0
	財団	50	7,535	151	19	14	5	5	3	2	2
鳥取県	計	73	14,903	204	9	17	14	9	18	2	4
	社団	34	4,221	124	3	9	9	5	7	0	1
	財団	39	10,682	274	6	8	5	4	11	2	3

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
島根県	計	105	17,807	170	14	38	14	4	26	6	3
	社団	42	6,205	148	7	15	5	2	12	0	1
	財団	63	11,602	184	7	23	9	2	14	6	2
岡山県	計	163	117,348	720	40	42	28	10	22	8	13
	社団	66	9,555	145	9	19	14	7	13	2	2
	財団	97	107,793	1,111	31	23	14	3	9	6	11
広島県	計	169	38,432	227	50	39	18	8	40	5	9
	社団	75	10,627	142	8	23	10	5	25	3	1
	財団	94	27,805	296	42	16	8	3	15	2	8
山口県	計	100	17,921	179	18	27	14	5	27	6	3
	社団	49	5,584	114	10	14	5	1	17	2	0
	財団	51	12,337	242	8	13	9	4	10	4	3
徳島県	計	84	10,931	130	18	20	12	7	20	6	1
	社団	43	5,293	123	5	11	5	6	13	3	0
	財団	41	5,638	138	13	9	7	1	7	3	1
香川県	計	132	15,234	115	31	34	21	10	25	9	2
	社団	44	5,412	123	7	11	4	5	14	3	0
	財団	88	9,823	112	24	23	17	5	11	6	2
愛媛県	計	111	16,161	146	29	45	9	6	13	6	3
	社団	48	4,660	97	8	22	4	4	7	3	0
	財団	63	11,501	183	21	23	5	2	6	3	3
高知県	計	112	12,853	115	12	36	23	13	20	6	2
	社団	47	4,277	91	3	19	10	6	6	3	0
	財団	65	8,577	132	9	17	13	7	14	3	2
福岡県	計	292	105,500	361	63	63	34	37	58	17	20
	社団	135	30,684	227	12	40	13	20	38	5	7
	財団	157	74,816	477	51	23	21	17	20	12	13
佐賀県	計	67	11,443	171	8	22	11	6	14	3	3
	社団	29	3,866	133	2	8	4	6	8	0	1
	財団	38	7,577	199	6	14	7	0	6	3	2
長崎県	計	107	15,827	148	16	40	15	7	21	6	2
	社団	44	5,073	115	5	13	7	4	13	2	0
	財団	63	10,754	171	11	27	8	3	8	4	2
熊本県	計	91	35,836	394	17	19	13	7	26	4	5
	社団	49	22,047	450	6	12	3	4	20	3	1
	財団	42	13,789	328	11	7	10	3	6	1	4
大分県	計	110	15,420	140	23	30	18	8	21	7	3
	社団	62	7,117	115	9	20	7	5	17	3	1
	財団	48	8,304	173	14	10	11	3	4	4	2
宮崎県	計	89	31,723	356	16	22	10	12	16	7	6
	社団	45	23,043	512	4	10	4	8	13	2	4
	財団	44	8,681	197	12	12	6	4	3	5	2
鹿児島県	計	193	115,221	597	47	32	27	18	37	10	22
	社団	114	70,291	617	26	15	19	12	24	4	14
	財団	79	44,930	569	21	17	8	6	13	6	8
沖縄県	計	98	20,822	212	22	24	12	8	25	5	2
	社団	54	12,174	225	8	15	5	5	18	2	1
	財団	44	8,648	197	14	9	7	3	7	3	1

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-4-11 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

		全法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満
合計	計	9,644	4,429	2,183	1,390	1,103	474	65
	社団	4,146	1,904	671	576	661	308	26
	財団	5,498	2,525	1,512	814	442	166	39
内閣府	計	2,609	1,038	816	417	212	106	20
	社団	821	262	253	162	98	46	0
	財団	1,788	776	563	255	114	60	20
都道府県計	計	7,035	3,391	1,367	973	891	368	45
	社団	3,325	1,642	418	414	563	262	26
	財団	3,710	1,749	949	559	328	106	19
北海道	計	255	112	47	39	34	22	1
	社団	129	57	16	20	19	16	1
	財団	126	55	31	19	15	6	0
青森県	計	104	51	12	18	14	8	1
	社団	63	27	8	10	9	8	1
	財団	41	24	4	8	5	0	0
岩手県	計	95	41	16	16	20	2	0
	社団	46	24	2	9	9	2	0
	財団	49	17	14	7	11	0	0
宮城県	計	142	74	20	20	20	7	1
	社団	75	41	8	9	11	6	0
	財団	67	33	12	11	9	1	1
秋田県	計	70	28	14	8	19	1	0
	社団	41	18	4	3	15	1	0
	財団	29	10	10	5	4	0	0
山形県	計	137	60	28	22	19	7	1
	社団	59	26	7	9	13	4	0
	財団	78	34	21	13	6	3	1
福島県	計	154	81	27	20	17	9	0
	社団	77	38	7	10	14	8	0
	財団	77	43	20	10	3	1	0
茨城県	計	133	72	24	16	13	8	0
	社団	73	45	7	6	10	5	0
	財団	60	27	17	10	3	3	0
栃木県	計	122	65	19	12	20	5	1
	社団	53	35	2	5	7	4	0
	財団	69	30	17	7	13	1	1
群馬県	計	116	58	19	17	15	7	0
	社団	53	26	8	7	7	5	0
	財団	63	32	11	10	8	2	0
埼玉県	計	210	106	38	29	23	12	2
	社団	118	69	14	11	12	10	2
	財団	92	37	24	18	11	2	0
千葉県	計	184	88	34	23	19	16	4
	社団	95	51	7	10	13	12	2
	財団	89	37	27	13	6	4	2
東京都	計	429	188	106	52	57	26	0
	社団	219	93	38	26	42	20	0
	財団	210	95	68	26	15	6	0
神奈川県	計	292	110	60	53	42	26	1
	社団	130	41	19	19	32	18	1
	財団	162	69	41	34	10	8	0

		全法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満
新潟県	計	179	86	47	19	19	8	0
	社団	72	41	8	5	13	5	0
	財団	107	45	39	14	6	3	0
富山県	計	134	58	37	19	13	5	2
	社団	60	27	11	9	6	5	2
	財団	74	31	26	10	7	0	0
石川県	計	141	75	34	15	11	6	0
	社団	71	37	15	9	7	3	0
	財団	70	38	19	6	4	3	0
福井県	計	107	59	15	17	8	5	3
	社団	54	30	3	12	4	3	2
	財団	53	29	12	5	4	2	1
山梨県	計	85	47	17	12	8	0	1
	社団	33	17	6	2	7	0	1
	財団	52	30	11	10	1	0	0
長野県	計	120	59	22	16	17	5	1
	社団	56	29	6	8	9	4	0
	財団	64	30	16	8	8	1	1
岐阜県	計	127	72	23	12	14	5	1
	社団	58	36	8	2	7	4	1
	財団	69	36	15	10	7	1	0
静岡県	計	178	98	28	17	27	8	0
	社団	82	44	10	7	16	5	0
	財団	96	54	18	10	11	3	0
愛知県	計	261	152	45	27	27	9	1
	社団	119	70	12	11	18	8	0
	財団	142	82	33	16	9	1	1
三重県	計	104	62	12	22	5	3	0
	社団	55	31	7	9	5	3	0
	財団	49	31	5	13	0	0	0
滋賀県	計	139	55	28	25	17	13	1
	社団	64	24	7	8	14	10	1
	財団	75	31	21	17	3	3	0
京都府	計	252	90	56	49	36	16	5
	社団	90	39	10	12	17	8	4
	財団	162	51	46	37	19	8	1
大阪府	計	241	112	47	23	43	14	2
	社団	114	46	13	10	35	10	0
	財団	127	66	34	13	8	4	2
兵庫県	計	236	98	46	38	37	15	2
	社団	91	45	9	9	18	10	0
	財団	145	53	37	29	19	5	2
奈良県	計	98	51	15	11	18	3	0
	社団	51	28	8	5	8	2	0
	財団	47	23	7	6	10	1	0
和歌山県	計	94	41	19	10	16	8	0
	社団	44	19	7	4	10	4	0
	財団	50	22	12	6	6	4	0
鳥取県	計	73	42	16	10	4	1	0
	社団	34	18	8	6	2	0	0
	財団	39	24	8	4	2	1	0

		全法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満
島根県	計	105	48	24	15	15	3	0
	社団	42	19	7	7	7	2	0
	財団	63	29	17	8	8	1	0
岡山県	計	163	95	23	27	13	4	1
	社団	66	28	13	15	8	2	0
	財団	97	67	10	12	5	2	1
広島県	計	169	76	38	22	24	7	2
	社団	75	38	10	3	16	6	2
	財団	94	38	28	19	8	1	0
山口県	計	100	34	24	24	14	4	0
	社団	49	19	5	13	8	4	0
	財団	51	15	19	11	6	0	0
徳島県	計	84	41	16	13	13	1	0
	社団	43	24	3	6	10	0	0
	財団	41	17	13	7	3	1	0
香川県	計	132	70	27	13	14	5	3
	社団	44	26	5	2	7	2	2
	財団	88	44	22	11	7	3	1
愛媛県	計	111	53	17	19	11	10	1
	社団	48	16	4	9	9	9	1
	財団	63	37	13	10	2	1	0
高知県	計	112	55	21	19	12	4	1
	社団	47	21	6	9	8	3	0
	財団	65	34	15	10	4	1	1
福岡県	計	292	138	65	40	35	11	3
	社団	135	65	20	23	20	6	1
	財団	157	73	45	17	15	5	2
佐賀県	計	67	28	16	8	10	5	0
	社団	29	18	1	1	7	2	0
	財団	38	10	15	7	3	3	0
長崎県	計	107	59	20	14	11	3	0
	社団	44	22	5	7	8	2	0
	財団	63	37	15	7	3	1	0
熊本県	計	91	44	14	12	14	7	0
	社団	49	26	6	3	10	4	0
	財団	42	18	8	9	4	3	0
大分県	計	110	48	27	15	12	7	1
	社団	62	25	13	12	9	3	0
	財団	48	23	14	3	3	4	1
宮崎県	計	89	49	16	13	10	1	0
	社団	45	28	5	6	5	1	0
	財団	44	21	11	7	5	0	0
鹿児島県	計	193	109	28	23	21	11	1
	社団	114	65	14	11	15	8	1
	財団	79	44	14	12	6	3	0
沖縄県	計	98	53	20	9	10	5	1
	社団	54	30	6	5	7	5	1
	財団	44	23	14	4	3	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

資料1-4-12 収益事業等を実施している法人数（社団・財団別）

		全法人数	収益事業等を行っている法人数	収益事業等を行っている法人の割合（％）
合計	計	9,644	4,242	44.0%
	社団	4,146	2,152	51.9%
	財団	5,498	2,090	38.0%
内閣府	計	2,609	834	32.0%
	社団	821	389	47.4%
	財団	1,788	445	24.9%
都道府県計	計	7,035	3,408	48.4%
	社団	3,325	1,763	53.0%
	財団	3,710	1,645	44.3%
北海道	計	255	125	49.0%
	社団	129	74	57.4%
	財団	126	51	40.5%
青森県	計	104	50	48.1%
	社団	63	35	55.6%
	財団	41	15	36.6%
岩手県	計	95	48	50.5%
	社団	46	24	52.2%
	財団	49	24	49.0%
宮城県	計	142	62	43.7%
	社団	75	34	45.3%
	財団	67	28	41.8%
秋田県	計	70	38	54.3%
	社団	41	24	58.5%
	財団	29	14	48.3%
山形県	計	137	62	45.3%
	社団	59	31	52.5%
	財団	78	31	39.7%
福島県	計	154	67	43.5%
	社団	77	35	45.5%
	財団	77	32	41.6%
茨城県	計	133	62	46.6%
	社団	73	30	41.1%
	財団	60	32	53.3%
栃木県	計	122	50	41.0%
	社団	53	20	37.7%
	財団	69	30	43.5%
群馬県	計	116	53	45.7%
	社団	53	28	52.8%
	財団	63	25	39.7%
埼玉県	計	210	98	46.7%
	社団	118	47	39.8%
	財団	92	51	55.4%
千葉県	計	184	95	51.6%
	社団	95	52	54.7%
	財団	89	43	48.3%
東京都	計	429	270	62.9%
	社団	219	150	68.5%
	財団	210	120	57.1%
神奈川県	計	292	181	62.0%
	社団	130	98	75.4%
	財団	162	83	51.2%

		全法人数	収益事業等を行っている法人数	収益事業等を行っている法人の割合 (%)
新潟県	計	179	78	43.6%
	社団	72	31	43.1%
	財団	107	47	43.9%
富山県	計	134	70	52.2%
	社団	60	27	45.0%
	財団	74	43	58.1%
石川県	計	141	60	42.6%
	社団	71	33	46.5%
	財団	70	27	38.6%
福井県	計	107	42	39.3%
	社団	54	27	50.0%
	財団	53	15	28.3%
山梨県	計	85	34	40.0%
	社団	33	16	48.5%
	財団	52	18	34.6%
長野県	計	120	42	35.0%
	社団	56	23	41.1%
	財団	64	19	29.7%
岐阜県	計	127	39	30.7%
	社団	58	16	27.6%
	財団	69	23	33.3%
静岡県	計	178	90	50.6%
	社団	82	44	53.7%
	財団	96	46	47.9%
愛知県	計	261	95	36.4%
	社団	119	48	40.3%
	財団	142	47	33.1%
三重県	計	104	49	47.1%
	社団	55	27	49.1%
	財団	49	22	44.9%
滋賀県	計	139	80	57.6%
	社団	64	40	62.5%
	財団	75	40	53.3%
京都府	計	252	173	68.7%
	社団	90	67	74.4%
	財団	162	106	65.4%
大阪府	計	241	127	52.7%
	社団	114	70	61.4%
	財団	127	57	44.9%
兵庫県	計	236	153	64.8%
	社団	91	74	81.3%
	財団	145	79	54.5%
奈良県	計	98	39	39.8%
	社団	51	21	41.2%
	財団	47	18	38.3%
和歌山県	計	94	38	40.4%
	社団	44	21	47.7%
	財団	50	17	34.0%
鳥取県	計	73	22	30.1%
	社団	34	13	38.2%
	財団	39	9	23.1%

		全法人数	収益事業等を行っている法人数	収益事業等を行っている法人の割合 (%)
島根県	計	105	44	41.9%
	社団	42	21	50.0%
	財団	63	23	36.5%
岡山県	計	163	60	36.8%
	社団	66	33	50.0%
	財団	97	27	27.8%
広島県	計	169	88	52.1%
	社団	75	41	54.7%
	財団	94	47	50.0%
山口県	計	100	61	61.0%
	社団	49	27	55.1%
	財団	51	34	66.7%
徳島県	計	84	36	42.9%
	社団	43	22	51.2%
	財団	41	14	34.1%
香川県	計	132	56	42.4%
	社団	44	23	52.3%
	財団	88	33	37.5%
愛媛県	計	111	51	45.9%
	社団	48	29	60.4%
	財団	63	22	34.9%
高知県	計	112	33	29.5%
	社団	47	20	42.6%
	財団	65	13	20.0%
福岡県	計	292	143	49.0%
	社団	135	69	51.1%
	財団	157	74	47.1%
佐賀県	計	67	36	53.7%
	社団	29	16	55.2%
	財団	38	20	52.6%
長崎県	計	107	41	38.3%
	社団	44	20	45.5%
	財団	63	21	33.3%
熊本県	計	91	42	46.2%
	社団	49	25	51.0%
	財団	42	17	40.5%
大分県	計	110	46	41.8%
	社団	62	27	43.5%
	財団	48	19	39.6%
宮崎県	計	89	31	34.8%
	社団	45	15	33.3%
	財団	44	16	36.4%
鹿児島県	計	193	100	51.8%
	社団	114	69	60.5%
	財団	79	31	39.2%
沖縄県	計	98	48	49.0%
	社団	54	26	48.1%
	財団	44	22	50.0%

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

資料1-6-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合

	合計	社団法人数	社団法人の割合 (%)	財団法人数	財団法人の割合 (%)
合計	6,014	2,913	48.4%	3,101	51.6%
内閣府	1,008	312	31.0%	696	69.0%
都道府県計	5,006	2,601	52.0%	2,405	48.0%
北海道	230	105	45.7%	125	54.3%
青森県	93	42	45.2%	51	54.8%
岩手県	96	60	62.5%	36	37.5%
宮城県	77	36	46.8%	41	53.2%
秋田県	62	38	61.3%	24	38.7%
山形県	55	19	34.5%	36	65.5%
福島県	87	39	44.8%	48	55.2%
茨城県	94	43	45.7%	51	54.3%
栃木県	76	46	60.5%	30	39.5%
群馬県	74	39	52.7%	35	47.3%
埼玉県	117	73	62.4%	44	37.6%
千葉県	111	63	56.8%	48	43.2%
東京都	240	124	51.7%	116	48.3%
神奈川県	179	100	55.9%	79	44.1%
新潟県	94	40	42.6%	54	57.4%
富山県	59	29	49.2%	30	50.8%
石川県	71	32	45.1%	39	54.9%
福井県	74	41	55.4%	33	44.6%
山梨県	62	34	54.8%	28	45.2%
長野県	174	87	50.0%	87	50.0%
岐阜県	111	62	55.9%	49	44.1%
静岡県	214	154	72.0%	60	28.0%
愛知県	162	90	55.6%	72	44.4%
三重県	80	40	50.0%	40	50.0%
滋賀県	57	21	36.8%	36	63.2%
京都府	133	51	38.3%	82	61.7%
大阪府	306	169	55.2%	137	44.8%
兵庫県	217	109	50.2%	108	49.8%
奈良県	76	42	55.3%	34	44.7%
和歌山県	72	40	55.6%	32	44.4%
鳥取県	36	15	41.7%	21	58.3%
島根県	64	27	42.2%	37	57.8%
岡山県	122	53	43.4%	69	56.6%
広島県	152	66	43.4%	86	56.6%
山口県	129	76	58.9%	53	41.1%
徳島県	55	39	70.9%	16	29.1%
香川県	65	31	47.7%	34	52.3%
愛媛県	72	36	50.0%	36	50.0%
高知県	47	27	57.4%	20	42.6%
福岡県	181	89	49.2%	92	50.8%
佐賀県	70	36	51.4%	34	48.6%
長崎県	87	49	56.3%	38	43.7%
熊本県	108	53	49.1%	55	50.9%
大分県	71	42	59.2%	29	40.8%
宮崎県	63	39	61.9%	24	38.1%
鹿児島県	58	19	32.8%	39	67.2%
沖縄県	73	36	49.3%	37	50.7%

(注) 令和5年12月1日現在

資料1-6-2 各年12月1日時点の移行法人数（社団・財団別）

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
合計	合計	8,053	7,539	7,110	6,690	6,345	6,014
	社団	4,358	3,972	3,669	3,366	3,131	2,913
	財団	3,695	3,567	3,441	3,324	3,214	3,101
内閣府	合計	1,385	1,285	1,208	1,119	1,062	1,008
	社団	559	488	434	375	341	312
	財団	826	797	774	744	721	696
都道府県計	合計	6,668	6,254	5,902	5,571	5,283	5,006
	社団	3,799	3,484	3,235	2,991	2,790	2,601
	財団	2,869	2,770	2,667	2,580	2,493	2,405
北海道	合計	347	313	283	264	244	230
	社団	195	170	146	130	115	105
	財団	152	143	137	134	129	125
青森県	合計	143	136	123	111	100	93
	社団	68	62	56	49	47	42
	財団	75	74	67	62	53	51
岩手県	合計	130	127	116	110	100	96
	社団	84	81	73	69	63	60
	財団	46	46	43	41	37	36
宮城県	合計	114	105	98	94	87	77
	社団	64	56	51	49	43	36
	財団	50	49	47	45	44	41
秋田県	合計	79	74	68	65	64	62
	社団	50	46	42	40	39	38
	財団	29	28	26	25	25	24
山形県	合計	98	81	72	63	60	55
	社団	54	41	34	26	24	19
	財団	44	40	38	37	36	36
福島県	合計	129	125	121	105	102	87
	社団	71	66	64	53	50	39
	財団	58	59	57	52	52	48
茨城県	合計	127	117	107	101	97	94
	社団	67	59	52	47	44	43
	財団	60	58	55	54	53	51
栃木県	合計	92	89	87	81	79	76
	社団	56	54	53	50	48	46
	財団	36	35	34	31	31	30
群馬県	合計	118	109	102	94	83	74
	社団	75	67	63	57	46	39
	財団	43	42	39	37	37	35
埼玉県	合計	161	150	134	129	120	117
	社団	109	100	87	84	75	73
	財団	52	50	47	45	45	44
千葉県	合計	146	140	131	122	116	111
	社団	90	85	80	73	67	63
	財団	56	55	51	49	49	48
東京都	合計	294	288	278	265	260	240
	社団	154	150	143	138	135	124
	財団	140	138	135	127	125	116
神奈川県	合計	227	217	204	193	184	179
	社団	137	130	119	110	103	100
	財団	90	87	85	83	81	79

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
新潟県	合計	136	123	119	109	99	94
	社団	69	61	58	51	43	40
	財団	67	62	61	58	56	54
富山県	合計	75	72	69	64	63	59
	社団	38	36	34	32	31	29
	財団	37	36	35	32	32	30
石川県	合計	107	96	89	80	78	71
	社団	55	48	44	38	38	32
	財団	52	48	45	42	40	39
福井県	合計	91	84	81	76	74	74
	社団	54	48	45	42	41	41
	財団	37	36	36	34	33	33
山梨県	合計	80	76	72	70	64	62
	社団	45	42	39	37	35	34
	財団	35	34	33	33	29	28
長野県	合計	227	214	199	192	184	174
	社団	127	119	107	100	95	87
	財団	100	95	92	92	89	87
岐阜県	合計	149	140	135	131	121	111
	社団	85	77	75	74	67	62
	財団	64	63	60	57	54	49
静岡県	合計	266	254	240	230	220	214
	社団	195	186	174	167	158	154
	財団	71	68	66	63	62	60
愛知県	合計	190	181	178	169	166	162
	社団	110	102	100	93	91	90
	財団	80	79	78	76	75	72
三重県	合計	107	104	94	87	84	80
	社団	59	58	52	45	43	40
	財団	48	46	42	42	41	40
滋賀県	合計	85	72	69	61	58	57
	社団	43	31	30	23	21	21
	財団	42	41	39	38	37	36
京都府	合計	179	165	157	150	145	133
	社団	78	70	65	61	59	51
	財団	101	95	92	89	86	82
大阪府	合計	397	379	356	344	324	306
	社団	235	224	207	197	184	169
	財団	162	155	149	147	140	137
兵庫県	合計	268	253	245	237	222	217
	社団	146	136	131	124	113	109
	財団	122	117	114	113	109	108
奈良県	合計	90	89	86	86	81	76
	社団	47	46	46	46	43	42
	財団	43	43	40	40	38	34
和歌山県	合計	92	79	77	76	73	72
	社団	56	45	43	43	41	40
	財団	36	34	34	33	32	32
鳥取県	合計	57	54	46	46	41	36
	社団	28	26	21	21	18	15
	財団	29	28	25	25	23	21

		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
島根県	合計	90	83	82	76	67	64
	社団	45	40	39	35	29	27
	財団	45	43	43	41	38	37
岡山県	合計	170	154	148	134	128	122
	社団	89	77	73	62	58	53
	財団	81	77	75	72	70	69
広島県	合計	183	173	167	164	157	152
	社団	88	81	78	75	69	66
	財団	95	92	89	89	88	86
山口県	合計	169	161	154	144	135	129
	社団	107	99	95	85	80	76
	財団	62	62	59	59	55	53
徳島県	合計	78	73	70	58	58	55
	社団	54	50	48	41	41	39
	財団	24	23	22	17	17	16
香川県	合計	80	76	73	69	67	65
	社団	43	40	37	35	33	31
	財団	37	36	36	34	34	34
愛媛県	合計	88	85	84	78	76	72
	社団	50	47	46	41	39	36
	財団	38	38	38	37	37	36
高知県	合計	77	69	68	62	54	47
	社団	52	46	45	40	34	27
	財団	25	23	23	22	20	20
福岡県	合計	235	225	215	198	194	181
	社団	132	125	117	103	101	89
	財団	103	100	98	95	93	92
佐賀県	合計	92	85	82	82	73	70
	社団	54	47	44	44	36	36
	財団	38	38	38	38	37	34
長崎県	合計	115	103	97	94	89	87
	社団	73	64	58	55	50	49
	財団	42	39	39	39	39	38
熊本県	合計	126	123	118	113	110	108
	社団	65	62	59	55	54	53
	財団	61	61	59	58	56	55
大分県	合計	97	94	82	77	73	71
	社団	61	58	49	45	43	42
	財団	36	36	33	32	30	29
宮崎県	合計	86	78	72	70	68	63
	社団	57	50	46	44	43	39
	財団	29	28	26	26	25	24
鹿児島県	合計	74	72	69	64	60	58
	社団	29	28	26	22	21	19
	財団	45	44	43	42	39	39
沖縄県	合計	107	94	85	83	81	73
	社団	56	48	41	40	39	36
	財団	51	46	44	43	42	37

(注) 各年12月1日現在

資料1-6-5 公益目的財産額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	合計	5,934	7,381,498	1,244	252	1,025	838	2,088	689	1,042
	社団	2,868	3,178,772	1,108	204	614	432	960	302	356
	財団	3,066	4,202,726	1,371	48	411	406	1,128	387	686
内閣府	合計	1,006	4,586,724	4,559	17	63	49	265	173	439
	社団	312	2,082,555	6,675	12	34	22	96	47	101
	財団	694	2,504,169	3,608	5	29	27	169	126	338
都道府県計	合計	4,928	2,794,774	567	235	962	789	1,823	516	603
	社団	2,556	1,096,217	429	192	580	410	864	255	255
	財団	2,372	1,698,557	716	43	382	379	959	261	348
北海道	合計	230	116,788	508	7	37	42	87	31	26
	社団	105	46,211	440	7	18	21	38	12	9
	財団	125	70,576	565	0	19	21	49	19	17
青森県	合計	93	36,932	397	3	23	15	36	8	8
	社団	42	8,988	214	3	12	6	15	5	1
	財団	51	27,943	548	0	11	9	21	3	7
岩手県	合計	96	26,709	278	8	20	25	29	8	6
	社団	60	12,468	208	6	15	16	14	8	1
	財団	36	14,241	396	2	5	9	15	0	5
宮城県	合計	77	31,645	411	1	20	9	27	10	10
	社団	36	12,995	361	1	12	1	14	4	4
	財団	41	18,649	455	0	8	8	13	6	6
秋田県	合計	62	18,257	294	5	13	11	21	6	6
	社団	38	8,832	232	4	11	8	9	4	2
	財団	24	9,425	393	1	2	3	12	2	4
山形県	合計	55	19,876	361	3	14	12	17	4	5
	社団	19	11,254	592	0	8	2	5	1	3
	財団	36	8,621	239	3	6	10	12	3	2
福島県	合計	87	52,382	602	6	18	16	25	11	11
	社団	39	6,621	170	6	7	12	9	5	0
	財団	48	45,760	953	0	11	4	16	6	11
茨城県	合計	93	51,743	556	6	16	20	34	4	13
	社団	43	8,928	208	6	11	11	11	2	2
	財団	50	42,815	856	0	5	9	23	2	11
栃木県	合計	71	19,949	281	9	12	13	24	9	4
	社団	43	11,132	259	7	10	5	12	7	2
	財団	28	8,817	315	2	2	8	12	2	2
群馬県	合計	74	27,128	367	3	18	12	27	8	6
	社団	39	15,826	406	3	8	7	13	4	4
	財団	35	11,303	323	0	10	5	14	4	2
埼玉県	合計	117	75,033	641	3	16	18	46	16	18
	社団	73	47,330	648	2	8	12	27	12	12
	財団	44	27,703	630	1	8	6	19	4	6
千葉県	合計	98	79,301	809	2	12	14	44	9	17
	社団	54	20,909	387	1	12	11	22	1	7
	財団	44	58,392	1,327	1	0	3	22	8	10
東京都	合計	236	384,204	1,628	3	14	26	90	36	67
	社団	123	104,635	851	3	8	16	47	19	30
	財団	113	279,569	2,474	0	6	10	43	17	37
神奈川県	合計	175	133,263	762	4	22	24	79	15	31
	社団	97	52,133	537	3	14	18	47	2	13
	財団	78	81,130	1,040	1	8	6	32	13	18

		法人数	合計 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円で 5億円未満	5億円で 10億円未満	10億円 以上
新潟県	合計	92	54,689	594	2	23	12	33	5	17
	社団	39	20,452	524	2	15	5	12	2	3
	財団	53	34,237	646	0	8	7	21	3	14
富山県	合計	58	17,237	297	4	18	9	17	4	6
	社団	29	7,140	246	4	10	5	6	1	3
	財団	29	10,096	348	0	8	4	11	3	3
石川県	合計	69	17,731	257	4	15	18	22	5	5
	社団	31	9,273	299	2	8	8	7	2	4
	財団	38	8,459	223	2	7	10	15	3	1
福井県	合計	74	28,868	390	4	15	15	26	8	6
	社団	41	9,345	228	4	13	7	11	4	2
	財団	33	19,522	592	0	2	8	15	4	4
山梨県	合計	61	17,421	286	5	18	11	14	11	2
	社団	34	7,031	207	5	10	6	7	6	0
	財団	27	10,390	385	0	8	5	7	5	2
長野県	合計	170	64,742	381	4	41	29	66	13	17
	社団	84	26,932	321	4	23	13	30	6	8
	財団	86	37,810	440	0	18	16	36	7	9
岐阜県	合計	111	44,747	403	11	22	16	43	6	13
	社団	62	19,454	314	10	13	6	25	2	6
	財団	49	25,293	516	1	9	10	18	4	7
静岡県	合計	207	100,448	485	10	41	34	70	26	26
	社団	149	57,033	383	10	31	28	50	17	13
	財団	58	43,415	749	0	10	6	20	9	13
愛知県	合計	155	133,121	859	3	22	18	67	19	26
	社団	86	69,266	805	3	12	11	35	11	14
	財団	69	63,855	925	0	10	7	32	8	12
三重県	合計	80	30,279	378	2	17	12	32	6	11
	社団	40	12,477	312	2	11	6	14	5	2
	財団	40	17,803	445	0	6	6	18	1	9
滋賀県	合計	57	38,980	684	1	13	12	19	5	7
	社団	21	20,051	955	1	8	4	3	2	3
	財団	36	18,929	526	0	5	8	16	3	4
京都府	合計	131	77,510	592	3	29	16	50	12	21
	社団	49	24,375	497	1	13	3	23	3	6
	財団	82	53,135	648	2	16	13	27	9	15
大阪府	合計	306	195,172	638	8	31	55	132	39	41
	社団	169	91,818	543	7	19	32	76	19	16
	財団	137	103,355	754	1	12	23	56	20	25
兵庫県	合計	207	178,404	862	9	29	22	86	25	36
	社団	104	58,819	566	5	25	15	37	7	15
	財団	103	119,585	1,161	4	4	7	49	18	21
奈良県	合計	75	23,909	319	8	14	12	29	6	6
	社団	42	13,288	316	8	10	5	14	1	4
	財団	33	10,622	322	0	4	7	15	5	2
和歌山県	合計	72	50,658	704	1	19	14	28	6	4
	社団	40	7,857	196	1	10	9	16	4	0
	財団	32	42,801	1,338	0	9	5	12	2	4
鳥取県	合計	36	8,228	229	4	8	5	14	4	1
	社団	15	3,350	223	2	3	2	6	2	0
	財団	21	4,878	232	2	5	3	8	2	1

		法人数	合計 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
島根県	合計	63	20,230	321	4	12	8	31	4	4
	社団	26	5,055	194	2	9	1	12	2	0
	財団	37	15,175	410	2	3	7	19	2	4
岡山県	合計	115	76,566	666	8	24	16	42	10	15
	社団	50	15,364	307	5	17	7	13	4	4
	財団	65	61,202	942	3	7	9	29	6	11
広島県	合計	152	83,975	552	6	35	25	51	18	17
	社団	66	39,551	599	5	16	10	17	9	9
	財団	86	44,424	517	1	19	15	34	9	8
山口県	合計	128	35,222	275	9	31	22	47	11	8
	社団	76	18,059	238	9	21	14	23	6	3
	財団	52	17,163	330	0	10	8	24	5	5
徳島県	合計	54	28,567	529	6	13	9	15	7	4
	社団	39	24,086	618	6	12	7	6	4	4
	財団	15	4,480	299	0	1	2	9	3	0
香川県	合計	64	25,417	397	8	15	10	21	5	5
	社団	30	9,512	317	6	6	3	9	3	3
	財団	34	15,905	468	2	9	7	12	2	2
愛媛県	合計	72	36,756	510	3	14	12	24	7	12
	社団	36	20,776	577	2	5	7	10	4	8
	財団	36	15,979	444	1	9	5	14	3	4
高知県	合計	47	9,258	197	4	16	6	15	4	2
	社団	27	6,827	253	3	8	3	8	3	2
	財団	20	2,431	122	1	8	3	7	1	0
福岡県	合計	181	99,516	550	5	40	26	65	24	21
	社団	89	38,325	431	3	24	9	34	10	9
	財団	92	61,191	665	2	16	17	31	14	12
佐賀県	合計	69	20,879	303	3	17	14	26	6	3
	社団	35	7,461	213	3	12	6	10	3	1
	財団	34	13,418	395	0	5	8	16	3	2
長崎県	合計	86	21,408	249	7	29	14	25	7	4
	社団	48	14,510	302	4	14	7	16	5	2
	財団	38	6,898	182	3	15	7	9	2	2
熊本県	合計	108	45,855	425	8	26	13	44	7	10
	社団	53	20,948	395	7	17	5	15	3	6
	財団	55	24,907	453	1	9	8	29	4	4
大分県	合計	71	23,009	324	5	20	14	17	8	7
	社団	42	13,975	333	3	12	6	11	6	4
	財団	29	9,035	312	2	8	8	6	2	3
宮崎県	合計	62	27,631	446	6	15	10	18	5	8
	社団	38	15,341	404	5	10	3	10	4	6
	財団	24	12,290	512	1	5	7	8	1	2
鹿児島県	合計	58	52,972	913	3	11	8	24	8	4
	社団	19	6,937	365	3	5	2	5	3	1
	財団	39	46,035	1,180	0	6	6	19	5	3
沖縄県	合計	73	32,161	441	4	14	15	24	10	6
	社団	36	13,269	369	3	4	9	10	6	4
	財団	37	18,892	511	1	10	6	14	4	2

(注) 過去1年間の公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-6-6 年間の公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	支出額計 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	合計	5,934	615,868	2,885	1,697	521	623	99	109
	社団	2,868	322,808	1,361	811	261	330	52	53
	財団	3,066	293,060	1,524	886	260	293	47	56
内閣府	合計	1,006	285,446	229	316	143	224	42	52
	社団	312	112,736	78	94	41	71	16	12
	財団	694	172,711	151	222	102	153	26	40
都道府県計	合計	4,928	330,422	2,656	1,381	378	399	57	57
	社団	2,556	210,072	1,283	717	220	259	36	41
	財団	2,372	120,350	1,373	664	158	140	21	16
北海道	合計	230	14,735	120	70	18	18	1	3
	社団	105	11,568	52	30	8	11	1	3
	財団	125	3,167	68	40	10	7	0	0
青森県	合計	93	5,611	52	24	6	8	2	1
	社団	42	2,621	25	9	3	4	0	1
	財団	51	2,989	27	15	3	4	2	0
岩手県	合計	96	4,039	60	26	5	3	1	1
	社団	60	2,754	34	19	3	3	0	1
	財団	36	1,284	26	7	2	0	1	0
宮城県	合計	77	4,247	34	27	9	5	1	1
	社団	36	3,559	9	14	7	4	1	1
	財団	41	688	25	13	2	1	0	0
秋田県	合計	62	2,979	35	16	7	3	0	1
	社団	38	2,231	21	10	5	1	0	1
	財団	24	748	14	6	2	2	0	0
山形県	合計	55	1,608	41	10	3	0	0	1
	社団	19	1,241	13	4	1	0	0	1
	財団	36	367	28	6	2	0	0	0
福島県	合計	87	4,614	44	26	6	9	1	1
	社団	39	1,281	20	13	2	4	0	0
	財団	48	3,334	24	13	4	5	1	1
茨城県	合計	93	4,955	40	35	9	6	3	0
	社団	43	1,682	20	17	3	2	1	0
	財団	50	3,273	20	18	6	4	2	0
栃木県	合計	71	2,774	38	23	6	3	0	1
	社団	43	2,316	22	14	3	3	0	1
	財団	28	458	16	9	3	0	0	0
群馬県	合計	74	8,657	31	28	7	6	1	1
	社団	39	7,959	14	13	5	5	1	1
	財団	35	698	17	15	2	1	0	0
埼玉県	合計	117	12,446	40	35	14	23	3	2
	社団	73	10,713	20	20	9	19	3	2
	財団	44	1,734	20	15	5	4	0	0
千葉県	合計	98	8,400	42	30	10	13	2	1
	社団	54	5,767	23	15	8	6	1	1
	財団	44	2,633	19	15	2	7	1	0
東京都	合計	236	40,763	83	77	27	35	9	5
	社団	123	17,610	36	41	18	18	6	4
	財団	113	23,153	47	36	9	17	3	1
神奈川県	合計	175	9,769	76	68	16	12	1	2
	社団	97	6,766	42	34	11	8	0	2
	財団	78	3,003	34	34	5	4	1	0

		法人数	支出額計 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
新潟県	合計	92	4,518	45	29	5	12	1	0
	社団	39	1,084	21	13	1	4	0	0
	財団	53	3,434	24	16	4	8	1	0
富山県	合計	58	1,764	35	15	1	7	0	0
	社団	29	859	18	8	0	3	0	0
	財団	29	904	17	7	1	4	0	0
石川県	合計	69	2,314	43	17	3	5	1	0
	社団	31	1,087	18	6	3	4	0	0
	財団	38	1,228	25	11	0	1	1	0
福井県	合計	74	2,201	38	25	5	6	0	0
	社団	41	1,023	23	13	3	2	0	0
	財団	33	1,177	15	12	2	4	0	0
山梨県	合計	61	1,726	42	8	6	5	0	0
	社団	34	1,410	20	5	5	4	0	0
	財団	27	316	22	3	1	1	0	0
長野県	合計	170	6,820	86	61	9	12	1	1
	社団	84	5,067	39	30	4	9	1	1
	財団	86	1,753	47	31	5	3	0	0
岐阜県	合計	111	4,618	68	23	11	8	0	1
	社団	62	3,020	38	15	4	4	0	1
	財団	49	1,598	30	8	7	4	0	0
静岡県	合計	207	7,059	122	49	16	19	1	0
	社団	149	3,906	93	35	9	12	0	0
	財団	58	3,153	29	14	7	7	1	0
愛知県	合計	155	28,003	69	42	9	25	5	5
	社団	86	24,238	27	25	7	18	5	4
	財団	69	3,764	42	17	2	7	0	1
三重県	合計	80	2,581	44	18	13	4	1	0
	社団	40	1,518	20	10	8	1	1	0
	財団	40	1,063	24	8	5	3	0	0
滋賀県	合計	57	2,020	37	10	4	6	0	0
	社団	21	1,383	13	1	2	5	0	0
	財団	36	636	24	9	2	1	0	0
京都府	合計	131	10,843	77	30	13	4	5	2
	社団	49	3,330	25	12	7	2	3	0
	財団	82	7,513	52	18	6	2	2	2
大阪府	合計	306	23,535	150	104	22	22	2	6
	社団	169	10,422	88	54	9	14	1	3
	財団	137	13,113	62	50	13	8	1	3
兵庫県	合計	207	18,039	125	58	9	7	4	4
	社団	104	11,500	62	30	2	5	3	2
	財団	103	6,539	63	28	7	2	1	2
奈良県	合計	75	3,968	49	11	6	8	0	1
	社団	42	2,907	27	6	3	5	0	1
	財団	33	1,062	22	5	3	3	0	0
和歌山県	合計	72	2,151	47	19	2	3	1	0
	社団	40	1,575	30	6	1	2	1	0
	財団	32	576	17	13	1	1	0	0
鳥取県	合計	36	1,160	18	10	5	3	0	0
	社団	15	552	5	5	4	1	0	0
	財団	21	608	13	5	1	2	0	0

		法人数	支出額計 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
島根県	合計	63	1,142	38	19	4	2	0	0
	社団	26	755	12	10	2	2	0	0
	財団	37	387	26	9	2	0	0	0
岡山県	合計	115	8,009	69	29	11	3	1	2
	社団	50	1,488	29	13	5	3	0	0
	財団	65	6,521	40	16	6	0	1	2
広島県	合計	152	13,297	85	34	14	15	2	2
	社団	66	11,030	26	17	8	12	1	2
	財団	86	2,267	59	17	6	3	1	0
山口県	合計	128	2,141	91	27	4	6	0	0
	社団	76	1,690	52	14	4	6	0	0
	財団	52	450	39	13	0	0	0	0
徳島県	合計	54	1,967	34	12	4	3	1	0
	社団	39	1,773	26	6	3	3	1	0
	財団	15	194	8	6	1	0	0	0
香川県	合計	64	2,142	38	19	0	7	0	0
	社団	30	1,514	12	13	0	5	0	0
	財団	34	628	26	6	0	2	0	0
愛媛県	合計	72	6,550	36	20	6	8	1	1
	社団	36	6,016	13	10	5	6	1	1
	財団	36	533	23	10	1	2	0	0
高知県	合計	47	1,567	25	13	4	5	0	0
	社団	27	1,026	11	9	3	4	0	0
	財団	20	541	14	4	1	1	0	0
福岡県	合計	181	17,108	91	57	13	15	0	5
	社団	89	13,931	36	30	8	11	0	4
	財団	92	3,177	55	27	5	4	0	1
佐賀県	合計	69	2,709	47	14	3	4	0	1
	社団	35	993	21	8	3	3	0	0
	財団	34	1,716	26	6	0	1	0	1
長崎県	合計	86	6,077	49	21	6	7	1	2
	社団	48	3,600	23	14	5	4	1	1
	財団	38	2,477	26	7	1	3	0	1
熊本県	合計	108	8,344	68	26	6	5	0	3
	社団	53	6,263	33	13	2	3	0	2
	財団	55	2,080	35	13	4	2	0	1
大分県	合計	71	2,249	44	16	5	5	1	0
	社団	42	2,009	24	7	5	5	1	0
	財団	29	240	20	9	0	0	0	0
宮崎県	合計	62	4,022	31	15	9	5	2	0
	社団	38	3,534	16	9	7	4	2	0
	財団	24	488	15	6	2	1	0	0
鹿児島県	合計	58	1,547	37	15	2	4	0	0
	社団	19	290	11	7	0	1	0	0
	財団	39	1,257	26	8	2	3	0	0
沖縄県	合計	73	2,635	42	20	5	5	1	0
	社団	36	1,211	20	10	2	4	0	0
	財団	37	1,424	22	10	3	1	1	0

(注) 過去1年間の公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書(令和5年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料2-2-1 年度別の公益・移行認定の申請件数

	平成30年度			令和元年度			2年度			3年度			4年度			5年度		
	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	105	0	105	94	0	94	97	0	97	100	0	100	91	0	91	76	0	76
内閣府	50	0	50	46	0	46	62	0	62	51	0	51	52	0	52	46	0	46
都道府県計	55	0	55	48	0	48	35	0	35	49	0	49	39	0	39	30	0	30
北海道	2	0	2	0	0	0	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
埼玉県	2	0	2	2	0	2	0	0	0	2	0	2	3	0	3	1	0	1
千葉県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
東京都	4	0	4	0	0	0	3	0	3	2	0	2	5	0	5	2	0	2
神奈川県	4	0	4	1	0	1	5	0	5	3	0	3	2	0	2	4	0	4
新潟県	1	0	1	1	0	1	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
富山県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1
石川県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
福井県	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
長野県	2	0	2	3	0	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1
岐阜県	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
静岡県	2	0	2	1	0	1	2	0	2	2	0	2	1	0	1	1	0	1
愛知県	4	0	4	3	0	3	4	0	4	6	0	6	2	0	2	1	0	1
三重県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0
滋賀県	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
京都府	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	3
大阪府	3	0	3	3	0	3	2	0	2	8	0	8	5	0	5	2	0	2
兵庫県	1	0	1	4	0	4	0	0	0	3	0	3	2	0	2	3	0	3
奈良県	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2
岡山県	5	0	5	2	0	2	0	0	0	1	0	1	1	0	1	2	0	2
広島県	2	0	2	5	0	5	1	0	1	3	0	3	0	0	0	1	0	1
山口県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0
徳島県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1
愛媛県	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
福岡県	2	0	2	4	0	4	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	0	0
佐賀県	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
長崎県	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
宮崎県	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
沖縄県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-4 年度別の公益・移行認定処分件数

	平成30年度			令和元年度			2年度			3年度			4年度			5年度		
	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	80	0	80	86	0	86	77	0	77	77	0	77	84	0	84	63	0	63
内閣府	40	0	40	36	0	36	39	0	39	42	0	42	41	0	41	31	0	31
都道府県計	40	0	40	50	0	50	38	0	38	35	0	35	43	0	43	32	0	32
北海道	1	0	1	1	0	1	2	0	2	1	0	1	3	0	3	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
埼玉県	3	0	3	2	0	2	0	0	0	1	0	1	2	0	2	2	0	2
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1
東京都	0	0	0	4	0	4	2	0	2	2	0	2	3	0	3	3	0	3
神奈川県	2	0	2	1	0	1	3	0	3	3	0	3	3	0	3	5	0	5
新潟県	0	0	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
富山県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
石川県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2
福井県	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
長野県	1	0	1	3	0	3	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
岐阜県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
静岡県	1	0	1	1	0	1	2	0	2	2	0	2	1	0	1	1	0	1
愛知県	4	0	4	2	0	2	2	0	2	3	0	3	6	0	6	2	0	2
三重県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0
滋賀県	3	0	3	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
京都府	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1
大阪府	1	0	1	4	0	4	1	0	1	5	0	5	5	0	5	4	0	4
兵庫県	2	0	2	0	0	0	2	0	2	2	0	2	1	0	1	4	0	4
奈良県	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	2	0	2	4	0	4	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2	0	2
広島県	2	0	2	4	0	4	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0
山口県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
徳島県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
香川県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
愛媛県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
福岡県	3	0	3	5	0	5	0	0	0	3	0	3	1	0	1	0	0	0
佐賀県	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
長崎県	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
大分県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
宮崎県	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	0	0	0
沖縄県	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-5 年度別の公益・移行不認定処分件数

	平成30年度			令和元年度			2年度			3年度			4年度			5年度		
	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	5	0	5	1	0	1	4	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0
内閣府	3	0	3	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
都道府県計	2	0	2	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	2	0	2	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-6 年度別の公益・移行認定申請取下げ等の件数

	平成30年度			令和元年度			2年度			3年度			4年度			5年度		
	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定	計	移行認定	公益認定
合計	53	0	53	30	1	29	29	0	29	51	0	51	34	0	34	29	0	29
内閣府	38	0	38	25	0	25	18	0	18	32	0	32	26	0	26	23	0	23
都道府県計	15	0	15	5	1	4	11	0	11	19	0	19	8	0	8	6	0	6
北海道	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	2	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0
東京都	1	0	1	2	0	2	3	0	3	2	0	2	2	0	2	0	0	0
神奈川県	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1
新潟県	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
富山県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0
京都府	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
大阪府	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10	0	10	2	0	2	1	0	1
兵庫県	2	0	2	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-8 年度別の変更認定申請・変更届出件数

	平成30年度			令和元年度			2年度			3年度			4年度			5年度		
	計	変更認定	変更届	計	変更認定	変更届	計	変更認定	変更届	計	変更認定	変更届	計	変更認定	変更届	計	変更認定	変更届
合計	12,091	396	11,695	12,186	338	11,848	12,014	357	11,657	12,746	342	12,404	12,047	313	11,734	12,425	297	12,128
内閣府	3,141	119	3,022	3,146	112	3,034	2,992	113	2,879	3,127	107	3,020	3,124	103	3,021	3,159	99	3,060
都道府県計	8,950	277	8,673	9,040	226	8,814	9,022	244	8,778	9,619	235	9,384	8,923	210	8,713	9,266	198	9,068
北海道	344	16	328	334	13	321	328	8	320	336	5	331	317	6	311	356	10	346
青森県	162	11	151	138	5	133	160	6	154	157	3	154	147	6	141	145	9	136
岩手県	133	5	128	137	2	135	150	3	147	183	4	179	169	5	164	151	2	149
宮城県	185	5	180	180	5	175	194	7	187	204	10	194	189	3	186	184	2	182
秋田県	88	5	83	84	3	81	93	1	92	106	4	102	82	4	78	87	2	85
山形県	145	4	141	148	1	147	144	6	138	146	1	145	171	3	168	161	2	159
福島県	193	2	191	223	1	222	183	0	183	234	4	230	198	3	195	210	3	207
茨城県	164	6	158	165	5	160	157	8	149	159	4	155	167	5	162	148	5	143
栃木県	152	2	150	150	3	147	146	2	144	158	3	155	147	7	140	166	7	159
群馬県	134	1	133	143	0	143	142	0	142	156	3	153	149	6	143	152	4	148
埼玉県	251	2	249	274	5	269	278	5	273	289	6	283	277	5	272	286	2	284
千葉県	244	7	237	251	6	245	244	5	239	304	5	299	237	4	233	280	7	273
東京都	604	10	594	661	13	648	566	11	555	616	13	603	526	9	517	624	5	619
神奈川県	331	14	317	359	9	350	401	16	385	362	9	353	327	8	319	351	7	344
新潟県	200	2	198	216	4	212	187	3	184	221	6	215	199	4	195	223	1	222
富山県	183	2	181	187	1	186	199	3	196	206	5	201	186	1	185	205	3	202
石川県	156	3	153	165	7	158	164	4	160	173	3	170	171	1	170	171	2	169
福井県	124	2	122	133	4	129	119	1	118	140	1	139	131	0	131	151	3	148
山梨県	103	3	100	104	2	102	119	4	115	109	3	106	104	3	101	106	1	105
長野県	141	1	140	133	2	131	139	4	135	153	1	152	137	0	137	128	1	127
岐阜県	182	7	175	166	4	162	187	5	182	201	1	200	159	2	157	151	2	149
静岡県	219	11	208	240	12	228	236	15	221	255	10	245	227	9	218	258	17	241
愛知県	329	9	320	356	3	353	351	1	350	355	5	350	347	8	339	350	6	344
三重県	132	2	130	135	1	134	132	3	129	145	4	141	139	2	137	145	1	144
滋賀県	188	2	186	185	3	182	198	0	198	197	7	190	163	1	162	194	4	190
京都府	236	9	227	281	10	271	275	14	261	285	3	282	261	8	253	273	3	270
大阪府	321	17	304	295	13	282	297	9	288	286	7	279	304	9	295	297	11	286
兵庫県	310	11	299	325	7	318	314	16	298	346	14	332	344	12	332	319	17	302
奈良県	135	3	132	136	1	135	119	2	117	124	1	123	140	2	138	117	0	117
和歌山県	121	3	118	99	2	97	118	6	112	106	3	103	96	3	93	100	1	99
鳥取県	98	2	96	115	2	113	102	2	100	121	2	119	96	1	95	103	4	99
島根県	127	2	125	129	1	128	134	2	132	141	0	141	112	2	110	137	3	134
岡山県	185	8	177	180	9	171	188	4	184	199	8	191	189	9	180	189	9	180
広島県	201	13	188	187	8	179	178	7	171	190	10	180	208	5	203	202	5	197
山口県	137	3	134	146	4	142	139	7	132	135	3	132	118	6	112	129	1	128
徳島県	105	2	103	96	2	94	117	6	111	102	3	99	109	4	105	121	1	120
香川県	200	11	189	188	5	183	179	6	173	217	18	199	208	7	201	204	10	194
愛媛県	168	6	162	172	4	168	176	6	170	151	2	149	142	2	140	156	1	155
高知県	143	5	138	131	11	120	138	6	132	171	4	167	155	4	151	157	6	151
福岡県	420	16	404	398	10	388	386	6	380	405	7	398	378	10	368	386	4	382
佐賀県	96	10	86	102	7	95	119	9	110	115	15	100	113	11	102	111	4	107
長崎県	126	3	123	139	7	132	125	6	119	141	1	140	123	2	121	124	1	123
熊本県	116	3	113	109	3	106	131	2	129	143	1	142	119	1	118	129	1	128
大分県	124	10	114	112	1	111	123	1	122	183	6	177	168	2	166	132	0	132
宮崎県	122	1	121	109	3	106	108	0	108	116	6	110	103	1	102	111	2	109
鹿児島県	266	4	262	223	2	221	227	3	224	254	1	253	258	3	255	260	4	256
沖縄県	106	1	105	101	0	101	112	3	109	123	0	123	113	1	112	126	2	124

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-9 年度別の変更認定処分件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合計	400	338	338	313	302	268
内閣府	122	115	93	105	88	92
都道府県計	278	223	245	208	214	176
北海道	17	13	8	5	6	10
青森県	11	6	6	2	5	7
岩手県	6	2	4	4	4	3
宮城県	6	6	7	10	3	2
秋田県	7	3	1	4	3	3
山形県	4	1	5	2	3	2
福島県	3	0	1	3	3	4
茨城県	7	5	7	4	3	5
栃木県	1	4	1	2	6	7
群馬県	1	0	0	3	5	5
埼玉県	3	1	5	4	6	3
千葉県	6	6	4	5	3	7
東京都	8	10	12	12	9	3
神奈川県	19	8	15	8	8	6
新潟県	1	4	3	6	3	2
富山県	2	1	3	5	1	2
石川県	4	5	4	2	3	2
福井県	2	2	3	1	0	1
山梨県	4	2	4	2	4	1
長野県	1	2	4	1	0	1
岐阜県	6	5	5	1	2	2
静岡県	11	11	15	10	7	12
愛知県	7	5	2	4	7	5
三重県	3	1	3	4	2	1
滋賀県	3	2	1	5	3	4
京都府	11	10	14	3	8	1
大阪府	17	17	9	5	11	9
兵庫県	12	8	16	10	15	11
奈良県	4	1	2	1	2	0
和歌山県	4	1	7	3	3	1
鳥取県	4	2	2	2	1	4
島根県	4	1	1	1	2	2
岡山県	7	8	5	7	9	9
広島県	12	9	6	6	7	4
山口県	3	4	7	3	5	2
徳島県	2	1	5	3	3	1
香川県	8	4	6	17	7	8
愛媛県	5	3	4	2	1	1
高知県	2	14	4	4	6	4
福岡県	10	13	8	8	10	4
佐賀県	7	8	9	15	11	4
長崎県	2	8	6	1	2	1
熊本県	3	2	3	0	2	4
大分県	10	1	1	5	3	0
宮崎県	1	1	2	2	4	2
鹿児島県	4	2	3	1	3	3
沖縄県	3	0	2	0	0	1

(注) 1 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。